伊勢神宮

全

302
567

013828-000-3

特55-113

伊勢神宮

廣池 千九郎／著

M42

ABB-0037

特55
113

伊勢神宮

神宮皇學館教授正七位廣池千九郎謹著

明治四十二年三月五日増訂再版

全

明治
42 3 10
内務

寶祚之隆當與
天壤無窮者矣

明治四十二年一月八日、早稲田大學總長大隈伯爵閣下に、卑著を呈して、其著述の由來を陳述せしに、

我隣邦の支那は、天命を尊び、德を尚ぶ、我日本は、祖先を尊び、人を尚ぶ、是れ彼我國體の別る丶大原因なり、今其理由を學問的に論證せし事甚だ善し、我日本は一大家族にして、君民は親子の情誼を存す、而して、天祖天照大神の　大詔によりて建國の基礎始めて定り、歷代の天皇其　大訓に遵て臣民を　御親愛あらせ給ふ、我帝國憲法の由來する所正に此に在り、故に明治二十二年二月十一日憲法發布の勅語には

『朕ガ親愛スル所ノ臣民』と　宣はせ玉ひ、而して其翌十二日を以て、畏多くも、陛下は文武百官を從へさせ、東京市内を　御巡幸遊ばされ、時宛も嚴寒の候なるに拘はらず、特に、　御馬車の幌を撤去せしめ、且除行を　命じ玉ひ、以て親しく臣民の萬歲歡呼を　受けさせ給ひて、所謂親愛の實を　示させ玉へり、是れ即ち陛下御親ら祖宗の宏謨を顯揚し、我國體の精華を發揮せさせ玉ひしものにして、臣民義勇奉公の基く所、敎育の淵源實に此に存す、是れ神宮の御事に就きて、我國民の普ねく知悉し奉らざるべからざる所以なり、

この意を語られたり、謹て錄して以て之を天下の同胞に告ぐ、

伊勢神宮序

掛巻も畏き
伊勢神宮の御事を記し奉る正しき書の世に出でむこ
とは、久しく吾れ人の望む所なりしも、さりとてかゝる
おはけなきわざに從ふ人はしも、其人物と學問と、兩な
がら世に聞え、人に許されたるものにあらざれば、却り
て
神德を瀆し奉る恐あるものなり、廣池千九郎ぬしは九
州の人にて、帆足萬里翁の學統を傳へ、文字文典訓詁の
學に長じ、殊に經書歷史制度の學には極めて深く、凡そ
當時漢學に於ては、天が下に並ぶもの幾人もなく、皇
國の學は、予の門に入りて、四大人の正しき道を傳へ、研
鑽の勞歲を累ね、記紀萬葉より律令格式に至りては、特

に精到なる研究を積み、今日其名聲は未だ大に世に知られざれと、博識篤學の聞えは學者の間に隠れなし、而して極めて敬神の念に篤く、其學力人物共に斯る業に從ふ人として殊にふさはしく思はるゝを、本書の稿本成りしと聞くや、うれしさの餘り、直に之を一覽するに、神宮と我國體との關係を論ずる章の如きは、まことに前人未發の論文にして、普く材料を内外に採り、考證精確周到を極め、議論正大、所説堂々、將に予の年來言はむと欲する所を言ひ、予の年來論せむと欲する所を論じて遺憾なし、より喜ばしさに、取りあへず其よしを一言記し侍るになむ

明治四十二年一月十日

文學博士　井上賴圀

伊勢神宮序

我邦現今の國民教育は、明治二十三年に下し給へる、教育勅語を以て大方針とす。然るに、教育勅語には「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ、以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ」とあり。是れ實に國隆盛なる所以、亦此に存す。然れども飜りて之を考ふるに天壤無窮の皇運は、天祖天照大神の皇孫に賜へる大詔に淵源す。泰初一たび『寶祚之隆。當與天壤無窮者矣』との大命令大豫言ありて、其の如く廿五世紀以上の歷史を開展せり。是れ豈に奇蹟にあらずとせんや。然れども今神祕の談をなして徒に之を喜ぶことを休めよ。但古今廿五世紀以上を一貫せる皇統の繼續及び皇統の起原は、悉く載せて正史にあり。而して天祖以來歷代天

皇の遺訓昭々乎として傳はれり。是れ皆今日及び今後の國民教育の當に基づくべき所なり。教育勅語に『斯ノ道ハ實ニ我ガ皇祖皇宗ノ遺訓』とあるを以て之を觀るも、國民教育の神髓骨子の果して那邊より來れるかを知るべきなり。然れども皇祖皇宗の遺訓中、最も偉大、最も顯著にして、且つ萬機の端緒を開きしものは、天祖の大詔なること、豈に又些の疑を容れんや。此れに由りて之を觀れば、伊勢神宮の國民教育に大關係あること、推して知るべきなり。但伊勢神宮の來由を精細に叙述せる者なきを遺憾となすのみ。頃ろ神宮皇學館教授廣池千九郎君『伊勢神宮』一卷を著はし、來りて序を余に屬す。余披いて之を覽るに、神宮と國體との關係、神宮の創立せられたる理由等、逐一論述して頗る肯綮を得たる所あり。其第一章の如きは、殊に近來の大文字と爲す、君蚤に國典漢籍に通ずるを以て歴史上の事實に明なり。然るに之を行るに一家獨得の識見を以てす。是を以て讀者をして卷を手にして倦まざらしむ。苟も國民教育に從事する者、豈に此書を一讀せずして可ならんや。印刷成るに及んで、偶感する所を述べて、以て之が序となす

明治四十二年二月九日

文學博士　井上哲次郎識

伊勢神宮增訂出版の緒言第一

(一)本書は、我國体の淵源を論述し、併せて神宮の歴史、沿革、現状を記載し奉れるものにして、其内容は我日本國民の普ねく知悉せざるべからざる事項に関す、

(二)本書は、昨年冬、先づ本論のみを印刷に附し、非賣品として之を舊知は勿論、内閣諸大臣幷に朝野の學者教育家の間に配付して、其批評を求めしに、本書を以て教育上極めて必要なる參考書と爲すもの多かりしが故に、更に本論には訂正を加へ、附説幷に附録をも併せて今回出版し、汎く之を一般國民に讀ましめむとするものなり、

(三)本書は、もと予が神宮皇學館教授として赴任の際より、先輩知友中、予に向て、神宮の御事にて、國民の知悉せざるべからざる事項を編纂せよとの勸告を爲すものあり、而して、予亦素より、憲法史上より、我國体の淵源に就きて、多年研究せる所ありしが故に、一昨年來材料を蒐集し、昨年支那遊歴より歸朝後、全部を完成し、其要求に應せしものなり、故に記載の事項は尤も我國体教育に必要なることのみを擇び、而して其事實の大綱を擧ぐるに止む、

(四)本書中、特に注目すべき事項は、本論各章に在りと雖も、其附説幷に附録の各章の如き、亦大に學問上教育上に資する所あるを信ず、且補説亦必ず一讀すべし、

(五)特に茲に一言したきは、本書はもと前に云べるが如く、昨年冬本論のみを稿本として謄寫の代りに印刷に付し、以て、先輩知友の間に其批正を求めしに、予が皇學の師非上頼圀翁の、周到なる注意を與へられたる事は云ふも更なり、現時神宮部内に於て、神宮の掌故に通せる、御巫清生、幷に松木時彦の兩君は、極めて懇切丁寧に本書の誤謬と其所見の異る所と、

を指示せられたれば、此兩君の指教は、特に卷尾に補遺の一部分として之を加へたり、又藤波氏公君は、有名なる內宮長官藤波氏富卿の裔にして、其夥しき祖先傳來の旧記古文書を開放して之を示され、又神宮皇學館教授木野戸隆勝、井上賴文、中西健郎諸君も、亦有益なる注意を與へられし事一にあらず、又神宮文庫の河原由松君は、其手記せられたる神宮年表を示され、此他神宮部內の有力者にして、種々の點に於て、本書の成功を助けし諸君亦二三に止まらず、本書は實にかゝの如き諸賢の深厚なる同情によりて完璧となりしものにして、決して予一箇の微力によりて成りたる產物にては之れなきなり、謹で其顚末を天下に告げ、以て其芳情を謝す、

又、併せて、村尾節三君の本論正誤に就きて、親切の注意を與へられたる芳情を謝す、又、神宮皇學館學生榊原正雄氏の、終始忠實に予の力を助けたる勞を謝す、

明治四十二年二月紀元節の日

廣池千九郎識

伊勢神宮增訂出版の緒言第二

(一)予は、又、我國体の研究は世界に於ける時代的智識の上に立てる正當穩健なる學問上の主義によるを必要とする事を信ず、蓋し、國体の研究は、即ち憲法の研究なり、憲法の研究は、必ずや泰西の法理に通じ、且我現行一般法律の智識を有し、加之我國史に精通せざるべからず、此智識を以て此研究に從事する事、是れ即ち所謂世界に於ける時代的智識の上に立てるものなり、而して其研究を爲すの方法は內外建國の理由を比較攻究し、我歷史の眞相を明にし、外國に於ける法律上の理論に向て、能く其取捨を平にするに在るを信ず、是れ即ち所謂正當穩健なる學問上の主義によれる研究なり、本書の研究、正に此徽意を存す、

(二)普通教育の要は、其國民固有の性格を保存發達せしめ、其國家の基礎を鞏固にし、併せて其國家の進步發展を期するに在り、若し夫れ其國民の固有する事物に至りては自然に放置して可なり之を說明するに及ばず、誘掖するに及ばずと云ふものゝ如きは、是れ教育を無視する暴論にして、取るに足らず、故にたとへば支那の如きは、人類自然の愛情に本づく所の孝道の說明に就きても、之を人類自然の至情なればとて決して打捨置く事なく、其子女の父母に向て孝を盡さゞるべからざる理由を、學問的に教訓する習慣なり、例へば、『三年の喪は何故に行ふか、曰く、子生れて三年母の懷に在ればなり』と云ふ如き類是也、故に、支那の國民は、亦是に由て以て特殊の發達を爲せるを見る、又、西洋各國に於て、人類自然の天性に本づく所の自由平等博愛の說明に就きては、之を人類自然の天性なればとて、決して打捨置く事なく、諄々乎として、其理由を學問的に教訓する事、今更予の呶々を要せむや、故に西洋各國は、其國家幷に箇人の立脚地、嚴然基礎を此處

に置きて、敢て他の企及せざる美点長所を有す、而して顧みて我日本は如何、曰く、我には我固有の大道の存するありて、我國民の精神界を支配し、我國家の基礎となれるなり、果して然らば、之を研究し、之を保存し、將た之を發育して、以て大に我國家の發展に資する事は、是れ學者政治家教育家等の如き社會の木鐸たる人の任務にあらずや、而して所謂興正の教育とは、即ちかくの如き大業を完成するの間にあらずや、是れ予の微弱如きをして本書を著はしたる所以なり、

四十二年二月十五日追記

著　者

伊勢神宮緒言

本書は予が專攻學科たる東洋法制史の立脚地より法律的社會學的及び史的觀察を以て神宮と皇室幷に我國體との關係に就き謹で卑見を陳述せる一論文にして、全篇の主旨は其第一章内に存す。（特に第一章第二項第六款及び第七款第八款幷に第三項に存す）而して其我國體の支那幷に歐洲各國と異なる所以の淵源に就きては予の積年研鑽せし所にして、今春親しく淸國に於て之を彼國の學者に語りし者の間に問はむとす、幸に一讀の榮を賜はらむ事を請ふ。

明治四十一年十一月天長佳辰の日

廣池千九郎識

凡例

(一)本書中、關字平出は、現時の制度に從ひて一切之を略す、

(二)引用書は、予が著書の通則として、すべて卷數丁數を明記して、其確實を證す、

伊勢神宮目次

第一章　伊勢神宮と我國體……一頁

第一項　序說……一頁

第二項　我國體の由來と伊勢神宮……二頁

第一款　序說……二頁

第二款　我國に於ける家族制度の特質……三頁

第三款上　天祖天照大神の聖德……五頁

第三款下　天祖天照大神と諸外國に於ける太陽崇拜……六頁

（一）ペルシャ、ナッチェーズの風習

（二）神話の神と實在の神との區別

第四款　天祖天照大神の大詔……八頁

（一）天祖の大詔は重大なる二箇の要素を含蓄す

（二）Hammurabi其他世界のあらゆる法典と天祖の大詔との比較

（三）支那の宗法　（四）支那民族の結合力と君臣大義の形式との關係

（五）英國古代の國會及び支那古代の國會と我古代の諮問制度との比較

第五款　歷代天皇の、天祖の宏祖に從ひ給ひて、下民を子の如く愛撫し給ひし聖德……十二頁

（一）歷代の御傳は皆漢の文帝の傳を讀むが如し、（二）武烈紀の誤り

(三)立法司法兵馬外交の大權、皇室を離れし事なし、
第六款　祖先崇拜の國風、竝、我日本民族と支那民族との宗教心の根柢に於ける差違と、彼我國體の區別……十四頁
(一)社會學研究の上より觀たる世界宗教の歷史　(二)日本神道の性質
(三)日本に於て神として祀らるゝもの　(四)日本に於ける自然物崇拜の性質
(五)日本に於ける男根崇拜の性質　(六)淫祀
(七)日本諸神社の神体とアストンの說　(八)日本に於ける偶像教、魔法教の說明、
(九)歐洲學者の觀察　(十)歐洲學者の歸納的研究の材料
(十一)支那民族の宗教心に關するムルレンドルフ及びアストン等の說、
(十二)日本の祖先崇拜に關する穗積戶水二博士の著
(十三)日本民族と支那民族との宗教心の根柢に於ける差別に就きての予の研究
(十四)支那の祭祀の種類幷に自然物祭祀の理由　(十五)支那の拜天主義
(十六)桓武文德二代の時の支那制度の摸倣　(十七)支那にては非血緣者を祖先として祀る
(十八)日本民族と根本思想を異にす　(十九)儒教の組織性質
(二十)支那の主權者の資格　(二十一)支那主權者の等級
(二十二)支那にては傳國の寶器は必ずしも主權者の必要物に非ず
(二十三)支那の個人主義、社會主義、無政府主義　(二十四)日本民族の信仰点
(二十五)日本の國体と支那の國体との分るゝ大原因
第七款　天祖天照大神に對する我國民の絕對的信仰……三十八頁

(一)天祖に對する日本國民と天皇に對する日本國民　(二)天祖と他の諸神との等級
(三)英人アストン及び歸化英人ハーンの著書幷に其日本神祇の階級說
(四)之に關する予の研究
(六)天祖に對する國民の信仰心
第八款　天祖天照大神に對する國民的崇拜……四十六頁
(一)祖先崇拜の種類及び階級　(二)一ノ宮の解
(三)佛人クーランジュの希臘羅馬の家族制度と家族神との研究
(四)日本の家族神　(五)家族宗教とキリスト教
(六)彼我家族宗教の區別　(七)日本に於ける家族制度と家族神
(八)中古に於ける日本國民的崇拜の沮礙　(九)支那の形式的制度の影響、及び隋の制度の輸入、
(十)詔刀師、御師の出現、及び源氏平氏の私奉幣　(十一)風宮大日坊の卷數
(十二)神宮は佛教の影響を受けず　(十三)神宮域内幷に朝廷神事の日に於ける佛教排斥の狀況
(十四)內外七言と僧尼の拜處　(十五)光明寺の梵鐘と豊臣秀吉
(十六)大日坊の誤証文　(十七)家族的國家
(十八)忠孝の別　(十九)我國体と忠孝
(二十)平重盛の惑ひは無學の爲なり、及び古來の國體研究者の未熟
(二十一)歐洲學者の糟粕　(二十二)國民的崇拜の事實の証明を得たり
第三項　我國体の完成と伊勢神宮……六十二頁
第二章　神宮の創立せられたる理由……六十五頁

(一)天祖祭祀の起原
(二)神宮創立に關する日本紀古語拾遺の說
(三)同上に關する大同本紀儀式帳等の說
(四)天照大神始自レ天降(リ)之處
第三章 豐受大神宮の創立せられたる理由……六十九頁
(一)農本主義の國是
(二)和蘭の末路
(三)豐受大神の御傳記
(四)神名の語學上よりの解釋
(五)工商業を加護する理由
(六)神道五部書の不稽
(七)豐受宮祭神に關する外宮神官の說と其駁說
第四章 兩宮の御稱號幷に御社格……七十五頁
(一)內宮と外宮との區別
(二)兩宮の御正號と御略稱
(三)御社格の他と異なる点八箇條
(四)朝日の宮
第五章 內外宮と支那の宗廟社稷……七十七頁
(五)教育家の必ず知らざるべからざる事項
(一)支那古代の家族制度の主旨と日本の家族制度及び現行民法の規定
(二)支那の宗廟の意義制度
(三)支那の社稷の意義制度
(四)社稷の祭神
(五)宗廟社稷の位置
(六)殷の紂王の惡事の一條件
(七)結婚の義務
(八)國家を社稷と云ふ理由
(九)內宮外宮の性質
(十)彼我の區別
第六章 兩宮神殿の御建築法……九十頁

(一)日本の國民性
(二)歷代天皇の宮城と兩宮の神殿
(三)兩宮神殿の大さと制作
第七章 神宮の御威德と教育事業……九十一頁
(一)物質教育と精神教育
(二)神宮現時の教育事業
(三)神宮皇學館に賜はりたる宮殿下の令旨
第八章 神宮の大祭典と皇室及び國民……九十二頁
(一)古代の三節祭
(二)現時の大祭及び公式祭
(三)現時の三大祭
(四)三大祭の由緒と皇室及び國民
第九章 神宮の神聖……九十四頁
(一)美の德と淸潔の德との別
(二)普遍的實行の德と日本民族道德の基礎
(三)大祓詞は日本民族の古代倫理の教訓
(四)無益殘忍の犯罪と世界の古代
(五)共同婚と婚姻制度
(六)神宮神域內の制度
(七)禁忌、附、日本民族古代の食物問題
(八)觸穢
(九)忌服
(十)淸淨
第十章 歷代天皇の神宮御崇敬……百頁
(一)神宮に關する朝廷の職員
(二)神宮の御事は即日御裁可あり
(三)御奉告
(四)政治始に先づ神宮の御事を聞召させ給ふ
(五)教育勅語の主旨を貫徹する方法
(六)教育家の尤も注意すべき事項

伊勢神宮附說目次

第一章上　神宮御創立に關する古書の杆格に就きての考證、(附)、神宮の古記錄の、却て日本書紀古語拾遺等より精確なる理由)…一　頁
第一章下　明治初年神宮御遷座の議に關する辯正……四　頁
第二章　神宮の御社格に關する古書の辯明……五　頁
第三章　皇大神宮の尊號……六　頁
第四章　伊勢神宮と石清水八幡宮との尊稱上の關係
第五章　皇大神宮幷に藤井貞幹本居宣長の爭論……七　頁
第一項　序說……九　頁
第二項　各宮地の宮地の變遷……九　頁
第三項　大神宮御遷座の場處の惣數に就きての辨解……十　頁
第四項　神宮の沿革……十　頁
第六章　序說……二十　頁
第一項　慶光院の正遷宮勸進……二十　頁
第二項　織田豐臣二氏の獻金……二十一頁
第三項　德川氏の奉公……二十二頁
第四項　

第十一章　今上陛下の神宮御崇敬……百一頁
第一項　序說……百一頁
第二項　御祭典幷に遷宮の場合に於ける陛下……百一頁
第三項　憲法の發布、勅語の下賜の場合……百二頁
第四項　皇室婚嫁令と皇族の參拜……百二頁
第五項　行幸參拜……百三頁
(一)英佛獨貴族子弟の心懸
(二)今上陛下の行幸參拜の度數
(三)三十八年行幸の御有樣
(四)回願するも今更畏多し
(五)國民の活摸範
(六)教育家は從來德育の根柢を如何なる處に置きしか
第十二章　神宮と學校教育幷に軍隊教育……百五頁
(一)教育家の責任
(二)精神教育
(三)日本の武士教育と武士道
(四)禪學と軍隊
(五)神宮と軍隊
目次終

第五項　內外宮師職の爭……二十四頁
第六項　吉田兼倶の謀計……二十八頁
第七項　伊雜宮神官の謀叛……二十八頁

第七章　古代より維新前に至る神宮官衙の組織……三十頁

第一項　總說……三十頁
第二項　齋宮幷に齋宮寮及び離宮院……三十二頁
第三項　祭主……三十三頁
第四項　大宮司、少宮司……三十四頁
第五項　大神主……三十六頁
第六項　禰宜幷に權禰宜……三十六頁
第七項　廳舍……三十九頁
第八項　政所、公文所、家司……三十九頁
第九項　內人、宮掌……四十頁
第十項　大物忌、物忌父、館母、副嫗……四十一頁
第十一項　詔刀師、幷に御師、大夫……四十二頁
第十二項　雜人……四十二頁
第十三項　神宮御領に於ける古代地方制度……四十二頁
第十四項　山田奉行……四十四頁
第十五項　宇治山田の年寄……四十四頁

第八章　現時に於ける神宮諸官衙……四十五頁

第一項一　神宮司廳……四十五頁
第一項二　祭主及び大少宮司……四十六頁
第一項三　現祭主宮參向の狀況……四十八頁
第一項四　衛士……四十八頁
第二項　神部署……四十八頁
第一款　本署の起原幷に組織……四十八頁
第二款　御神樂及び御饌……四十九頁
第三款　宇治山田市に於ける敎會及び講社……四十九頁
第三項　兩宮參集所……四十九頁
第四項　兩宮神樂殿……五十頁
第五項　撤下御物陳列所……五十頁
第六項　神宮に於ける敎育事業幷に其諸官衙……五十頁
第一款　神宮皇學館……五十頁
第二款　神宮文庫、附、豐宮崎文庫……五十一頁
第三款　古事類苑……五十三頁
第四款　神宮故事編纂所……五十四頁
第七項　造神宮使廳……五十四頁
第八項　神宮奉齋會（これより以下神宮附屬の官衙にあらず、或る事項にて神宮と關係ある私立團體）……五十四頁

第九項 神苑會、徵古館、農業館……五十五頁
第九章 兩宮御祭典……五十六頁
第一項 兩宮年中御祭典……五十六頁
第二項 主なる諸祭典の說明……五十八頁
第三項 神今食……五十八頁
第四項 內宮外宮祭典前後の說……五十九頁
第十章 神宮御領地幷に現時の供進金……六十頁
第十一章 勅使及び儀仗兵……六十一頁
第一項 勅使の資格、參向、及び儀仗兵……六十一頁
第二項 奉幣四姓使……六十一頁
第十二章 遷宮の制度、歷史……六十二頁
第一項 式年式日の制度……六十二頁
第二項 工事の順序……六十三頁
第三項 遷宮の儀式……六十三頁
第四項 遷宮の費用……六十三頁
第五項 造宮使用の材木……六十四頁
第六項 假殿遷宮……六十四頁
第十三章 明治四十二年の正遷宮……六十五頁

第一項 序說……六十五頁
第二項 神殿建築工事の順序、祭典、及び遷宮當日の儀式……六十五頁
第十四章 內外宮正遷宮の順序に關する爭……六十九頁
第十五章 大麻及び歷
第一項 大麻配布の起原沿革……七十頁
第二項 伊勢曆の起原沿革及び特色……七十二頁
第十六章 行幸幷に皇族縉紳の參拜……七十三頁
第十七章 庶民の參詣幷に御蔭參り……七十四頁
第十八章 正式參拜……七十五頁
第十九章 兩宮相殿の神……七十六頁
第二十章 別宮幷に攝社及び末社……七十六頁
附錄第一 三種の神器幷に賢所、內侍所の由來、沿革、現在の御事……八十三頁
附錄第二 二見浦の歷史及び現狀……八十八頁
附錄第三 朝熊山と片參宮……九十頁
附錄第四 官幣社、別格官幣社、國幣社の區別及府縣社、鄉村社の區別……九十頁
附錄第五 全國に於ける官幣社、別格官幣社、國幣社の名稱、所在、社格、祭日等一覽詳表……九十四頁

補說第一　皇大神宮、神宮等、御稱號に關するすべての辯明……百〇四頁
同第二　神路山に就きて……百〇五頁
同第三　「何事のおはしますかは」の和歌の考證……百〇六頁
同第四　「我國の家族制度と我國體の根本」に就きて……百〇七頁
同第五　天照大神は神話上の神にあらず……百一頁
同第六　天祖は太陽にあらず……百一頁
同第七　一び臣下に列するものは再び天位に登るを得ざれど
又異例なきにあらず、幷に我憲法の特質……百一二頁
同第八　弓削道鏡の事件に關する記事の補遺……百一二頁
同第九　日本は蒙昧なる多神教國にあらず、幷に Monotheism,
Monolatory 及び Henotheism の區別と二十世紀の科學……百一三頁
同第十　男根崇拜の根本地に關する井上文科大學教授の說……百一四頁
同第十一　自然崇拜と千引岩……百一四頁
同第十二　畫像木像と月讀宮の御神體……百一四頁
同第十三　兩宮の御資格は同等なりとの說……百一五頁
同第十四　詔刀師幷に御師の起原……百一五頁
同第十五　大日坊を穀屋と稱する事……百一六頁
同第十六　銅製の守札……百一六頁
同第十七　神宮御料地内にて佛教排斥の證蹟幷に寺院の繁昌を
大神宮に祈禱せし事蹟……百一七頁
同第十八　平重盛も遂に大義名分によりて事を決せり……百一八頁
同第十九　天照大神始自天降之處……百一八頁
同第二十　豐受大神の現身は天孫降臨の時隨ひ奉らずとの說……百一九頁
同第二一　遷宮の勅使……百二頁
同第二二　神宮大祭に關する辯明……百二頁
同第二三　現時猶ほ神官の間には禁忌遠慮等ある事……百二頁
同第二四　禁忌潔齋に就きて……百二一頁
同第二五　兩宮朝夕の御饌の事幷に忌火の事及び
日本古代の燧火法、食事法……百二一頁
同第二六　神宮と登極令……百二三頁
同第二七　常宮殿下の御事……百二三頁
同第二八　伊勢大神宮を大社とせし誤に就きて……百二三頁
同第二九　兩宮御祭典の前後に就きて……百二五頁
同第三十　神宮と新刑法……百二五頁

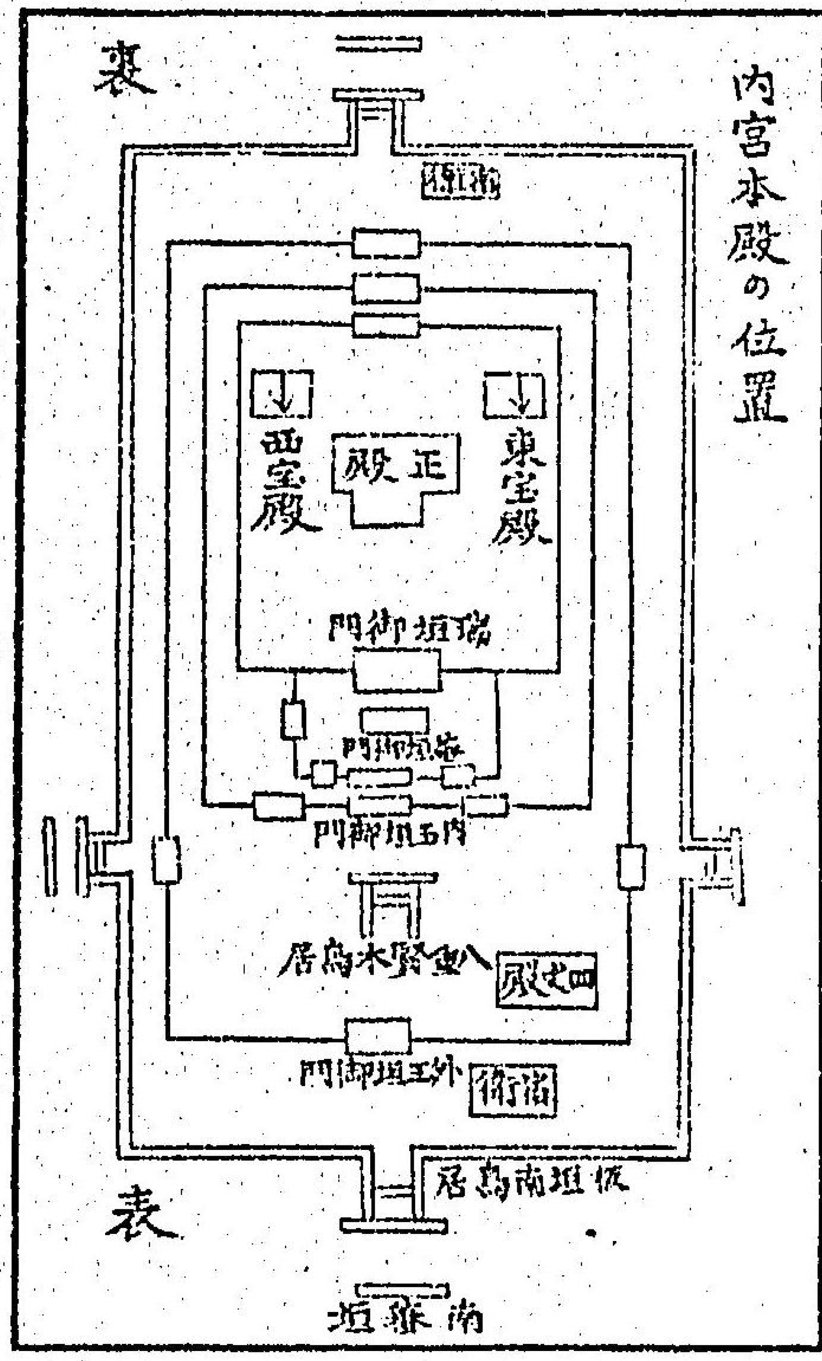

内宮本殿の位置

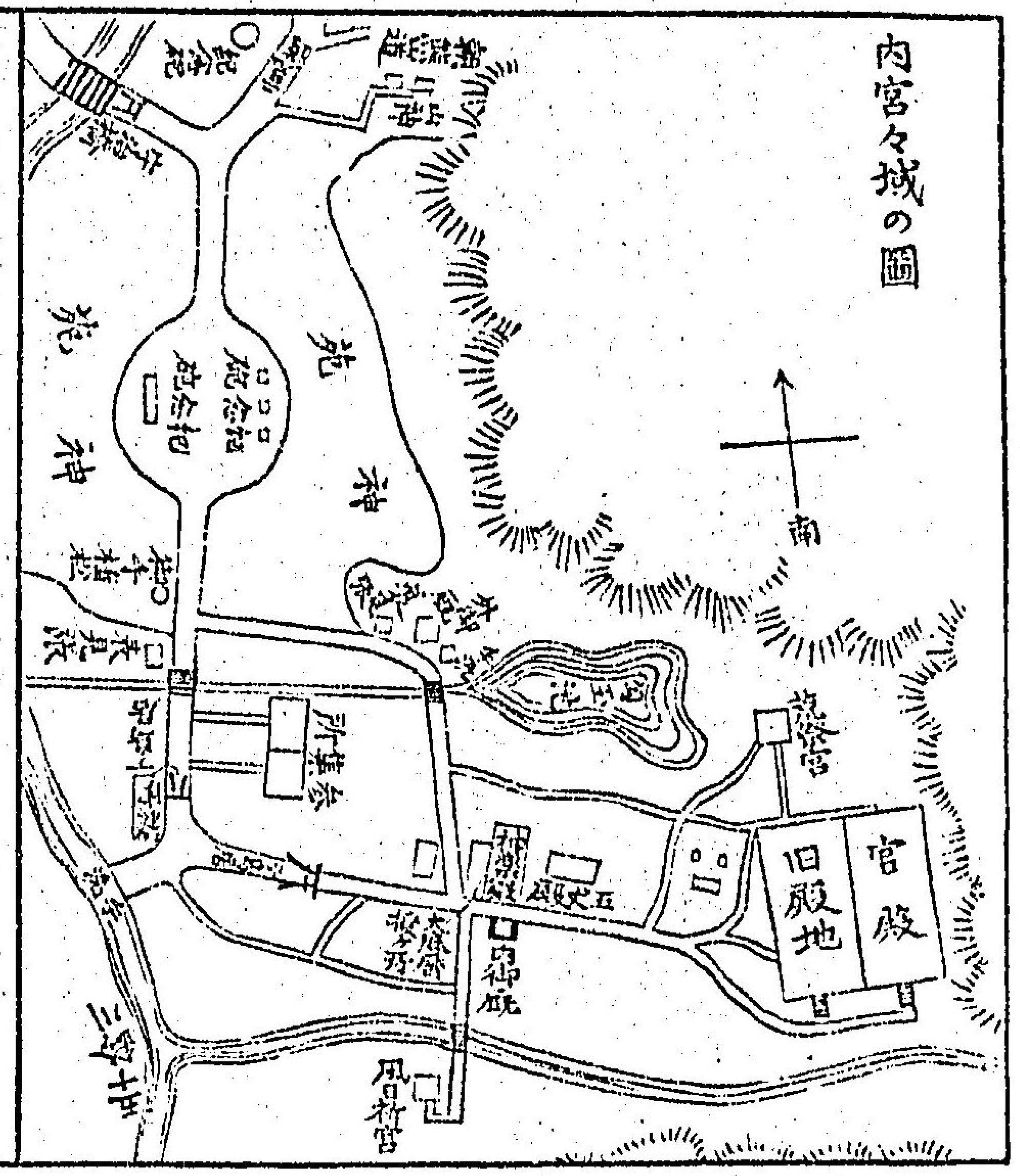

内宮々城の圖

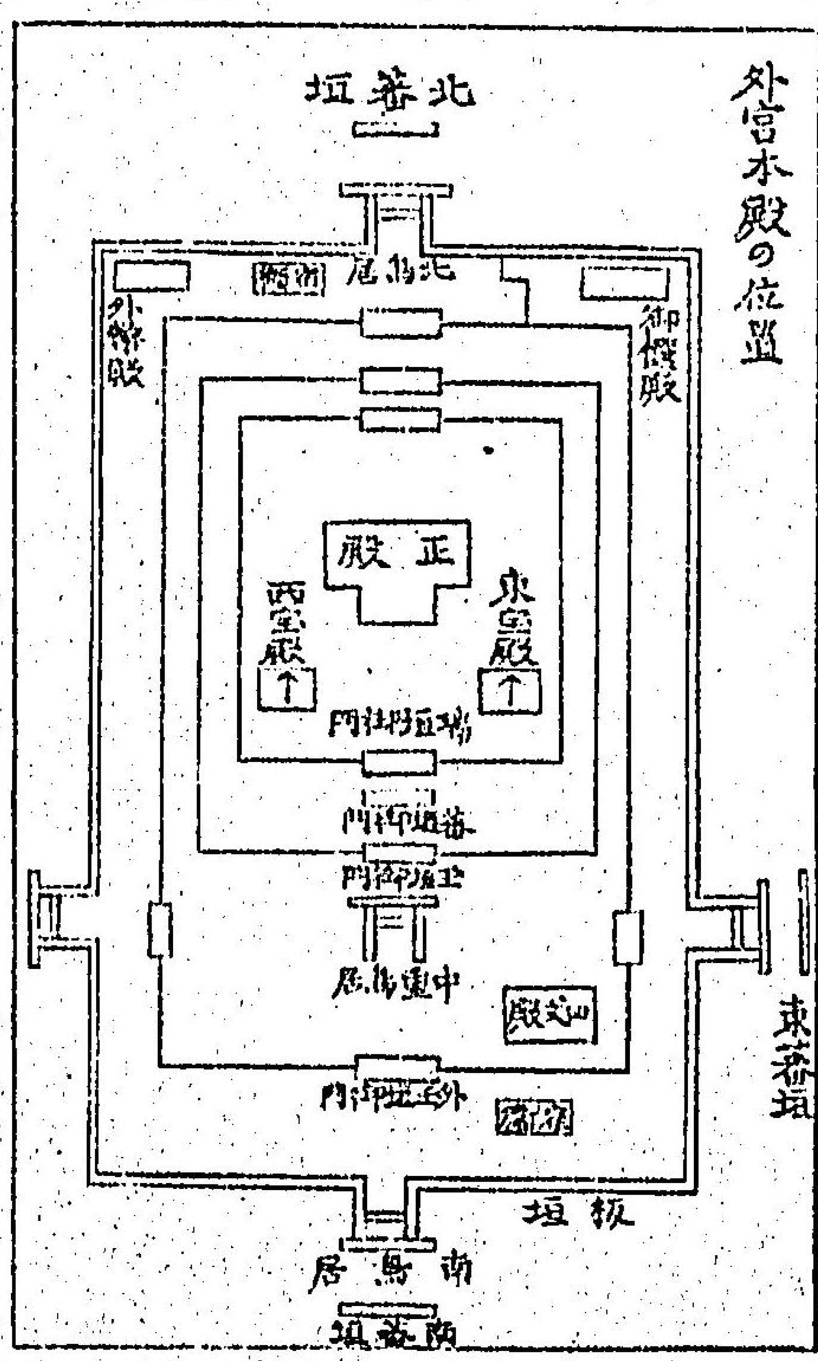

外宮本殿の位置

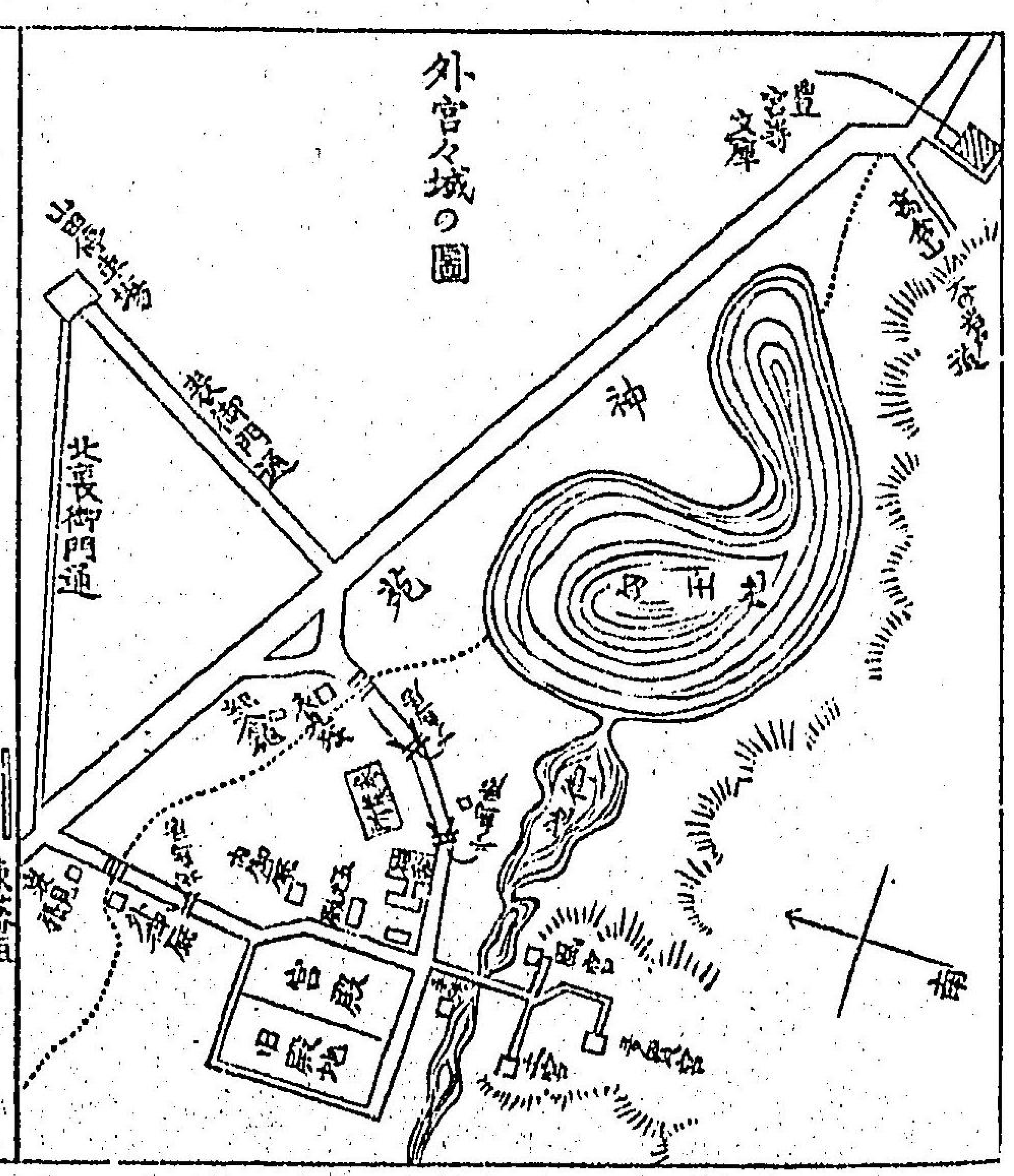

外宮々城の圖

伊勢神宮

廣池千九郎著

第一章　伊勢神宮と我國體

第一項　伊勢神宮と我國體

序說

景雲天を覆うて、淑氣林を罩め、神聖の地、絕塵の境、吾人臣民をして、肅然として其御稜威を仰がしむるものは、方に是れ、天祖天照大神の鎭りませる五十鈴河上の神路山にあらずや、寔に、其老杉古松の長へに萬古不易の色を添へ、麓の水の幾千代を經て、淸き流を變ぜざるは、山川豈に我國體を表示するものにあらずや、

伊勢神宮と我國體との關係、是れ實に我國民の知らざるべからざる智識的、道德的、敎育的、政治的、法律的、乃至宗敎的大問題なり、吾人臣民は、國民の最大義務として、かくの如き國家の重要問題に向ひては、一齊に、平素之を研究し、知得し、服膺して、上祖先を辱めず、下子孫の摸範たらざるを得ず、『何事のおはしますかはしらねども、』は、我日本國民の自然の情にして、我國體の淵源は極めて深く我國體の根柢は極めて固し、隨て、其國體は、敢て學者の說明を要せず、素より尊嚴無比のものなりこと雖も、而かも、世界に於ける時代的智識の上に立てる正當穩健なる學問上の說明は、敎育上極めて必要なる事にして、殊に近時外國人の手に成れる著書の、往々我國體を害するものある如きは、一に彼等が我國史の眞相を知らざるに座するも

のなれば、此等の外人并に其著說を讀む所の日本人に向て、我建國の理由を說明する事は、尤も今日の急務たるを信ずるを以て、不肖を顧みず、自ら奮て玆に本書を公にせしものなり、

第二項　我國體の由來と伊勢神宮

第一款　序說

法律は、其立法論こいひ、其解釋法こいひ、共に其國固有の風俗慣習に本づくべきものなる事は、予の說明を要せざる所なれごも、特に、憲法は、他の法律（利法民法商法等）の如く、時勢に應じて斟酌する事を許すべきものにあらざれば、徒に時勢の變遷に伴ひて、其法律の根柢を動かすべきものにあらず、故に、予は、我國體の由來を尋ぬるには、方に歷史的研究の必要之あるべきを信ず、されば、予は、今こゝに、我國體の由て來る所を研究し、以て我憲法の說明に資せむこするには、予の專攻學科たる、法制史の方面より、史的觀察を以て之に當るの、頗る必要なる事を明言せむこするものなり、即ち、予の史的研究によれば、我國體の由て來る所は、

第一　我國に於ける家族制度の特質
第二　天祖天照大神の聖德
第三　天祖天照大神の大詔
第四　歷代天皇が天祖の宏謨に從ひ給ひて、下民を子の如く愛撫し給ひし聖德
第五　祖先崇拜の國風
第六　天祖天照大神に對する我國民の絕對的信仰

第七　天祖天照大神に對する國民的崇拜

に在るものなる事を知る、今漸次其理由を說明すべし、

第一款　我國に於ける家族制度の特質

我皇室は天祖の直系御子孫にして、吾人臣民は皇産靈（ムスビノカミ）神の末裔たり、而して天祖は諸冊二尊の御子にして、更に二尊の御祖先に遡る時は、其御祖先は天地こ共に成り出で給へる尊神たる事、記紀の證明する所にして、其尊神の直系的御子孫は、即ち天祖天照大神こ申し奉る事を得べし、而して又其尊神の傍系的子孫は、所謂八百萬神（ヤホヨロヅ）にして、是れ吾人臣民の祖先たる事、亦記紀其他古書の證明する所なり、是を以て、皇室こ我國民こは、其幽遠の時代に於ては、全く其祖先を同じくし、隨て親族的關係を有するものこ稱すべく、而して天祖の神德は、すべての御祖先の威靈こ功業こを代表し給ふものこ見奉るべき理由ある（本論五頁及び廿九頁并に補說第四參照）が故に、我日本は之れを一家族の發達せるものにて、天祖を以て大祖先こ爲し、國祖こ爲し、其の大祖先の直系御子孫たる皇室は、家長の性質を以て君主こ爲り給ひ、臣民は家族の性質を以て之に仕へ奉るものこ見るを得べきなり、且我日本の太古に於て、國民の同一血族たりしこいふ事は、嵯峨天皇弘仁六年の勅撰に係る新撰姓氏錄を見るも亦明なり、同書には我日本國民に皇別神別蕃別の三大別を立つこ雖も、其皇別こ神別こは、もこ全く同一血族にして、皇別こは、神武天皇以後歷代の天皇の子孫を云ひ、神別こは、其以前の神々の子孫を云へるものなれば、此二者は、其初め全く同一血族に出でたる事、前に說けるが如く、而して、蕃別の如きも、彼我雜婚の結果、亦遂に我民族間に同化消失して、

其痕を留めざるに至れり、其皇別と、神別とが、同一種族たりしと云ふ事は、神代の諸神が、凡て皆天孫降臨、神武東征の際に於て、其同一種族たるの理由よりして、其領土を、我天孫若くは神武天皇に捧げ奉りたるにても明なり、即ち、出雲の大國主命、幷に大和の饒速日命等の例是れなり、（日本書紀の「神代卷下」、幷に「神武天皇東征の條」、而して後、皇別、神別は、夙に五に婚姻を通じて、全く其間に何等の溝壁をも存するここなきに至れり、（日本書紀二二の「神代卷」、幷に三の「神武紀元年」、四の「綏靖紀」の首、幷に「古事記」上の「同條」）此二種族は、即ち是れ所謂純粋の日本民族なり、次に又蕃別は、もと三韓人若くは支那人の歸化せしものなりと雖も、其數、もこより少く、而して、直に我日本民族と通婚せしが故に、幾許もなくして、此等の種族は、我日本民族の間に同化し去りて、復其元種族の骨骼、容貌、幷に性僻の若干をも存することなく、只單に、秦とか、漢とか、百濟とかの家族名、即ち姓氏を書史上に留むるに過ぎざるのみ、此他、我國には、また、國史、古事記、諸國の風土記等に徴すれば、蝦夷、熊襲、土蜘蛛等の種族ありしと雖も、大抵、我日本民族のために、邊地に追窮せられて絶滅し、其我日本民族に降服せしものは、俘囚と稱して、奈良、平安の朝までも特別の取扱を受けたりしが、後、遂に、雜婚の結果、我日本民族間に同化し去りしが（俘囚の事は、續日本紀、日本後紀、文德實錄、三代實錄の各處、寧ろ續本紀卷三、代格十七、十八、續紀國史の俘囚の條、扶桑略紀二十九、朝野群載十一等に多く見ゆ）、又、此他、薩摩、大隅に、隼人といへる種族ありしも、こは、國史に徴する時は、火闌降命の末裔なれば、神別と稱すべく、又、吉野幷に常陸に、國樔と稱する人種あれど、新撰姓氏錄には、之を大和の神別に收めたれば、是れ亦異人種にあらざるが如し、されば、今日我日本帝國の臣民は、臺灣、樺太、其他保護國の異人種を除くの外は、皆純然たる一民族と謂ふを得べくして、之れを彼の支那幷に歐米各國の、言語、慣習を異にせる異人種の集合より成る所の國家に比する時は、其の國家の基礎の鞏固なる事、素より同日の論にあらざるなり、是れ、即ち我國家組織の、他の各國と異なる所以にして、特に、以上の諸國は、啻に其國民間に於て、人種を異にするに止らず、其國君と國民と、必ずしも其祖先を同じくするの事實之なく、且、古來一定せる所謂君主の家なるもの無くして、隨て、革命の屢々行はるるが如きは、全然我國と異なる所にして、我日本帝國が、君民同祖の事實を有する事は、眞に、是れ、其國體の、世界萬國に冠絶する第一の最大原因なりとす、

第三款上　天祖天照大神の聖德

掛卷も畏き、天祖天照大神は、既に生れながらにして神德を備へ給ひ、光華明彩、六合の內を照徹し給ふ、故に、古事記（古事記本上の「天照大御神」には、二尊之を稱して貴子と呼び、日本書紀（日本書紀一の「神代卷上」には、日神と云ひ、大日靈貴と云ひ、以て六合中最も顯著なる光彩を有する太陽に比較せり、而して、兩書によるに、共に、二尊は、特に天祖を以て高天原の主宰者となすべき事を以てせしを記す、是故に、天祖は、伊弉諾の御子にして、伊弉諾尊は、天祖の御父なりと雖も其伊弉諾尊が、國土大造の功竣るや、日之少宮に鎭まりましゝ事、日本紀（日本紀一の「神代卷上」）に見ゆ、果して然らば、日之大宮に鎭まります神はと問はゞ、即ち、高天原の主宰者たる、天祖天照大神なる事、既に明なる事なりとす、されば、天祖は、諸神中の最尊に位し給ふ、絶對的貴神にまします事、亦更に疑ふべき餘地なきものとす、是を以て、平城天皇大同二年忌部廣成の上奏せる古語拾遺にも、天照大神者、惟祖惟宗、尊無二因自餘諸神者、乃子乃臣、孰能敢抗今神祇官班幣之日、諸神之後、叙二伊勢神宮一所レ遺一也と云へるなり、而して、天祖の神德の最も著しき證は、其天皇の宮中よ

り離れて伊勢に御鎭座あらせ玉ひし由緒に在り、事は第二章に詳なるが故に、茲には姑く之を略すべきも、此御由緒の一事、既に其御稜威の赫々として聖德の超絶し玉へるを察し奉るに餘りあり、而して、是れ我皇室の直系の大祖先にして、我國民の傍系的大祖先なる事は、君民同祖の事實に徴して明なる事にして、此大祖先の聖德の、超絶する所、是れ我國體の萬國に冠絶する第二の最大原因なりこす、而して、此神聖なる

すべき、憲法の大基礎たらざるを得むや、

第三 欵下 天照大神と諸外國に於ける太陽崇拜

古代世界の諸民族間に於ては、太陽を崇拜するもの甚だ多し、即ち、其中有名なるものは、ペルシア(Persia)人の如き、又ナッチエーズ(Natchez)の如きものにして、Natchez は、一にナチ(Nachi)と云ひ、往時、亞米利加合衆國ミスシツピー州の西南部に住せし人種にして、現今、僅に印度人部落の中に存在すこ云ふ、Origin of Civilisation and Primitive Condition of Man P.214. 及び Matsumura's A Gazetteer of Ethnology P. 253-257. 此他、支那人の如きも、其郊の祭に於て、太陽を崇拜する事實ある事、下に述ぶる所の如し、是に於て、淺薄なる外國人の如きは、往々、天祖の稱號を日神こ稱するより、天祖を以て、直に太陽こなし、我國民の天祖崇拜を以て、之を諸外國の太陽崇拜に比し、我天祖を以て、一種の神話上の神こ心得るものあり、誤れるも甚しこ謂ふべし、

抑も、我天祖 天照大神は、希臘羅馬の家族の神、若くは市の神の如く、又基督敎の唯一神の如く、若くは佛敎に於ける佛の如く、儒敎に於ける上帝の如く、其各民族の想像に本づける所レ謂神話上の神にあらずして、正に、我皇室幷に我日本民族こ、血屬的關係を有する實在の神たるなり、た

だ、其德神聖にして、之を宇宙の萬物に比較して、其偉を求むる時は、光彩赫耀の狀態、獨り之を太陽に比すべし、故に、日神こ稱せしのみのものにして、天祖直に太陽なりこの事は、天祖の傳說に見ゑざる所なり、日本書紀一の神代卷に、

既而伊弉諾尊、伊弉冊尊、共議曰、吾已生大八洲國及山川草木、何不生天下之主者、歟、於是共生日神、號大日孁貴、（大日孁貴、此云於保比屢咩能武智、）（一書云、天照大神、）此子光華明彩、照徹於六合之內、故二神喜曰、吾息雖多、未有若此靈異之兒、不宜久留此國、自當早送于天、而授以天上之事、是時天地相去未遠、故以天柱擧於天上也、次生月神、（一書云、月弓尊、月夜見尊、月讀尊、）其光彩亞日、可以配日而治、故亦送之于天、

こある日神又は配日の日の如きは、天祖を以て太陽若くは太陽主宰の神こせしに似たれごも、これ、所謂神德形容の極、かくの如き語を用ひしものにて、純朴なる古事記上神代卷の文には只、

於是洗左御目時所成神、名天照大御神、次洗右御目時所成神、名月讀命、次洗御鼻時所成神、名建速須佐之男命○中略此時、伊邪那岐命大歡喜詔、吾者生生子而於生終得三貴子、即其御頸珠之玉緒母由良邇○註取由良迦志而、賜天照大御神而詔之、汝命者所知高天原矣、事依而賜也、○中略次詔月讀命、汝命者所知夜之食國矣、事依也、○中略次詔建速須佐

之男命一汝命者所レ知二海原一矣、專依也、ことありて、別に、太陽と紛ふべき文字だに見ねざるなり、然るに、其後、天祖　天照大神に對する國民の信仰力は、一層發展し來り、天祖は、素より太陽にあらざる事上述の如しと雖も、凡そ、六合の間、肉眼に映ずるものにして、光明赫耀、尊嚴犯すべからざるものは、太陽なるより、遂に、天祖　天照大神を以て、直に太陽なりとするの觀念を生ずるに至りしものの如し、日本記三神武紀戊午年の條なる、神武天皇東征の途、孔舍衞坂の戰に、天皇が、今我是日神子孫、而向レ日征レ虜、此逆二天道一也、不レ若下退還示レ弱上、禮二祭神祇一、背二負日神之威一、隨レ影壓蹈、如レ此則曾不レ血レ刃虜必自敗矣、欽曰、然、といへる如きは、古事記にも見ゆる所にして、天皇を首として、隨從の將卒、皆天祖を以て、太陽なりと思考せし證、瞭然として明なり、此後、學者、或は　天祖直に太陽にして、天祖御降誕の以前に於ては、太陽なしと云ひ、古事記傳六或は、天祖は太陽を主宰する神なりと云ひ、其說多少區々に亘ると雖も、要するに、學者の說の如何に係はらず、國民の信仰は、之を天上實在の祖神として崇拜し、若くは大陽の中に存在する實在の祖神として崇拜するものにて、此信仰は、嘗て變ずることなし、近年、外國の學者が、我國民の信仰と、我二三學者の學說とを混同して、我國民信仰の變遷發達など思ふものある如きは、皮相の淺見と謂ふべきなり、

第四款　天祖天照大神の大詔

天祖天照大神の大詔とは、古事記古訓本上卷四十八左一に

爾高御產巢日神、天照大御神之命以、於二天安河之河原一神集八百萬

神一集而、思金神令レ思而詔、此葦原中國者、我御子之所レ知國、言依所レ賜之國也、○中略爾天照大御神、高木神之命以、詔二太子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命一、今平二訖葦原中國之白、故隨二言依一賜降坐而知看、爾其太子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命答白、僕者將レ降裝束之間、子生出名二天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇邇藝命一此子應レ降也、此御子者、御二合高木神之女萬幡豐秋津師比賣命一生子、天火明命、次日子番能邇邇藝命二柱一也、是以隨白之、科二詔日子番能邇邇藝命一此豐葦原水穗國者、汝將レ知國言依所レ賜故隨二命以可一レ降、○中爾天兒屋命、布刀玉命、天宇受賣命、玉祖命、幷五伴緒矣支加而天降也、於レ是副二賜其遠岐斯此三字以レ音八尺勾璁、鏡、及草那藝劍、亦常世思金神、手力男神、天石門別神一而、詔者、此之鏡者、專爲二我御魂一而、如レ拜二吾前一伊都岐奉、次思金神者、取二持前事一爲レ政、

ことありて、此大詔は、一箇の重大なる要素を含蓄す、其第一は、君民同祖の間に於て、嚴然ことして、君臣の別ある事を明にせし事なり、其第二は、天祖の聖德、日月の如くにして、六合を照臨し給ふに拘はらず、其蒼生愛撫の大御心より、汎く諸神の意見を徵して、以て、下民の幸福を增進せむことし給ひしに在る事是なり、

第一の、君民同祖の間に於て、嚴然ことして、君臣の別ある事を明にせし事とは、既に、我國に於て

は、君民同祖なりと雖も、皇室は、天祖の直系にして、臣民は、其傍系なるを以て、直系の皇室、必ず君位に備はり、天下の主權を執り給ふの御主旨にして、臣民の敢て窺窬すへからざる事を示し給へるものにして、大義名分、昭として日月を指すが如きを謂ふなり、故に、孝徳天皇大化三年の詔にも、明に此事を示し給ひ、之を以て、惟神の道と稱せられ、（日本紀、廿五、孝徳紀大化三年四月條、）又、中世、弓削道鏡の變に際せし時、宇佐八幡宮の神託にも、明に君臣の別を教へ給ひ、（續日本紀三十、稱德天皇神護景雲三年）我國體に在りては、たとひ、皇別、神別、及び近親の皇族たりと雖も、一たび姓を賜はりて、籍を人臣に列する時は、再び天位に登る能はざる事、亦嚴然として一點の疑ある事なし、而して、かく天祖の大詔によりて、國家の大原則の定まりし事實の如きは、世界の他の各國に於ても、亦其例なきにしもあらず、即ち古代の歷史法典等を歷覽する時は、例へば、諸國に於ける太古の法律は、皆天帝若くは神明の詔によりて定まりしものか、若くは、其天帝或は神明より手授せられたるものにあらざるはなし、バビロンのハムムラビー(Hummurabi)の法典の如き、印度のマヌ(Manu)の法典の加き、又アラビアのコーラン(Coran)の法典の如き、支那の洪範等の如き類是なり、而しながら、此等の法典は其授與せし所の所謂天帝若くは神明なるものが、必ずしも、其國民の大祖先にあらず、隨て國民の之を信仰する程度、初より甚し著しからず、是を以て、其法律は、普く國民の人心を支配して、永遠に其法律の大原則を以て、其國民を制御すること能はざりき、又、近く隣邦支那の歷史を按ずるに、支那周代の制度の如きは、上、前代の成敗に鑑み、下、當時の事情を參酌して、組織せるものにして、孔子も之を稱して、郁々乎而文哉、吾從周（論語三の十一右八佾篇に見ゆ）といへる如くにして、極め

て完全なる形式を具し、君民同祖の場合に於ては、後世其支流のもの、往々にして、窺窬の心を生じ、僭濫の弊あるべきを慮り、特に、宗法といへる制度を立て、天子諸侯の次男以下は、其長子に對して、君臣の別を生ずるものとなし、（禮記三十四の十三左、十四右、左、十五右、左、十六右、左の本文幷に註疏、）『君有合族之道、族人不得以其戚戚君位也』といへる如き、法文を生じ、（禮記三十四の十三左大傳）遂に、又、大義滅親（左傳隱公四年の條）といふ如き格言をも生じ、君臣の別を定むる事に於て、其形式、遺憾なく具備せしものゝ如くなりと雖も、如何にせん、支那に於ては、君民同祖の事實なきを以て、之に對する、其國民の信仰力、甚だ弱かりしが故に、遂に、春秋戰國の大亂を生じ、革命並に起り、周室遂に滅亡するの否運に會せしなり、然るに、之に反して、我天祖　天照大神は、我皇室の御祖先なると、共に、又、吾人臣民の大祖先たれば、國民の信仰は、絕對無限にして、其正統の御子孫たる　天皇は、亦國民に對して、絕對無限の信仰を受けさせ給ひ、遂に萬世一系の基を啓けるなり、

第二の、天祖の聖德、日月の如くにして、六合を照臨し給ふに拘はらず、其蒼生愛撫の大御心より、汎く、諸神の意見を徵して、下民の幸福を增進せむとし給ひし事實とは、即ち、高天原に於て、汎く諸神を會して、我葦原の中國を平けく安けく治め給はむが爲め、種々の會議を催させ給ひ、諸神は亦二心なく誠心誠意其思慮を傾け、遂に天孫降臨の擧に及び給ひし事にして、此事たるや、英國古代の庶民會議及び賢人會議(Folkmoots and Witenagemots)、支那古代の四岳十二牧の會議等の如く或は人民の要求により或は人心の收攬の爲にせしと比すべき性質のものにあらずして、天祖の眞心より出でたる蒼生愛撫の大御心の發現なれば、其民心に感應する所も、亦隨て深く

して、上下親睦の情、彼我の間自ら大なる差違を生ずるに至れるを覺ゆ、されば、此の大詔は、歷代天皇の服膺し給ひ、後世臣民の遵守すべき大摸範大憲章たらずんばあらず、故に、天祖は、天孫の將に我葦原の中國に向て出立し給はむとするに際り、其前途を祝し給ひて、『故天照大神乃賜下天津彦彦火瓊瓊杵尊二八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劍三種寶物上又以下中臣上祖天兒屋命忌部上祖太玉命猿女上祖天鈿女命鏡作上祖石凝姥命玉作上祖玉屋命凡五部神使配侍焉因勅二皇孫一曰葦原千五百秋之瑞穗國是吾子孫可レ王之地也宜爾皇孫就而治焉行矣寶祚之隆當下與二天壤一無上窮者矣』日本紀二の神代卷下の一書の中程に在り　と宣はせ給へり、歷代の天皇、後世の臣民、能く此大詔を服膺し遵守すること否とは、寶祚の隆替、國運の安危、一に係て此に在る事、云はずして既に明なり、天祖大詔の御旨趣、高遠雄大、得て之を仰ぎ名づくる事なきなり、正に是れ、我日本帝國憲法の大原則と謂ふべく、明治二十二年二月十一日發布せられし、我欽定憲法の法文は、即ち、此天祖の大詔を以て發表せる我國體の基礎に於ける大原則を、具体的に法律として發布せしものに外ならざるを知るべきなり、されば、天祖の大詔、是れ實に、我國體の萬國に冠絶する第二の大原因たらずんばあらざるなり、

第五款　歷代天皇の、天祖の宏謨に從ひ給ひて、下民を子の如く愛撫し給ひし聖德、

我國體の由て來る所は、君民同祖の事實と、天祖天照大神の大詔とに在る事、前條述ふる所の如し、即ち、君民同祖の事實により、皇室と國民との親愛は、自ら之によりて維持せられ、天祖　天照大神の大詔によりて、皇室と國民との間に於ける、君臣の別は、自ら定まれり、是に於て、我國體の大基礎は、全く確立せるものと謂ふを得べきなり、然り而して、此天祖の大詔を實行して、其宏謨を內外に示し、以て、國民の、天祖幷に皇室に對する尊崇心をして、一層確實に永續せしめ、發達せしむる事は、天祖の大詔に本づきて、此葦原中國の主權者たるべき歷代の天皇が、夙聖文武、極めて仁德にましまして、下民を子の如く愛撫し給ひ、以て天祖大詔の大主旨を發揮するに在る事も、亦其一大原因たらずんばあらず、蓋し、天祖の大詔は、我國民の齊しく絕對的に尊崇し、遵守すべき大法則にして、別に、歷代天皇の仁德にまします事を以て、其要素たらずと雖も、而しながら、幸にして、我歷代の天皇は、古今一貫、何れも深く御仁德にましまして、賴山陽が、我歷代の御傳記を讀むは漢の文帝の傳を讀むが如しといへるが如く、何れも、仁愛の聖德を備へ給ひ、而して、其國史に、稍暴虐の御行爲あらせ給ひし如く記し奉れる、雄略、武烈諸帝の御紀の如きは、外國史文の竄入せしこと、既に先輩の論破せし所に誤なければ、此の如き、歷代の仁德は、漸植の勢、漸く人心に浸潤して、愈忠君愛國の心を涵養せしや疑なし、是を以て、中世、王綱稍く紐を解き、宰臣武門大權を專にせし如くなりと雖も、予の研究による時は立法の大權、幷に司法權の一部分の如きは、嚴然として朝廷の手を離れしことなく、又、兵馬外交の大權の如きも、終始天皇の御稜威に藉らざるものなし、而して、其行政の大權の如き、即ち之を權臣の自由に委任せし如き形式あれど、これすら尙且告朔の羊として、宮中に於て、仗座の儀を首として、百官國司の任命

等に至るまで、悉く皆古代王朝實權存在の現狀を維持せしを見る、此事、予別に憲法史に於て詳論せり、不日之を公にすべし　是れ即ち一たび承久の大難を蒙り、二び建武の中興に敗れしも、遂に明治の維新復古を致しゝ一大原因にして、我國體の萬國に冠絶する所以の第三原因なり、

第六款　祖先崇拜の國風（附、我日本民族と、支那民族との宗教心の根柢に於ける差違と、彼我國體の區別）

歐洲の社會學的研究の上より、宗教を研究せし學者の說によれば、宗教の發達は、無神論（Atheism）より、拜物教（Fetichism）、自然崇拜（Nature-worship）、魔法教（Shamanism）、偶像教（Idolatry）等の階級を經て、遂に一神教に達するものゝ如し、而してアリアン人種の古代の狀態より、印度、波斯、中央亞細亞、西比利亞、幷に南北亞米利加、南洋諸島の土人の宗教的信仰を見るに、實に正しくかくの如き種々の信仰現象を有し、其發達の階級も、亦大凡かくの如きものあらむかこの推測をなし得ざるにもあらざるものあり、Lubbock 及び Cathrine の著書等による　支那民族古今の信仰狀態も、亦大凡類似の事なきにあらず、故に、日本民族の信仰狀態も、かくの如き　識を以て、其外部を一見する時は、以上諸民族の信仰狀態と、同一なるかの如き觀なきにしもあらざるべし、故に、皮想の管見を以て、日本民族の信仰を多神教の部類に入れ、遂に、近年、外國人にして、我國の神道を論ずるものの中には、世界に於ける多神教の運命は、一神教の出現によりて廢滅するものなりと云ひ、以て日本神道の前途をトし、日本人の敬神思想が今後漸く消滅して、漸次外國の一神教即ちキリスト教の如きものに歸する日あるを豫想するものあり、而しながら、是れ我固有の神

道（今日の教育的神道にあらず）即ち日本人の敬神思想を目して、純然たる希臘羅馬の Domestic religion 即ち家庭宗教と同一のものと誤信し、且我日本民族の天祖に對する熱烈なる信仰の眞相を知らざるものと謂ふべきなり、加之、我日本國民は、初めより決して他の世界の蒙昧なる國民の如くに、頑迷なる多神教崇拜の人民にては之なかりしなり、即ち我國民の古代の信仰狀態を稽査するに、我日本に在りて、神明ごして崇拜せられ、神社ごして祭祀せらるゝ所のものは、

第一　祖先

第二　偉人豪傑の皇室國家若くは一部の人民に功勞ありしもの

第三　極めて稀に、國家の謀叛人、若くは謀叛人と認められて死せし人の靈魂にて、國家民人に崇りをなすの恐れあるものごして之を鎭めむがために祀りたる神社、例へば、京都の北野神社、及び御靈（ゴリヤウ）神社等の類、

にして、自然物の崇拜、即ち天文、山川、奇物、動植物、礦物等の崇拜の如き、素より之なきにしもあらず、即ち信州戸隱（トガクシ）神社の九頭龍（クヅリヤウ）權現、及び烏（カラス）の神、尾張熱田神社の楠木（クスノキ）御前、日前國縣（ヒノクニカス）神社の楠（クスノキ）神の如き、伊勢大淀（オホヨド）の千引（チビキ）岩の如き、現に動植礦物の崇拜せらるゝもの之なきにはあらずと雖も、此等は、皆、信仰の年代久遠にして、既に純然神格化せられ、且若し、其神体が果して動植物なりごするも、そは西洋の學者がナチユアオーシップに對して下せる定義の如くに、其動植礦物其物を威靈ありごして之を尊崇するにあらず又其奥に宿れる神靈を崇拜するにもあらずして、其動植礦物は、或る實体の神若くは其神の靈魂が化身して出現したるものなりか、若くは

後文に述ぶる所の偶像敎の觀念に本づきて之を信仰するものなり、而して其實体の神の化身云々の例は日本武尊東征の時、近江の膽吹山の山神が、大蛇となりし事、景行紀に見ゆる類にして、たゞ自然崇拜を免れずと仮定するも、凡そ我國有史以來今日まで、嚴然神社として存在するものは、猶ほ前に云へる皇室國家若くは一部の民人に功勞ありし偉人の靈を祀るに同一の主旨によれるものにして其信仰の理由合理的なるものなれば、外國人等が直に之を見て他の野蠻民族の自然崇拜と混する如きは、大なる誤謬なりと謂はざるべからず、又、風神雨師の如き神々、亦往々官國幣社に列するものあれど、是れ、亦、外國にて直に風雨を祭るものとは、全く異にして、是れ亦何れも、こゝに所レ謂皇室國家若くは一部の人民に功勞ありしものの部類にて、風神は風を掌る神、雨師は雨を掌る神にて、もと實体を具せし神に外ならざるなり、彼の神明の生前好ませ玉ひし緣故などよりして存在せる神使と稱する、たとへば稻荷の使の狐を以て直に稻荷の神體とする（男根の事は嬉遊笑覽七、日光山志の四、金精峠の條、神名帳考証土代の首卷に見ゆ、而して男根を祭るは印度の古俗なること印度藏志に行智陰開梨の説を挙ぐ、尙ほ後文にも辨ぜり）如きは、眞に無智の人民の爲す所こして、度外に措かれ、若し以上の自然物崇拜若くは拜物敎の類にして妄りに衆を集め、治安風俗等、秩序を紊亂するが如き事あらむには、古來、政府は勿論、一箇人に在りても、直に之を駁擊して、其迷信妄拜を絶滅する慣習なりき、即ち、日本紀第二十四卷に見ゆたる、皇極天皇三年七月、東國不盡河邊人大生部多なるものが、一種の蠶の如き虫を捕へて、常世の神と稱し、之を祭るものは、富壽を得べしと云ひふらし、都鄙の人、騷擾之を信するもの多かりしかば、秦河勝なる

もの、之を憎み、太く多の身体を撃ちしに、巫覡等、皆畏れて其祭を止めし事の如き、以て其一斑を覗ふに足るべし、其害毒を及ぼさざるものは、稀に之を存置すること前に云へる如し

夫れ、祖先を崇拜し、偉人傑士を崇拜する事は、極めて純正高尙なる文明的思想より發する所の宗敎心にして、其稀に國家の謀叛人等の靈を祀るが如きは、是れ、亦多くは其謀叛人なるものが、決して尋常一樣の人に之なくして、其生前に於ては、或は崇高偉大の人格を有する人々若くは此他皇族、功臣の類にして、殊に、菅公の如きは、一時、其當時の政府より誤つて謀反人と認められたるものにして、其生前の功勞は、之を祭祀するに足るべき偉人たれば、此等の靈魂を崇拜する事は、是れ亦決して蒙昧なる多神敎人種の迷信と同一視すべきものにあらずして、畢竟、此種の人の靈魂を神こせし事は、第二の偉人豪傑の、皇室國家及び一部の人民に功勞ありし者を祀ると、同一種に歸すべきものなり、即ち、日本人は、此等御靈神社及び北野神社等の神を以て、恐怖すべきものこして崇拜せしにはあらで、其人生前の威德功勞を畏敬して、神こせしものにて、其外ならざるなり、其証は、單に恐怖すべきものにありては、之を神こせずして、邪神と見做し、眞神に祈禱して、之を退治するものなり、例へば、疫病の神を退治するには、素盞嗚尊の神靈たる祇園神社に祈禱するの類是れなり、此他男根を神體こして祀れりこの傳說ある神社も、古來、亦全くなきにしもあらず、即ち、東國にては、道祖の神と稱して、男根を祀れる神社多く之ありこいひ、又、日光山の金精峠にある金精權現は、銅にて鍍金せる男根を神體こせりこ云ひ、又、尾張丹羽郡田縣神社の神體は、木造の男根にて、祭禮の時は、特に大なるものを作るこの傳說あり、（嬉遊笑覽七、日光山志四、神名帳考證土

代の巻、然りと雖も、我國に於ける男根崇拜の習慣は、極めて無智卑賤の一部人民たる事は申すまでもなき事にて、素より、神として崇拜する等の部分に屬すべきものにあらずして、一種の營業上の所謂緣喜に過ぎず、其証は、此男根崇拜の慣習は、中世以後の遊女傀儡師（アヤツリ）に起りしものにして、現に、予の實見する所にては、山城宇治の一神社の如きは、京阪地方の娼妓、之を道鏡の神靈と稱して、盛に參詣する事あり、これ此習慣が、前に所謂中世の遊女傀儡師の間に發生せるに本づくゆゑんにして、其傀儡師は、或人の如きは、之を朝鮮人の漂流して我國に來りしものにして、我日本民族にては之なしといへり、其實否は姑く措き、此等賤民が、我純粹の日本民族たらざる事は明なり、要するに、男根崇拜は、前にも云へる如く印度の習慣か、左もなくば東方アジア大陸の習慣にして我國固有の習慣にあらず、隨て、我國賤業者の間にて之を崇拜するは、今日、西洋人の間にも多く見る所の營業上の緣喜に外ならずして、之を我國の宗教的思想の一部として敷ふるは、もとより不當の事たるを信ず、而して、すべて、我國神社の神體に、或は鏡、或は玉、或は刀劍兵器、或は釜、平野神社の如き、或は石を以てする如きは、其神の、生前、特に指定せるものなるか、若くは、其神と關係ある事物所持品などなるかにて、其多くの神體に、石を用ふる如きは、蓋し、清潔を尙ぶ我國風の致す所にして、且つ、石は年代永久を意味するものなれば、藉（カリ）て以て神明の形體として之を拜するなり、而して、日本人が、かゝる物質に、神靈ありとして、單に之を信するものと思ふは、大なる誤謬と謂はざるを得ざるなり、故に、畫像木像の如きは、我國の神社に於ては、之を神體として安置するの習慣は、古代に於ては、全く之なかりしなり、アストンは、之を以て、我古代の美術製

作の幼稚に歸すれども、軍神問答の說によれば、『畫像を安置する事は佛家の事にして、我國風にあらず』と云へり、左もあるべき事ならむ、かくて、我日本の偶像教は、西洋の學者の云ふ如く、先入の偏見若くは妄想に本づける眞理發見の障礙物にあらずして、今日、西洋人が、其各自の崇拜する偉人の肖像を壁間に揭げて、之に尊敬の意を表するものと、毫も異ならざるなり、而して、所謂魔法教の如きは、印度の產物の、我國に渡來せしものにして、中世物語類に見ゆたる物の怪の迷信は、一に、眞言秘密教の弊に歸せざるを得ざるなり、されば、我國に於ては、祖先を祭る事は、我國自然の國風にして、眞神（マコトノカミ）は、實に其各自の祖先なりと謂ふべく、而して、其眞神中の最も威靈あるものは、國民全体の大祖先たる天祖に在るべしとの信仰にして、之を外國の純然たる一神教に比較するも、其信仰の燒點に於ては、彼と此と敢て別に異なる所なきを信ず、其偉人豪傑を崇拜する事は、西洋各國と雖も、亦我と異なる所なきにあらずや、只、彼は別に神社こして祭祀せず、畫像、銅像、石像、若くは紀念碑を設立して之を崇拜し、我は之を神社こするのみの形式上の差異にして、其後世子孫をして、偉人の德を仰ぎ、偉人の行を摸範こせしめむこする目的に於ては、彼我の間、豈何等の差異あるを認めむや、然るに、外國の學者は、天祖を以て太陽こなし、月讀尊を太陰こなし、其他、古事記日本紀に現はれたる諸神明を以て、他の野蠻國民の自然物崇拜、若くは、拜物教と同一視するの誤解より、遂に我敬神思想の前途に向て、將來此日本の諸神崇拜の風が、漸次に絕滅して、キリストの一神教に歸するに至る時代ある事を想像するものなれども、是れ、眞に、外國人が我日本國民の天祖を初め、今日奉祀せらるゝ所の諸神社に對する崇拜が、單

に、一種の迷信にあらずして、此の如く、條理整然たる理由を基礎ごしたる信仰に本づける事を知らざるに出づる誤見にして、且從來、彼等の歸納的研究に供せし所の材料は、彼等の同人種間、及び、南米、南洋等の野蠻人種間に於ける道德的現象、幷に宗教的現象のみなりしが故に、其研究より得たる所の原則は、猶ほ不完全にして、其全然人種を異にし、文明の基礎を異にせる、東方亞細亞の諸民族、殊に我日本民族の風俗、習慣、制度に向ひ、其原則を應用して、之を律せむごするは、是れ學問上の誤謬を生ずる一大原因にして、彼等の研究が、其東方の學問に、一道の光明を認むるまでに到達する事は、前途尙ほ遼遠の事ご謂ふべきなり、

隨て、我日本民族ご、支那民族ごは、共にアリアン人種たる歐米各國人の一概に目して同人種ご見做す所にして、而して、其兩者の宗教心の如きも、素より同一のものご見なし、共に祖先崇拜の民族ご思惟し、而して、我日本現時の學者、宗教家、教育家、乃至其他のものに至るまで、皆一齊に、かくの如く信じて、毫も疑ふ所なし、即ち、其一例を示して、之を證せむに、ムルレンドルフ(Möllendorff) の The Family Law of The Chinese 即ち支那親族法の、支那の家は、皆祖先を祀る神殿(祧、家祠、家堂ごも云ふ)を有し、殿内に、祖先の木牌(神牌、神主、神木、家神ごも云ふ)を安置して、日夕春秋之を祭る事を記する條に、ふ格言を引きて、支那の拜墳(ハクフングム)の事にまで論及せり、而して、アストン(Aston)に至りては、其著 The way of the gods 即ち神道四十五頁に於て、『平田は、其支那排斥思想に拘はらず、祖先崇拜に關する支那思想の勢力を排却する事能はざりし』ご說きて、平田先生の玉繩(タマガスキ)第十卷に載する所の祖先禮拜の例を引證して、日本の祖先崇拜を以て、支那に學びたるものごなせり、其誤謬も、亦實に甚しき哉、此他、擧世、皆かくの如く信じて疑はず、只我國法曹の大家たる穗積戶水の二博士は、先年、我國に於ける祖先崇拜の事に關する著書を公にせしも、日本の祖先崇拜を、支那に淵源せるなごご記する事なかりしは、流石に一世の大家たるに愧ぢさるものご謂ふべし、

予は、專攻學の立脚地より、彼我崇拜思想の根本に遡りて、研鑽漸く歲を積み、其結果、遂に、『支那民族の絕對的崇拜物は祖先にあらずして全く天道に在り、日本民族の絕對崇拜物は祖先殊に國民の總本家たる君家の大祖先に在る事』を確認するを得るに至れり(支那にて天道を絕對に崇拜する事は、既に先哲公にせる予の東洋法制史に於て詳にせり)而して、之に關して、予は積年偏く彼我の經史子集百家の書を讀破して、之を確めしは勿論の事にして、今春、親しく支那に遊びし際の如き、亦銳意此に關する實際の事實を調査せし結果、いよいよ毫末の誤謬なき事を確めたれば、此に、本論を公にするこゝなせるなり、故に、其證據ごする所は、公法私法の上に於て、其事實多く之ありご雖も、之を詳說することは憲法史に讓りて、今此には其顯著なる例証の一ごして、支那に於ける祭祀の典禮を擧ぐれば十分なるを、信ず、(すべて、支那にては、天ご祖先ごに對する時は、必ず天を上ごす、尙書十一の七右泰誓、左傳二十七の十九右成公十三年、荀子十三の三左等、又禮記十二の五右王制の文も亦參照、

抑も、支那に於ける祭祀は、又、他の古代諸民族の國家ご同じく、天地日月を祀り、山川其他の自然物を祀り、祖先を祀り、偉人を祀り、國家、民人に功勞ある者を祀り、所謂天神人鬼地示(三祀の事は周禮十六の一右、階書、六ノ一右禮儀志の首に見ゆ、又、地示は地祇ご同じ、の祭祀を具すご雖も、特に、天神即ち上帝(天神は即ち天にして、又上帝ごいふも同一なり、家語七の五左郊問に、上帝を一に天神ご呼びて、之を人鬼に對せし文あり、而して上帝ご天ごの同一なる事は、後文に說明すべし)を崇拜する事は、遙に他に勝り、上帝の威德は、其祖先の到底及ぶべからざるも

のごとなし、祖先は、之を上帝の下ごとなし、之を上帝に合せ祀る事を以て、最も祖先を尊敬するの道なりごとなし、因て、支那に於ける文物大成の周代に於ては、其大祭祀を以て、遂に、禘郊祖宗の四者ごとなせり、禘郊祖宗の祭祀ごは、國語（四の八右魯語）に、

海鳥日ニ爰居、止ニ於魯東門之外ニ三日、臧文仲使ニ國人祭レ之、展禽曰、（中略）故有虞氏禘ニ黄帝ニ而郊レ嚳、而宗ニ堯ニ、祖ニ顓頊ニ而郊レ鯀、而宗レ舜、夏后氏禘ニ黄帝ニ而祖ニ顓頊ニ、郊レ鯀、而宗レ禹、商人禘レ舜、而祖レ契、郊レ冥、而宗レ湯、周人禘ニ嚳郊レ稷、祖ニ文王ニ、而宗ニ武王ニ、幕能帥ニ顓頊ニ者也、有虞氏報レ焉、杼能帥レ契者也、商人報レ焉、凡禘郊宗祖、報、此五者、國之典祀也、加レ之ニ以社稷山川之神ニ、皆有レ功ニ於民ニ者也、及ニ前哲令徳之人ニ所ニ以爲ニ明質ニ也、及ニ天之三辰ニ民所ニ以瞻仰ニ也、及ニ地之五行ニ所ニ以生殖ニ也、及ニ九州名山川澤ニ所ニ以出ニ財用ニ也、非レ是不レ在ニ祀典ニ、今海鳥至、已不レ知而祀レ之、以爲ニ國典ニ、難ニ以爲ニ仁且知ニ矣、

ごとあり、禮記（四十六の一右祭法）に、

祭法、有虞氏禘ニ黄帝ニ而郊レ嚳、祖ニ顓頊ニ而宗レ堯、夏后氏亦禘ニ黄帝ニ而郊レ鯀、祖ニ顓頊ニ而宗レ禹、殷人禘レ嚳、而郊レ冥、祖レ契、而宗レ湯、周人禘レ嚳、而郊レ稷、祖ニ文王ニ、而宗ニ武王ニ、（孔子家語八の五左廟制の説は、文之ごと異り、即ち、子恙問曰、祭典云、昔有虞氏祖ニ顓頊ニ而宗レ夏后氏亦祖ニ顓頊ニ而宗レ殷人祖レ契而宗レ湯、周人祖ニ文王ニ而宗ニ武王ニとあり）

ごとあるものにて、其祀る所の人物は、禮記二十一の十の疏に、

按、祭法云、夏郊鯀、殷郊冥、今祀郊禹、宋郊契者、以鯀冥之德薄ニ故更郊ニ禹契ニ蓋レ時王所レ命也

ごとある如く、又禮記（四十六の九右祭法）に、

大凡、生ニ於天地之間ニ者、皆曰ニ命其萬物死皆曰ニ折人死曰ニ鬼此五代之所レ不レ變也、七代之所ニ更立ニ者、禘郊祖宗、其餘不レ變也（こゝの五代七代といふ事に就きては、禮記四十六の九右祭法の鄭註を見るに、（註には、黄帝堯舜禹湯の五代の外、顓頊及び帝嚳を加へて、此七代の間に禘郊祖宗の祭が生ぜし如く説明せり、然るに、禮記集説二十二の四右には、五代ハ唐虞三代也、加ニ顓頊帝嚳ニ爲ニ七代ニ、疑誤ニ五代始ルニ黄帝ニ、祭ルニ禘郊ニ郊祖宗之則ニ、恐未レ然ごあるに從ふべき歟、）

ごとあり、又禮記（三十四の一右大傳）に、

王者、禘ニ其祖之所ニ自出ニ、以ニ其祖ニ配レ之、而立ニ四廟ニ、庶子王亦如レ之、

ごとある如く、一定せず、且、魯語、祭法、共に記する所の禘郊祖宗の人物、當に互に參差するのみならず、周の禘郊祖宗を除きて、其他は、殆ご解すべからざるものあり、鄭玄は、有虞氏以上尚レ德禘郊祖宗、配ニ用有レ德者ニ而已、自レ夏已下、稍用ニ其姓氏ニ先後之次、有虞氏夏后氏、宜ニ郊ニ顓頊ニ殷人以ニ郊ニ契（禮記四十六の一左）ごいひ、祭法の疏文（禮記四十六の二右以下）幷に禮記集説（二十二の一右以下）癸巳存稿（皇清經解續編所收本）等、各種々の異説を掲載して、之を説明すご雖も、要するに、其傳説に誤謬あるものご見るの外なきなり、然りご雖も、其祖宗を上帝に合祀するご云ふ事に於ては、諸傳説の間更に疑ふべきものあるごこなし、

禘の祀は、諸祭中最も重大なるものごして認められ、天子の祖先の所ニ自出ニ即ち祖先の祖先を祀る祭典ごして定められたるものなり、禮記（二十二の九右喪服小記）に、

禮不レ王不レ禘、王者禘二其祖之所一レ自出一、以二其祖一配レ之、諸侯及二其太祖一（郊註に大祖、受レ封君也と）
り大夫士有二大事一省二於其君一干祫及二其高祖一
ことあるものにて、喪服小記の鄭註に、
禘大祭也、始祖感二天神靈一而生、祭レ天則以レ祖配レ之、自レ外至者無レ主不レ止、
（疏によれば、天祖は外より至る者にして、祖先は即ち主なり、）
ことあるによりて、禘の祀は、其始祖を天神に合祭するの謂なる事、愈明なり、而して、當時、禘と稱する祀は、單に一にあらざるなり、孔子家語八の三左廟制に、
凡四代帝王之所レ謂郊者、皆以配レ天、其所レ謂禘者、皆五年大祭之所レ及也
といへるを見れば、郊の祀も、亦禘と稱する事あるのみならず、毛詩二十の四の一長發大禘也の疏に、
正義曰、祭法云、殷人禘レ嚳而郊レ冥、注云、禘、謂二冬至祭一レ天於圓丘一、則圓丘之祭名爲レ禘也、又鄭駁異義云、三年一祫五年一禘、殷制則殷之夏祭二宗廟一亦名レ禘、百王通義、以爲レ禮識云、殷之五年一殷祭、亦名レ禘也、然則祭之名レ禘者多矣、而知二此大禘一爲レ郊祭レ天者上、以二冬至一爲レ祭、乃是天皇大帝神之最尊者也、爲二萬物之所レ宗、人神之所一レ生、非二於別代異姓一、曲有二感生一、帝立レ子、生商、謂二感生之帝一、非二天皇大帝一也、且周頌所レ詠、靡二神不一レ舉、皆無二圓丘之祭一、殷人何獨捨二其感生之帝一、而遠迎二昊天上帝一乎、以レ此知レ非二圓丘之禘一也、時祭所レ及親廟與二大祖一而已
といひ、禮記二十五の二左郊特牲の疏に、
若以レ郊對二五時之迎氣一則郊爲レ大、故大傳云、王者禘二其祖之所一レ自出一、故郊亦稱レ禘、其宗廟五年一祭、比二每歲常祭一爲レ大、故亦稱レ禘也、（此類の事、禮記四十六の二右の疏にも見ゆ）
ことあるを見れば、王者の最大祭祀は、皆禘と稱する事明なり、
郊の祀は、禘の祀に次ぐ所の大祭として認められ、亦天子の祖先を天に配して祀るものなり、而して、其祭の法は、柴を燔きて太陽を南郊に祭るものゝ如し、禮記二十五の三十二有以下郊特牲に、
天子適二四方一先柴、郊之祭也、迎二長日一至也、大報レ天而主レ日也、兆二於南郊一、就二陽位一也、掃レ地而祭、於二其質一也、器用二陶匏一、以象二天地之性一也、於レ郊故謂二之郊一、牲用レ騂尚レ赤也、用レ幣尚レ貴レ誠也、郊之用レ辛也、周之始レ郊日以至レト日、受二命于祖廟一、作二龜于禰宮一、尊レ祖親レ考之義也、
ことある是れなり、郊の祭が、太陽を祭る事は、禮記四十七の十五左祭義にも、
郊之祭、大報レ天而主レ日、配レ以レ月、夏后氏祭二其闇一、殷人祭二其陽一、周人祭レ日以レ朝及レ闇、祭レ日於レ壇、祭レ月於レ坎、以別二幽明一、以制二上下一、
ことあるにて愈明なり、而して、其祖を天に配する所以は、禮記二十六の九左郊特牲に、
萬物本二乎天一、人本二乎祖一、此所二以配一レ上帝一也、郊之祭也、大報レ本反レ始也、

とあるに出づるものにして、報本反始のため、之を其絶對崇拜物たる天に配するに出づるものなり、（荀子十三の廿四右に、郊者幷三百王於上天一而祭二祀之一也とあるは異說なり、楊注に、百王百神也、或解字誤爲レ王、會祉穢唯祭二一神一、王レ郊レ天則兼祭二百神一以喩二君兼二父職一者也ともあり、）

以上、禘郊の祀に合祭する所の所謂祖先なるものは、如何なるものなるか、禮記三十二の九右喪服小記の鄭註に、禘祭合祀の祖先は、天神の靈に感じて生るる人とあり、今之を實例に徵するに、魯語には、有虞夏后の禘を黃帝とし、殷の禘を舜とし、周の禘を帝嚳とし、禮記祭法に於ける四代の禘祭合祀の祖先は、有虞と夏后とは黃帝にして、殷と周とは帝嚳なり、今史記の五帝本紀によるに、此等の人々は、皆有德の君主にして、支那人の所謂天神の靈に感じて生れし人と稱すべし、又、禮記四十六の郊の祭の疏に、正義曰、此經論レ祭感生之帝於南郊一神州地祇於北郊一也とあり、然る時は、郊祭配祀の祖先も亦感生の人たるを要するものゝ如し、今之を實例に徵すれば、前に引ける魯語、祭法、共に正義の說と合はず、即ち夏后氏と殷との郊を緜と冥となしゝ如きは甚だ不當なり、此二人は感生の帝と謂ふを得ざるべければなり故に鄭玄は有虞氏と夏后氏とは顓頊を郊とし、殷は契を郊とすべしといへり、予は此說を以て頗る當れりと思考するなり、而して魯語と祭法とが周の郊を后稷とせるは當れり、然るに顓頊と契と稷との出處を研究するに、顓頊の事は、五帝本紀記する所によれば、別に怪しむべき事なしと雖も、契と稷とは、共に五帝本紀によれば、其父は各之を擧ぐと雖も、其生誕の狀況を察するに、實は其父は不明にして、所謂感生に成りたるものにて、之を親族法の方面より觀察する時は、所謂母系親時代の遺風と見るべきものにして、極めて不明幽遠なる祖先と稱すべきものなり而して、禘郊の祭は祭祀中、最も重大なるも

のとして、禮記の大傳の首に　不レ王不レ禘　といふ事もありて、帝王の外決して之を行ふ事を得ざる例なり、而しながら、又其次の文によれば、諸侯は、始封の祖、大夫士は、大事ある時は、其高祖にまで、此祭を行ふ事を許せり、故に、魯國幷に夏殷の子孫たる杞國、宋國など、皆禘郊の祭を行ふを見る、（禮記二十一の二十四右禮運、及び十二の廿右疏）而して、左傳二十一の十八左宣公經三年、傳三年、二十六の十九左成公經七年の條等にも、亦魯國の郊祭望祭の事多く散見す、されど、其祭の度數に至りては、之を天子に比すれば殺くものの如し、即ち、孔子家語七の五右郊問に、

魯無二冬至大郊之事一、降殺於天子一、とあるにて之を知るべし、

祖宗の祭は、禮記四十六の一左祭法の鄭註に、祭二五帝五神一、とありて、其五帝五神とは、孔子家語六の一右五帝篇によれば、五行の神を稱するものにして、之に、古代の主權者を、其德によりて配合せるものなり、（周禮十五の一左小宗伯の鄭註に記する所、幷に禮記三十四の一右大傳の鄭註に記する所、其文異なれど、其旨趣は大同小異なり、）而して、祖宗は、如何なる人を以て之に當つるかといへば、孔子家語八の三左廟制によれば、上古に於ては其國家に功勞ある者と、其個人として大聖德を具する者とは、之を祖宗として祭り、而して、其廟は、百世之を毀たざる例にして、禘郊に祭る所の祖先の如きは、其尊、祖宗の上にありこ雖も、其廟に至りては、必ずしも之を存せざる例なりき、故に、周代以後の如く、祖宗必ずしも其血緣の祖先にあらざるものゝ如し、（魯詩幷に祭法、及び家語の廟制の禘郊祖宗が、周を除くの外は、必ずしも其血緣の祖先にあらざるを見るべし、）即ち、孔子家語八の三左廟制の文に、

凡四代帝王之所レ謂郊者、皆以配レ天、其所レ謂禘者、皆五年大祭之所レ及也、應レ爲二太祖一者、則其廟不レ毀、不レ及二太祖一、雖レ在二禘郊一、其廟則毀矣、古者祖有レ功、而宗有レ德、謂之祖宗者、其廟皆不レ毀、子羔問曰、祭典云、昔有虞氏祖二顓頊一

而宗レ堯、夏后氏亦祖二顓頊一而宗レ禹、殷人祖レ契而宗レ湯、周人祖二文王一而宗二武王一、此四祖四宗、或乃異レ代、或其考祖之有二功德一者也、亦可以存二其廟一乎、孔子曰、善レ如二汝所レ問也一、如二殷周之祖宗一、其廟可以不レ毀、其他祖宗者、功德不レ殊、雖レ在二殊代一、亦可以無レ疑矣、詩云、蔽芾甘棠、勿レ翦勿伐、邵伯所レ憩、周人之於二邵公一也、愛二其人一、猶二敬其所レ舍之樹一、況祖二宗其功德一而可以不二尊奉一其廟一焉、

とある是れなり、（禮記四十六の一左祭法の鄭玄の註も、之と同主旨なり、）

我國にて、郊の祭を行ひし事は、神武天皇の四年二月に、郊二祀天神一の事、神武紀にあれど、其次に用申二天功一也といふ語あり、其前に、皇祖之靈といふ事あれば、是れ天を祭りしにあらずして、皇祖天神を祭りし事を、支那の文章風にて記せしものなり、而して、支那の郊の祭に倣ひて、實際に郊の祭を行ひしは、桓武天皇が、延暦六年十一月甲寅に、祀二天神一於交野一といふ事ありて、續日本紀三十九に、其祭文あり、之によれば、昊天、上帝を祭り、之に、先帝光仁天皇を配祀せるを見る、又、文德實錄入によれば、齋衡三年十一月辛酉の日に、光仁天皇の御陵に使を遣はして、本月廿五日に、河内國交野にて、昊天を祭り、之に光仁天皇を配祀せし事を告げたる事見ゆ、當時、支那の制度風俗を摸倣する事、其極度に達したる時代なるが故に、遂に、此の如き奇異の現象を生せしと雖も、もだ、是れ我國体に於ては、天を祭りて、之に祖先を配するが如き事は許さざるが故に、此風は、忽にして中止せりと見ゐて、此後、何等之に類する事を、書史上に於て見出さざるなり、

茲に至りて、所レ謂天及び上帝などいふ事に就きて、一言せざるべからず、通常、支那古代の書史を概見する時は、天の種類甚だ多く、昊天といひ、旻天といひ、上帝といひ、天神といひ、日といふ類、枚擧に遑あらず、然れども、予の考証を以てする時は、畢竟同一物にして、時と塲合とにより、て、之を異名せしに過ざるもの、如し、即ち、昊天の事は、尚書（二の十一左襲典）に、欽若二昊天一とあり、又、昊天を旻天といふ事あり、尚書（四の十九右大禹謨）に、帝初于二歷山一往二于田一日號泣于二昊天一于父母一とありて、孔安國の傳に、仁覆愍レ下謂レ之旻天一とあるは、註によれば、秋は萬物凋落するより、愍の音に通ずる旻の字を用ひしものと見ゆれば、旻天も、亦昊天と同一なる事を知る、而して、又昊天を上帝といふ事あり、尚書（三の六右舜典）に、肆類二于上帝一禋二于六宗一望二于山川一徧二于羣神一とある上帝の傳に、馬融云、上帝太一神、在二紫微宮一天之最尊者一とあり、六宗の傳に、宗四時也、寒暑也、日也、月也、星也、水旱也とありて、別に、天の事なければ、此上帝は即ち昊天に當るものなり、然るに、又、周禮（廿の二左典瑞）に、祀二天旅一上帝一とあり、又、左傳（二十七の十九右成公十三年）に、昊天上帝と連書するによれば、天と上帝とを區別せるに似たれども、周禮の註に、玄（後漢の鄭玄）謂祀レ天夏正郊レ天也、上帝五帝、所レ郊亦猶二五帝一、殊二言天一者、尊二異之一也、とあれば、天と上帝とは、猶ほ同一なるを知るべし、而して五帝の事は、前項に之を說明せし如くなり、又、禮記（二十四の二左大傳）に、既レ事而退柴二於上一帝一とあり、て、又、禮記（四十六の四左祭法）に、燔レ柴於二泰壇一祭二天一也とあれば、上帝と天とは、同一なる事、愈明なり、殊に、孔子家語（七の四左郊問）には、天と上帝とを、交互に呼べるにて、愈其同一なる事を悟るべきなり、

又、上帝と天神と同一なる事は、前に家語（七の五右郊問）に見ゆる事を云へり、（又天帝といふ事も、毛詩十六の十右の疏に見ゆ、又天神と云ふ處、左傳襄公九年に見ゆ、又昭公五年に神と云ふ事は、左傳成公五年に見ゆ、）

又、上帝と日と同一なる事は禮記二十六の九に、

萬物本乎天、人本乎祖、此所以配上帝也、郊之祭也、大報本反始也、

とありて、禮記五左祭義に、

郊之祭、大報天而主日配以月、夏后氏祭其闇、殷人祭其陽、周人祭日、以朝及闇、

とあるにて明なり、

されば、禘郊祖宗祭る所の本尊は、或は天といひ、或は上帝といひ、或は又日と稱すと雖も、畢竟同一の天帝にして、之に祖先を合祀するに外ならざるなり、禮記四十六の一右祭法の鄭註に、

禘郊祖宗、謂祭祀以配食也、此禘謂祭昊天於圜丘也、祭上帝於南郊曰郊、祭五帝五神於明堂曰祖宗、

とあるによれば、要するに、其祭場を異にするより、其名を異にするものと見るを適當とすべし、而して、圜丘の事は、周禮二十二の二十三左大司樂の禘祭の音樂を記する條に、方丘と對して之を記したれば、即ち圓丘の事にて、既に毛詩二十の四の一右の疏には、之を圓丘に作れるを見る、又、南郊の事は、禮記二十六の一左及び孔子家語七の五右の本文、幷に註釋に詳に見えて、王城の前面南方の廓外を指せるものなり、以上、考證する所によれば、上帝を祭る事は、只天子に限るものにして、諸侯以下は、其祖先と社稷とを祭るを得るに過ぎざるなり、只諸侯は、其始封の祖を上帝に配し、大夫士は大事に臨み、特に請うて其高祖を上帝に配するを得る事は、前述ぶる所の如し、故に、國語四の二右魯語に、

嚴公如レ齊觀レ社曹劇諫曰、不可、略、天子祀二上帝一、諸侯會レ之受レ命焉、諸侯祭二先王先公一、卿大夫佐レ之受レ事焉、臣不レ聞二諸侯之相一會祀一也、祀又不レ法、

とあり、禮記二十一の二右禮運に、天子祭二天地一、諸侯祭二社稷一、とある所以にして、天子は、其權力無限祭らざる所なし、即ち禮記三十四の二左大傳に、

牧之野、武王之大事也、既レ事而退、柴二於上一、帝二祈於社一、設二奠於牧室一、遂率二天下諸侯一、執レ豆、遵レ途奔走、追二王一、大王亶父、王季歷、文王昌一、不レ以レ卑臨レ尊也、

武王は今天子となりて尊きなり、故に其祖先の諸侯たる人を追尊して王とせざれば、卑を以て尊に臨む道理なり、

とありて、天地、社稷、祖先を祭り、又、禮記四十六の五左祭法には有二天下一者祭二百神一、とあるなり、是に於てか知る、支那民族の思想に於ては、天の威靈は絶對無限にして、自己の祖先より尊きものたるを信仰せしことを、又、其所レ謂祖先とは、歷代皆各之を異にし、特に其祖先は、必ずしも其血緣の如何を論ぜず、有德者を以て之に當つる如き事を、是れ、實に大に我日本民族の思想と異なる所にして、世界の學者、政治家、法律家、教育家、乃至宗教家の、知らずんばあるべからざる一大問題なりとす、故に、支那思想を基礎として組織せる所の儒教に在りては、若し之を宗教として觀る時は、正に、基督教幷に佛教と同じく、一種の普遍教と稱すべく、即ちアリアン人種は、キリスト教以前、即ち其最初に於ては、家族宗教を絶對に信仰せしと雖も、支那民族に在りては、初より拜天を以て、家族宗教の上に置きたるものと謂ふべくして、我日本民族の、終始、其家族的宗教より發展せる國民的崇拜、即ち日本民族固有の祖先

教を固執して、二種の家族的國家を形成し、維持するゝは、眞に、大なる差別あるものゝ謂ふべきなり、

夫れ、支那民族は、既に天を以て絶對的信仰の目的物となす、故に、凡そ天下を主宰する所の主權者は其人格德望正に天と一致せざるべからずとの觀念あり、隨て、其主權者は、必ず其民族間に於て、聖人と稱せらるゝ所の人たらざるべからず、而して、其政治法律は、至公至平にして、其國民は、各、個人として充分の幸福を享受せざるべからずとの觀念、上下の間に磅礴して、自由、平等、博愛、權利の思想に富み、其政治組織は、君主專制の形式を備ふるも雖も、其政治思想に至りては、純然たる共和政體の觀念を含蓄し、主權者にして、毫も、此理想に反するの行爲ある時は、忽ち之を革命する事を以て、國民の天職と信じて疑はざる事は、予が專攻學科たる東洋法制史の第一卷に於て、數年前既に詳論せし所なり、是を以て、其君主の稱號の如きも、何れも皆天と云ふ事と一致する意義を含蓄する文字を、使用せるものゝ如し、即ち、皇は、說文解字一上の十八左に、皇　大也、从自、王、自始也、始王者三皇大君也　とあり、今之を考ふるに、自は始なりといふ事は、自然にて、即ち天なり、故に天命を以て君たるの義にて、自王を皇とせしものならむ、說文四上の十五右左は自の象形にして、自は鼻の象形にして、白は自の省字なり、故に此二字何れにても王の字の上にあれば、始の王と云ふことを意味するなり、此点より云ふも又皇は始の王なり、前文に始めて王たるものは三皇なりと云ふに一致す、又、帝は、說文解字一上の三右に、帝　諦也、王天下所歸往也、董仲舒曰、古之造文者三畫而連其中謂之王、三者天地人也、而參通之者王也、孔子曰、一貫三爲王　とありて、而して、遂に君主たるものは、啻に天命を承けて位に登るのみならず、其肉體も亦天の生む所なりとの觀念ありしものゝ如し、說文解字十三下の二右の姓の字の條に、

人所生也、古之神聖人母感天而生子、故俾天子、因生目爲姓、从女生、生亦聲、春秋傳曰、天子因生目賜姓

とある如きは、予は、之を以て、古代母系親の徵證と見るに過ぎずと雖も、古代の支那人が、天子なる稱號を、主權者に附せし理由は、其皇帝王の文字造出の理由と相俟ちて、當時の思想を推察するの好材料と見なさるゝなり、

然り而して、又、支那に於ては、其主權者の德望によりて、其階級を定む、即ち、三皇五帝三王五覇の類是れなり、

三皇、五帝の稱は、何の時に始まりしか明ならず、周禮二十六の三十六左春官宗伯の外史の條に、外史、（略）掌三皇五帝之書　とあれば、周代に於ては、既に其名稱ありしものゝ如し、されど、孔子は、三皇五帝の傳を記せず、尙書の中には、五帝の中の堯舜より其傳を始めたり、司馬遷の史記に至りて、初めて五帝本紀あり、又、大戴禮及び孔子家語に、五帝の事あり、今日傳ふる所の史記の三皇本紀は、唐

帝天也　とありて、疏に、此王季之身爲天帝所祐　云々とあるをも見るべし、孔子家語六の二左五帝に、五祀不レ得レ同レ帝　とあるにて、帝を以て最上の位とせし事明なり、又、王は、說文解字一上の三右に、王　天下所歸往也、董仲舒曰、古之造文者三畫而連其中謂之王、三者天地人也、而參通之者王也、孔子曰、一貫三爲王　とありて、而して、遂に君主たるものは、啻に天命を承けて位に登るのみならず、其肉體も亦天の生む所なりとの觀念ありしものゝ如し、說文解字十三下の二右の姓の字の條に、

人所生也、古之神聖人母感天而生子、故俾天子、因生目爲姓、从女生、生亦聲、春秋傳曰、天子因生目賜姓

とある如きは、予は、之を以て、古代母系親の徵證と見るに過ぎずと雖も、古代の支那人が、天子なる稱號を、主權者に附せし理由は、其皇帝王の文字造出の理由と相俟ちて、當時の思想を推察するの好材料と見なさるゝなり、

然り而して、又、支那に於ては、其主權者の德望によりて、其階級を定む、即ち、三皇五帝三王五覇の類是れなり、

三皇、五帝の稱は、何の時に始まりしか明ならず、周禮二十六の三十六左春官宗伯の外史の條に、外史、（略）掌三皇五帝之書　とあれば、周代に於ては、既に其名稱ありしものゝ如し、されど、孔子は、三皇五帝の傳を記せず、尙書の中には、五帝の中の堯舜より其傳を始めたり、司馬遷の史記に至りて、初めて五帝本紀あり、又、大戴禮及び孔子家語に、五帝の事あり、今日傳ふる所の史記の三皇本紀は、唐

の司馬貞の作に係るものなるのみ、（尚ほ日本と關係する三皇五帝の古說は三五本國考を見るべし。）

然れども、三皇を以て主權者の德最も勝れたりとなし、五帝之に次ぎ、三王又之に次ぐといふ思想は、周代より之ありしものの如し、其證は、左傳（十六の二左傳公二十五年）の、狐偃が晉侯に語るの條に、「周禮未レ改、今之王、古之帝也」とあるにて知るべし、而して、其德の多少を斟酌するの標準は、第一の皇は、無爲にして自然に天下の主權者となりし事、宛も、天の、自然に、萬物の父母たるが如きに似たりと云ふ觀念に本づきて、之を以て第一となし、第二の帝は、其行爲、三皇の無爲なるが如く、自然にあらずと雖も、其德に至りては、天と同一なりとの事にて、之を以て第二となし、第三の王は、時勢既に大に變じ、天地自然の大道に本づきて、主權者の大權を授受する事を得ず、禪讓の形式を棄てゝ、放伐の形式を取れるより、其德大に前者に劣るとして、之を第三に列したるたり（尚書一の七左十五行目、及び二の五左、六右の疏文、禮記二十二の五左、禮運の本文、幷に註疏、穀梁一の十七右、十七左、十八右の疏文、而して、其形式は、愛民を標榜せしものなり、故に之を以て主權者の交ふるに權變詐を以てし、而して、最下等となす、（管子二十三の二十六右、孟子三上の八左、三下の一右、三下の十二左、十三下の六右、十四下の七左、荀子增註本三の二十二左、五の七右、七の一右、十九の一右、戰國七の一右。）

周末の諸侯たる秦國は、歷代、世々英資を以て、覇道を行ひ、始皇帝の時に至り、遂に天下を一統せり、是に於て、始皇帝は、自ら、其功德、三皇五帝を兼ぬるとなし、自ら號して皇帝と稱せり、爾來、漢以下、支那歷代の帝王、皆皇帝を以て稱とせざるものなし、後漢の蔡邕の獨斷に、

> 漢天子正號曰皇帝。（略）上古天子庖犧氏、神農氏稱レ皇、堯舜稱レ帝、夏殷周稱レ王、秦承周末爲漢驅除、自以德兼三皇功包五帝、故幷以爲レ號、漢

> 高祖受命、功德宜之因而不レ改也

とある、亦以て參照すべし、是を以て、支那に在りては、天子の寶器、必ずしも、我國の三種の神器の如くならず、左傳（二十一の廿右宣公三年）に、

> 楚子伐二陸渾之戎一、遂至二于雒一、觀二兵于周疆一、定王使二王孫滿一勞二楚子一、楚子問二鼎之大小輕重一焉、對曰、在レ德不レ在レ鼎、昔夏之方有レ德也、遠方圖レ物、貢二金九牧一、鑄二鼎象一レ物、百物而爲之備、使二民知一神姦、故民入二川澤山林一、不レ逢二不若一、螭魅罔兩一、莫二能逢之一、用能協二于上下一、以承二天休一、桀有二昏德一、鼎遷二于商一、載祀六百、商紂暴虐、鼎遷二于周一、德之休明、雖レ小重也、其姦回昏亂、雖レ大輕也、天祚二明德一、有レ所二底止一、成王定二鼎于郟鄏一、卜レ世三十、卜レ年七百、天所レ命也、周德雖レ衰、天命未レ改、鼎之輕重、未レ可レ問也、

とあるを見るべし、是れ實に支那固有の國體にして、周代に在りては、周公の苦心により、漸く國家主義を養成し、古代の民主主義、個人主義の一隅に向つて、臣民忠義の思想を涵養し、大義滅レ親（左傳三の二十三左傳隱公四年）若くは勤王（左傳十六の二左傳僖公二十五年）若くは溥天之下莫レ非二王土一云々（毛詩十三の一の二十七右北山）などの如き格言の、上下の間に存在する如き傾ありて、今又茲に、楚子が、天下を保つには、天子の寶器を掌握せざるべからずとの觀念を抱くまでに、其國家自然の性格を變化せし如くなりと雖も、而しながら、其主權者に、等級を定むる思想の如き、又周の大夫が、楚子に向て、天子の寶器は輕きものにして、主權者の資格は德望に在りと答へたる思想の如き、到底周代二三爲政者の力を以て、よく

其民族の固性を變化して、其國家自然の性格たるを知る、支那民族の其主權者に對する思想こそは、實に、我日本民族の皇室に對する思想と、正反對に出づる所にして、其兩民族の信仰中心の差別は、延て、各其主權者に對する觀念に、非常の大差を生じ、支那に在りては、其絶對崇拜の目的物たる天と同一の人格を有するものを主權者として仰ぐべく、隨て、其主權者の種族、幷に由緒の如き、及び其傳來の天子の寶器の如き、毫も問ふべき所にあらざるなり、然るに、之に反して、我日本に於ては主權者は其絶對崇拜の目的物たる天祖天照大神の御子孫たる天皇たらざるべからず、即ち、其臣民の總本家たる皇室の正統者たらざるべからず、隨て、天祖天照大神の親しく天孫瓊々杵尊に授け給へる三種の神器は、眞に天子歷代授受の寶器にして、臣民の敢て窺窬すべきものにあらず、又、天子の徽章たる錦の御旗は、正統大元帥の外之を用ふるを許さざるなり、歷朝神異例參照故に、三種の神器は、臣民妄りに之を冒す時は、忽ち冥罰を蒙りし例あり、足利時代に又、錦の此例あり御旗の如きも、之なくては、天子の御印（レルレ）なしこて、足利尊氏は、殊更に北朝の天子を擁立するに至れり、梅松論及び醍醐三寶院所藏足利尊氏自筆の理趣經の奥書神器は一の形式に過ぎず、主權者固より德なかるべからずこ雖も、我日本帝國に於ては、天子必ずしも德あるのみを以て主こせず、要する所は、其臣民の總祖先たる　天祖天照大神の御子孫たる點に存するなり、而して、我日本帝國歷代の天皇が、至仁至德におはしましゝ事は、前既に說く所なり、彼我民族の信仰上に於ける根本思想の差別より、其彼我の國體に及ぼせる差別は、以上說く所の如し、是に於て乎、更に之を詳言すれば、支那に於ては、拜天思想の基礎に本づきて、天を崇拜す

るの外、總國民の大祖先こ云ふものなくして、其大望ある者、ひとり天の代表者こして國民の崇拜を受くるに止まるのみなるが故に、其種族、個々に分立して、親族的に全國民を結合するの中心點なし、隨て、絶對崇拜の目的物たる天の外は、人類平等無差別の主義を固執し、天の大道に於ては、天賦平等の恩澤に浴して生れ出でたる人類は、各平等に其幸福を享受すべきものなる事を信じて、個人主義に傾き、其個人の父子兄弟等に於ける人類自然の血屬的愛情に重きを置き、殊に、其所生を以て無限の恩こなして、孝道を奬勵し、孝は百行の本こ稱して、孔子は、父は子のために隱し、子は父のために隱す（論語十三の九左子路篇に見ゆ）を以て、天道に適ふものこなし、孝道のためには、君主幷に國家に對する忠義は、之を破るも妨けなしこなし、刑法には、尊長卑幼の訴訟、親族容隱の律を認め、（孔子家語一の七右に、孔子魯の大司寇たる時、父子訴ふる者の事を記する頗は、尊長卑幼訴訟の古く物に見ゆたる實例なり、此他、尊長卑幼の事、幷に親族容隱の事は、唐律以下の法典に詳なり）而して、遂に、此問題に關して、孟子は、支那民族の思想を代表して、大に箇人主義を主張せり、孟子（十三下の九右盡心上）に云く、

桃應問曰、舜爲（リ）天子（ト）、皐陶爲（リ）士（ト）、瞽瞍殺（スハヘ）人（ノ）、則如（セン）之（ノ）何（ソ）、孟子曰、執（トラフル）之而已（ノミ）矣、然則舜不（ルヲ）禁（セ）與（ノ）、曰、夫舜惡（ソ）得（レ）而禁（セ）之（ノ）、夫（レ）有（レ）所（ノ）受（レ）之（ノ）也（ラン）、然則如（セン）之（ノ）何（ソ）、曰、舜視（ル）棄（ツ）天下（ノ）、猶（レ）棄（ツ）敝蹝（ノ）也（ラン）、竊（ニ）負（テ）而逃（ケ）、遵（ヒ）海濱（ニ）而處（リ）、終身訢然（キンゼン）、樂而忘（レ）天下（ノ）、

こ、是れ即ち箇人主義こしては、極めて極端のものにして、一種の無政府主義、社會主義こ稱すべきものこ謂ふべきなり、而して、禮記二十一のには、大道既（レ）隱（レ）天下（ノ）爲（レ）家（ト）、各親（レ）其親（ノ）各子（ニ）其子（ノ）貨力（ヲ）爲（レ）己（レカ）、大人（ヨニング）世（ノ）及（ス）以爲（レ）禮（ト）、城郭溝池以爲（レ）固（ト）、禮義以爲（レ）紀（ト）以正（レ）君臣（ヲ）、以篤（レ）父子（ヲ）、以睦（レ）兄弟（ヲ）、以和（レ）夫婦（ヲ）、以設（レ）制度（ヲ）、以立（レ）田里（ヲ）以賢勇知（レ）以功

爲レ已。故謀用レ是作。而兵由レ此起。禹湯文武成王周公由レ此其選也」とありて、こは、即ち、支那に於て、主權禪讓の形式行はれずして、主權者が、天下を世襲し、各其一族を親しみて、他族を排斥せる事を誇りしものにて、支那に於ては、堯舜禪讓の形式を以て、主權授受の本式と爲し、而して、これ天の大道に適ふものと爲し、支那の全民族は、天道崇拜の下に、其天道の代表者たる主權者を中心として結合し、國民的團體を形成することを以て、理想的國家と信仰せし事を示すものにして、要するに、彼は天道を信仰して、其代表者たるべき人を主權者と爲し、我は、天祖を崇拜して、其直系の御子孫を主權者と仰ぐ事、是れ兩者の間に於ける根本思想の差別より來れる結果にして、彼は國家的に發達せずして、社會的に發達し、我は則ち國家的に發達せる理由、亦實に此に存するを知るべし、されは、祖先崇拜の國風は、是れ正しく日本國體の由て來る第五の最大原因なりと稱すべし、

第七欵　天祖天照大神に對する我國民の絕對的信仰

謹て惟るに、天祖の聖德は、生れながらにして、自ら宇宙の間に於て絕對的信仰を受けさせ給ふべき御資格を具し給へり、而して、更に、伏して仰ぎ見るに、其御生誕の初に當りて、既に、父神、母神、二尊の御尊敬を受けさせ給ひて、日之大宮にて、高天原を主宰せしめ給ふべく定りし事、是れ豈に尋常の事ならむや、而して、天祖の大詔によりて、我國家の基礎全く定りたるものなれば、我日本民族は、祖先崇拜と、偉人尊敬との國風より、多くの天神地祇天社國社を祭るといへども、しかしながら、是等の諸神は、皆之を以て、天祖の子、天祖の臣として視ること、古語拾遺に說く所の

如く、隨て我國民の、此等諸神に對する尊敬は、全く、諸外國の多神教崇拜とは、其主旨を異にするなり、蓋し外國の多神教崇拜は、其多くの神々を、皆各獨立の神として崇拜祈禱するの謂なれば、日本國民の、天祖以外の諸神に對する尊敬とは、大に、其旨趣を異にするなり、即ち、日本國民の、天祖以外の諸神に對する尊敬は、其諸神が、天祖の命を受けて、其各自の御職務を掌ることに對して、之に報賽祈禱すとの主旨にして、猶ほ現世に於ける文武百官が、東京の大宮所にまします所の天皇の大命の下に、天下の政に從ふものを、官吏として、相當に待遇すると同一なるが如しとの信仰に外ならざればなり、

日本國民の、天祖以外の諸神に對する尊敬が、單に、其諸神の御職務に對して尊敬するのみにて、之を以て、各獨立の神明とせざる證は、延喜式（卷八）の祝詞式に、あらゆる諸神に對する祝詞を載するを見るに、何れの祝詞にも、皇親（皇親の字は或は睦の字に作る處もあり）神漏岐神漏美の神の詔によりて、葦原の中つ國を治め賜ふ天皇が、某の神に向て、祭を行ふ故に、國家を護り賜へと云ふ如き意味の記しあるを見て知るべし、皇親神漏岐神漏美とは、即ち皇祖皇宗の義にして、其所謂皇祖皇宗を代表するものは、即ち、天祖　天照大神たることを知らざるべからず、何となれば、天祖　天照大神は、既述の如く、其父神の命を以て、父神より以上の地位に在り、而して、日之大宮にましまして、高天原を主宰し給ふ如き御聖德を有し給へばなり、是故に、あらゆる天神地祇は、皆天祖の命に隨ひて我國家人民を守護することを明にするを得べし、されば、天祖を奉祀せる神宮の社格は、古來、大中小社の列に入らず（中右記嘉承元年八月三日條）而して、其天祖の大宮と、豐受大神宮との、尊卑に就きては、中世以來、外

宮の頑強なる種々の謀策の結果、豐受大神宮が、殆ど天祖と同等の如くに、或は一部の人民に信仰せられし時代も之ありし如しと雖も、これ、民間一局部のことにして、朝廷は勿論、幕府に於ても、之を同等と認めたる事嘗て之なし、而して維新後に至りては、明治四年七月十二日、太政官の達を以て、

一皇大神宮

豐受大神宮之儀ハ、元ヨリ差等可レ有レ之處、中古以來、同一ニ相成、甚無レ謂事ニ候、第一、兩宮御体裁ノ別ヲ始メ、隨テ、諸事釐革可レ被レ爲レ在候、此旨心得違無レ之樣、神官等ヘ篤ト可ニ申達ニ事

と云ふ如くに、明示せられたるのみならず、教育上に於ても、兩宮の御事蹟は、聊か之を教授するの事あるより、今や、兩宮差等の事に於ては、大抵何人も之を知らざるものなきに至れり、故に天下大事件の起る事あれば、古來、悉く之を天祖に奉告して、其御稜威を藉らざる事なく、天祖も、亦此の如き場合に於ては、御自ら、其御稜威をあらはし給ひて、我國家を守護し給ふ事、殆ど一定不變の觀あり、例へば、神武天皇東征の時、日神の威を負うて、長髓彥を征せしを初めとして、（神武紀戊午の條）崇神天皇の時、疾疫流行の事あるや、又天祖の御稜威を瀆し奉りしにあらざりしやを恐れて、之を別宮に祀らせ給ふに至りしが如き（崇神紀四年五年六年の條）又、日本武尊の東夷を征するや、途中特に神宮を拜し給ひしが如き、（景行紀四十年の條）又、神功皇后の征韓を思し立ちし動機の如きも、一に天祖の御示現に本づくものにして（神功皇后紀の首）又、皇極天皇の時、蘇我氏の跋扈を極めて、殆ど皇室を危くせむとするが

如きに臨みては、皇祖の威靈屢御示現を垂れ給ひし事（皇極紀四年の條）の如き、又、弘安の役の如き、我國民の信仰は、一に天祖に在るを知らざるべからざるなり（大鏡井に内宮注進狀下、及び帝王編年記永仁元年三月二十日の條、）

然るに、英人アストン（W. G. Aston）の Shinto : the way of the Gods p. 69 即ち神道には、『太陽女神（○即ち天祖を指す）と、日本紀によれば、時の点に於て、最も古き神なる國常立と、天之御中主、及び出雲に於ける大名持は、其禮拜者によりて、互に均等の地位に上せられたり、然るに、或る理由によりて、上の四柱の神の中、一も最上神の稱號に値するものなきなり』と云ひ、又、英國人にて、我國に歸化せるハーン（Laficadio Hearn）即ち小泉八雲の著にて、漢字を以て神國と題する書（Japan : an interpretation P. 137）には、『吾人は、大國主神の出雲崇拜の外に、古代の祭祀に、四つの階級を持つ、即ち、家族的宗教、氏神の宗教、諸國の第一の社、即ち一の宮の祭祀、伊勢に於ける國民的崇拜なり』と云へり、是れ非常なる誤解にして、此事たるや、外國人の著書なるが故に、尤も千萬なりとして、看過すること能はざる事情あり、何となれば、此二書は、深く日本の事情に通ぜりと稱せられ、且つ、一は、今現に英國倫敦に在りて、東洋學者、特に日本學者を以て歐洲人に目せられ、一は、世界の文豪を以て目せらるゝ所の者にして其著者が如斯共に世界有名の學者にして、加之世界の通用語たる英語を以て記載せられたれば、歐米人の之を信ずるは勿論の事にして、そは姑く不問に措くとするも、此書は、以上の如き理由により、日本の純粹なる國學者以外の凡ての階級によりて讀まれつゝあれば、其弊害の及ぶ所、實に容易ならざるものあればなり、而して、外國人たる此二人の學者が、何故に此の如き誤解を記載するに至りしかと云へば、其原因は、蓋し二種ある

べし、第一は、其著者に接せし日本人の無識と、出雲人の如きは、比較的に出雲大社を崇拜するの度高きより、其一地方人の信仰を目撃して、之を全國民に及ぼしたる記者の誤解とに出でしものにして、第二は、古書の記事を誤解せし記者の疎漏に出でしものならむ、即ち、我國古書の記事を誤解せし記者の疎漏とは、日本紀、古事記、共に、國常立尊と天之御中主神とは、天照大神より以前にまします所の、我歴史上の最初の神なるが故に、後世に於ける日本人の著書にも、此二神のことは、極めて神聖なるものとして尊敬してあれば、外國人は、其日本人の信仰の實際が、何れの處にあるかを推し究むるの遑なく、直に速斷して、日本人は、之を天祖と同一に信仰せるものと思ひ誤りしものならむ、且つ、天祖の鎭り給ふ本宮と相竝びて、外宮の稱ある豊受大神宮の祭神は、豊受大神宮御鎭座本記には、

天地初發之時、大海之中有二一物一、浮形如二葦牙一、其中神人化生、名二號ヲ天御中主神一、故レ號二豊葦原中國一、又因以曰二豊受大神一也

とありて、此事、又、御鎭座傳記にも見えて、同書には、

故天地開闢之始、神寶日出之時、天照大神二柱、御大神、豫結二幽契一、永治二天下一、晃、或爲レ日爲レ月、永懸而不レ落、

とあり、而して、更に、又、豊受大神を以て、國常立尊の別名とまでなすことゝなれり、しかしながら、此に擧ぐる所の二書は、神道五部書の内のものにして、共に外宮の神官が、中古亂世の際、外宮の信仰を高めむが爲に、殊更に僞作せるものにして、もとより信ずるに足るべき著書にあらざるは既に、吉見幸和の宗廟社稷答問の上巻にも、

皇宇沙汰文者、永仁四年、兩宮神官所レ訟之文也、內宮之徒、以二外宮一爲二御饌都神一者、正矣、外宮之徒、忌レ爲二豊宇氣比女神一、引二用五部書一、僞說紛冗、使二人不レ審二孰レ是、或云二月神一、或云二水神一、或云二金剛神一、或云二虛空神一、或云二俱生神一、或云二大元神一、或云二天御中主神一、或云二國常立尊一、或云二豊受一者我國名是則二神通稱一、或云二天照大神者二宮之通稱一、或云二外宮者國常立尊一、皇孫命同殿在故曰二宗廟一、太玉兒屋根命同在故曰二社稷一是以稱二外宮一爲二宗廟社稷之神一也、其言恰如二癲狂熱病號叫譫語一也、（中略）按外宮豊受太神者、五穀主宰之神也、皇孫降臨之日、以二齋庭之穗一、亦當二御於吾兒一此レ爲二我國之君一、則統二御天下之稻穀一、故配二祀レ皇孫於豊受宮一以爲二相殿一（○皇孫を外宮の相殿の神とすること云ふ事は誤なり）、乃神代以來之由緣也、大中臣能親之狀曰、皇御孫尊垂迹之後、六百餘年者、指二外宮鎭坐以來一之詞也、曰二皇御孫尊一、而不レ曰二國常立尊一、則彼徒稱二國常立尊者、治承以後爲二造言一也明矣、伏惟、欲レ知二外宮爲一豊受太神一則無レ如レ儀式帳一、彼所レ謂御饌都神等由氣大神者、必勿レ爲二一神之名一、譬猶レ言二皇孫瓊瓊杵尊一、此レ皇孫與二瓊瓊杵尊一非二別神一也、御饌都神者調二皇太神之御膳一職掌之名也、豊受太神者豊宇氣比

寶命而神名也、皇太神所誨二雄略帝一之神、其名等由氣大神、今在二丹波國一之比治眞奈一也、故遷二之外宮一耳、凡祭二御饌都神一者、不レ啻伊勢神宮、於二朝廷一亦然、神祇官八神殿中、祭二御膳神一、大膳職坐神三座、御食津神社、火雷神社、高倍神社、其御食津神亦豊宇氣姫神也、

とあるを見て知るべし、

此等の事よりして、今日、外宮の祭神を以て、天之御中主神、若くは國常立尊なごご誤解し、其外宮が、古來内宮の傍にありて、殆ご、内宮ご、外見上同等の如くに見ゆるより、此等の傳説ご相俟ちて、遂に、天祖ご天之御中主神國常立尊ごを以て、同等に信仰せられて居るごの事を記せしものならむ、今日に於ては、内宮外宮共に同一の管轄に歸したれごも、中古以來、内外宮は、各獨立して、統一する所なく（此事は、附説、内外宮神職の爭、幷に神宮職員の條に詳なり、）其大麻の如きも、内宮の御師は、其檀家に内宮の大麻を配付し、外宮の御師は、其檀家に外宮の大麻を配付する例にして、之を違ふる時は、嚴科に處せらるゝ制度なりき、既に、寛文十一年に、外宮の御師三日市帶刀が、上州沼田に於て、天照兩皇太神宮ごいへる名を御祓に書して、配付せし事を、内宮の御師車大膳ごいふもの注進せしによりて、同年五月廿七日、内宮二鄉の年寄より、山田奉行に訴へたる事あり、而して、三日市帶刀は、同年十一月廿二日、老中連署の書付を以て、閉門を命せられたる事ありき、（兩宮御祓錯論記上下）此の如き次第なるを以て、外宮の神官は、其祭神が、天祖より劣るごいふ事を、檀家に感ぜしむる事は、大に自家の不利益たるが故に、種々の謀計苦心を重ねて、外宮の祭神が、天祖ご同等なりごの事を主張し、之を以て檀家の信仰を維持せむご勉めたるの傾向あり、故に、中古より、德川時代に於ては、多少此の如き邪説に誘惑せられ、外宮の祭神を以て、天祖ご同等なりごの觀念を抱きしものなきにしもあらざるべけれごも、苟くも、日本人にして、一度、内外宮祭神の由緒を聞かば、之を以て、天祖ご同等なりご思惟するものは、決して之あらざるべきなり、次に、又、天祖ご出雲大社ごの信仰が、同等なりご誤解せし原因は、蓋し、崇神紀六年の條に、

先レ是、天照大神、和大國魂二神、幷祭二於天皇大殿内一、然畏二其神勢一共住不レ安、故以二天照大神一託二豊鍬入姫命一祭、

倭大國魂神一託二淳名城入姫命一祭、

とある如くに、崇神天皇以前は、天皇の殿内に、其正統の祖神たる天祖ご、我天孫降臨以前に、此葦原中國の主權者たりし大國主命即ちこゝに云へる和大國魂神ごを、同一處に祀りし事を見て、其信仰が、必ず同等なりしならむご誤解せしものならむ歟、大國主神ご和大國魂神ご同一なりごの事は、大倭神社注進狀に見ゆる所にして、同注進狀に、和大國魂神は、即ち大巳貴神の荒魂にして、和魂ご共に此國土平定の大功ありご云へり、今大和國山邊郡朝和村大字新泉に鎭座する所の官幣大社大和神社にして、神武天皇の後の正妃媛蹈鞴五十鈴媛命は即ち大國主神の子事代主神の御女なれば、蓋し、神武天皇の時、天祖ご同殿に奉祀せしものならむ、されば、此和大國魂神を奉祀せし理由は、恐くは、其大國主家に向て、我皇室が、親睦優遇の御意志を表明せむが爲

め、是に及びしものにて、必ずしも、其尊敬の度を、天祖と同一ならしむと云ふにはあらざるなり、況や、國民の方面より、天祖と大國主命とを比較して之を見る時に於てをや、而して、又、前代主權者の後を存し、其主權者の祖先の祀を維持する事は、我東洋の美風にして、支那に於ても二王の後と稱して、周の時には、夏の後たる杞と、殷の後なる宋とを存し、（禮記十二ノ二管の王彪之の疏十右王劍の疏）之の後、不レ宜レ輕致二廢立一と云ひ（晉書十一ノ唐の時には、周の介公と、隋の鄫公（クヰ）とを國賓として待遇し、之を法律以外に置きし事實之あるを見る、（唐律疏議一の三十四左）されば、大國主命を祀り、其子孫を優遇するが如きことありて、決して、之を以て、天祖と同等の尊敬を致すものと見るべからざるなり、たとひ、久しく日本に滯留し、深く日本の事情に通ずる外國人と雖も、かゝる學問上の深遠なる研究を遂ぐる事の不可能なるは勿論、何等血液の緣故なき外國人にありては、到底、我日本民族が、天祖に對する熟誠なる尊敬は、之を推察する事を得ざるものなれば、其所說の往々誤謬に陷るは、已むを得ざる事にして、深く惡むべき事にはあらざるなり、而して、天祖　天照大神に對する國民の絕對的信仰は、即ち、是れ我國民が皇室に對する絕對的尊敬の淵源にして、我國體の基礎の甚だ固き事を了知すべきなり、

第八款　天祖天照大神に對する國民的崇拜

我日本國民の崇拜が、祖先崇拜に在る事は、既に說く所の如く、天祖天照大神に對する信仰は、絕對的にして、其各自の祖先崇拜に優る事も、亦既に說く所の如し、而して、祖先崇拜は、之を、

第一、各自の家の祖先に對する崇拜、即ち家族的崇拜、

第二、各自の家の本家たる祖先の神靈に對する崇拜、即ち氏神の崇拜、

第三、各自の家の惣本家たる皇室の大祖先に當らせ給ふ天祖天照大神に對する崇拜、即ち

所レ謂國民的崇拜、

の三階段に分つべし、予は、前に、ハーン氏が、我天祖天照大神と出雲大社とを同等の如くに記せし事の不當なるを述べたり、されど、彼が我國民の崇拜の種類を四階級に分ちて、其初級を家族宗教と爲し、最上級を伊勢に於ける國民的崇拜と稱せし事は、獨り頗る其當を得たるの說明なりと思考す、只、其四階級の內に、諸國の一の宮を混合せるは、彼が一の宮の歷史を知らずして、四階級の中、其初級たる家族宗教は、一家の宗教にして、氏神の崇拜は、一氏の宗教なり、故に一國には又一國的團體の宗教あるべしとの想像より、一の宮の名を聞きて、直ちに之を其ものと速斷して、第三位に列し、而して、其上級に、天祖に對する國民的崇拜を置きしものならむ、是れ、外國人の我國の觀察に對する常弊にして、而して、又、彼等の常に接する日本人は、不幸にして、日本の事に蒙昧なる輩に屬するが故に、彼等は、何の疑ふ所もなく、此の如き事を筆記するに至れるものにて、必しも彼等をのみ咎むべきにあらざるなり、

夫れ、一の宮は、國民一般固有の重大なる崇拜にはあらずして、只、中世或る事情の爲に設けたる一種の社格に過ぎざるものに係り、家族宗教、氏神の崇拜、及び天祖に對する國民的崇拜の間に、混入すべき崇拜物にはあらず、諸國に、一の宮を置きし起原、并に其理由に就きては、所說區々にして、十分には明かならざれど、長明の四季物語の四月の條に、仁和のはじめの年になん、もろもろの國に、一の宮を定め給ひし時云々と見ゆれば、光孝天皇の時に置きしものならむ、而して、之を置きし理由は諸國の國分等の制に倣ひしものにて、或は、中央政府より、法令等を諸國の神社に傳達する場合に、一の宮なして之を取次がしめむとの便宜のためならむと、神社私考に見えたり、而して井十組圖繪は、一の宮の時は第一は社格にして、中には地方の崇敬によるもあり

國分寺の制によれるは、諸國の府内に在る寺社なり、故に、予は、我國民の崇拜は、之を、ハーンの一の宮の崇拜を除きたる他の三階級に在るものとするを至當なりと信ず、而して、日本民族の祖先崇拜は、古來かくの如く、三階級に分れ、其狀略ぼ古代の希臘羅馬人の間に發生せる固有宗教に似たる所あれど、元來、彼民族の固有宗教は、佛國の學者クーランジュ（De Coulange）の記する所によれば、其民族固有の家族制度の間に發達せる所謂 Domestic Religion 即ち家族宗教は、各、其一家族の信仰する所の本尊ありて、其本尊は、唯其一家族にのみ幸福を與へて、他の家族の崇拜を受けず、而して、各家族は、又別に其各家族に共通する所の宗教ありて、其本尊は、其氏子團體にのみ幸福を與へて、他の氏子團體の崇拜を受けず、而して、此の如き、二樣の宗教上に崇拜せらるゝ大小二種の本尊は、其大宗教の本尊が、小宗教の本尊より貴しとの觀念あり、而して、此くの如くにして、漸次各種の小宗教は、合して、大宗教を形成し、隨て、小團體は合して大團體となり、遂に、近世國家の形式を具へたる所謂市（City）を成立し、而して、市は又市の全體に通ずる所謂市民的崇拜の本尊ありしなり、かくて、中古基督教の西漸するや、新宗教の本尊たる唯一神の威德は、遙に此等諸神の上に在りとの觀念、次第に人心に浸潤して、遂に、古代の家族制度は敗れ、隨て、又、家族宗教も滅絶するに至りしものの如くにして、The Ancient City 第一卷十五頁より四十八頁迄并に第五卷五百十九頁以下大に、我祖先教と其性質を異にして、家庭の神と、國家の神と、必しも一致すべきものにあらざるを見るなり、然るに、我祖先教に於ては、家の祖先と、氏神と、天祖の神靈との間には、血屬的緣故あり、相一致融合して、一處に奉祀せられ得べき性質を有するものなり、故に、各自の家に在りては、其各自の家の祖先の外に、

其絶對的信仰を有する所の天祖の神靈を齋き祀りて、之を家庭の最上神となして、崇拜するの風習あり、即ち、現今、日本の家庭に於ては、何れの家も、都會に移住して新家庭を作れる若年の夫婦、并に基督教信者を除きては、皆神棚と稱するものあり、佛教徒にありては、佛壇と神棚と二個の崇拜所を家庭に備ふる例にして必しも信者と云ふにあらず、德川時代にては基督教排斥の爲に、天下の人民は、必ず佛教徒として、寺院の檀家たらざるを得ざりしが故に、何れの家にても、佛教徒たらざるはなし、神職の如きも、一部特許を有するもの、外は、皆寺院の檀家たらざるを得ざりしなり、明治御一新間に至り、神職并に神道の信者は、佛壇を除けるものもあり、其佛壇に抑も、神棚に於ける天祖の崇拜は、何れの時に起りしか、其間、文獻聊か足らずと雖も、元來、神棚を造るの風習は、既に、天祖照臨の當時に於て、天照大神に授け給ひ、汝が命は高天原を知らせよと事依さし給ひし時、天祖之を受けさせ給ひて、謂二御倉板擧之神一と云ふことありて、註に、訓二板擧一云二多那一とあるなり、かくの如くにして、天孫降臨の時に至りては、天祖 天照大神を、殿内に奉祀し第二章參照尋で又和大國魂神をも殿内に奉祀せしは、日本紀五の崇神紀六年の條予の愚考によれば、方に、是れ天祖を神棚に奉祀せし濫觴にして、庶民も亦此の如く、各自の祖先を家庭の神として祀りし事は勿論、神武天皇が、其正統の大祖先たる天祖と共に國家に功勞ありし大國魂神を殿内に祀られし例の如きは、國民一般の摸範となりて、當時國民も、亦皆各其大祖先たる天祖の靈を、其家

庭に祀りしや、殆ど疑を容れざる所なり、然るに、茲に、天祖に對する國民的崇拜に向て、一大沮礙を生ずる事湧起せり、其一大沮礙の湧起とは、神宮に向て、私人の奉幣を禁止するの制度を定められたる事是なり、其事は、延暦奏上の皇太神宮儀式帳に、供奉幣帛記事、禁斷幣帛』王臣家幷諸民之不レ令レ進二幣帛一重禁斷若以二欺事一幣帛進人遠波准二流罪一勘給之」とあり、又、延喜式（四の伊勢太神宮の條）に、凡王臣以下不レ得レ輒供二大神宮一幣帛一其三后、皇太后若有レ應レ供者臨レ時奏聞」とある者にて、此事、何れの時より然りしか、明ならず、大神宮諸雜事記（二の寶龜十年八月五日の條に、宮司廣成爲レ成二私祈禱一參二拜神宮一ことあり、同書安和二年左大臣源高明が謀叛の成功を兩宮に祈り、宮司仲理之を執行せしこと、停職せられし官符などは、其私祈禱の書史に見ゆたる古きものなり、今、是より推す時は、大凡、大寶律令制定の頃、即ち支那制度摸倣の頃より、斯る禁制を設けしものゝ如くなり、而して、此考は、啻に予の愚考のみにあらずして、既に、大神宮儀式解（二十一卷）にも、『或說に、此の制は、上代よりの事にはあらじ、漢意を專ら用らるゝ御世となりての後の制ならむ、皇國の意を以ていはば、今の世の如く、上一人より、下庶民にいたるまで、貴賤となく、奉幣參拜するぞ、かへりて大御神の御心には叶ふべくおぼゆ、然れども、一たび朝廷の制あるうへは、其の制を守るべきは勿論にて、それに背くは、非禮なれども、既に、數百年來、その制やぶれ來れども、更に、上よりこれをさゞめ給ふことなく、天下一同のならひとなりぬれば、今更これを私に制べきにもあらず、かくの如きならひになりぬるも、もと、大御神の御心より出たるも知がたし』と云へるを見る、只、惜しむらくは、其の考證の根據薄弱なる爲め、從來、之れを信ずるものなかりしのみなり、しかも、予の研究

によれば、支那の制度によりしこと、殆ど疑を容るゝの餘地なし、即ち、初め、支那に於ては、周代以來、其嚴格なる形式的制度に於て、君主の威嚴を保つの主旨よりして、祭祀の如きも、天子より庶民に至る迄、其階級に從ひて、其儀式を異にするのみならず、君主の直接祖先、若しくは君主の祀るべき特別重大なる神明の如きは、庶民に於て、之を祀ることを許さゞることは、既に、前の禘郊祖宗の條に詳述せる所の如くにして、甚しきは、人間の運命を卜するに極めて必要なりと思考せしト筮の法の如きも、或る種類に限りては、君主の外、全く之を使用することを禁止せしものすら之あり、（三禮の各處、幷に唐律疏議、唐六典等による）而して、此主義は、支那歷代の皇室にて襲用する所となりて、我國制度の摸範となりし所の隋唐の制を觀るも、大凡かくの如き主義を執れるものゝ如し、而して、隋の祭祀の制度は、梁に據れる所多し、即ち、隋書（六ノ四右　禮儀志）に、梁の天監五年、博士明山賓の奏文なる、

請二五帝於郊一皆以二始祖一配饗及二郊廟受福一唯皇帝再拜明二上靈一降レ祚臣下。不二敢同一也、詔並依レ議、といふ文を引き、次に、七年、帝（梁武帝）以二一獻一爲レ質三獻則文事レ天之道、理不レ應レ然、詔下詳レ議博士陸璋、明山賓、禮官司馬褧以爲、宗祧三獻義兼二臣下一上レ天之禮主地之祭皆一獻始省、大尉亞獻、光祿終獻　と云ふ文を引きて、隋朝に於ける祭天尊祖の制度の摸範とせるを見る、支那に於ける此等の制度は、我王朝政治家の喜ぶ所となりて、一たび、支那の制度を採用するに至りては、殆ど玉石を擧げ、我固有の國風を變じて、以て彼の制度に摸倣し、前に云へる所の卜筮修法の末節に至るまで、皆制を彼に取り、たとへば式占使用

の禁止を、法典に明記せる如き、大元の法を私家に修むる事を禁ぜしが如き事實あり、予は、此等の事實より推して、我國の中古に至り、天祖　天照大神の鎭まりませる伊勢神宮に向つて、王臣以下の私の幣帛を奉る事を禁ぜし王朝時代の制度が、我國固有の慣習を本こせる制度にあらずして、前に所レ謂支那制度の飜譯より來る事たるを疑はざるなり、而しながら、此制度は、中古、能く上流人士の間に遵行せられたりし事は、中右記永久二年正月十六日の條に、民部卿○源俊明云々、被レ勤二仕伊勢敕使一也云々　こいひて、次に、可レ奉二私幣一歟、全不レ可レ然只能奉レ祈二公家一之後心中所レ思一旦祈申許也　こあり、又、台記に、久安四年六月十八日、台記の記者たる藤原賴長が、大神宮に祈請する所ありて、使を伊勢に立て、而して、自ら亦衣冠を着け、大神宮に向て祈禱せしも、御拜を行はざりし事見ゆるにて明なり、是れ、即ち、天皇に忠良なる日本民族の情こして、一旦法律を以て私幣を禁止する場合に當りては、恣に私の禮拜祈禱を行ふべからざる事を信ずればなり、而して、一方には、又、威靈赫々たる天祖の神靈に祈請せむこ欲するの情、勃然こして抑止するを得ず、賴長が、大神宮に祈請して、拜禮せずこいふ如き、曖昧の態度を執りしもの、如き、其事情、察するに餘りあり、勢既にかくの如くなれば、一方には、終始參拜私奉幣をなし、人民之ありしは、敝ふべからざる事にして、詔刀師沙汰文一名御師記載の正慶元年五月某日、外宮禰宜連署の陳狀によれば、永承三年、宣旨を以て、重ねて嚴に兩宮の私奉幣を禁せし事あるなり、此禁令は、則ち、却て、當時國民間に於ける尊崇の度の、世を經ていよ〳〵盛なりし事を證明するものにして、此他、臣民參拜、私奉幣の、始終絶ざりし實例こしては、

大神宮雜事記朱雀天皇の承平四年九月の條に御祭○中略忽雷電鳴騷大雨如レ灑參宮人千萬千萬ハ一本ハ十萬に作る不レ論二貴賤一忽畏二迷心神一退二出宮中之間一云々　こあり、詔刀師沙汰文元弘二年五月七日の沙汰文によれば、記載分二條、神慮有レ恐云々　こあり、又、吾妻鏡三卷治承五年十月廿日の條には、大神宮權禰宜度會光倫申云去月十九日依二平家一申行二爲二東國歸伏祈禱一依二天慶之例一被レ奉二金鎧一於二神宮一云々　こ見にて、養和二年正月廿八日條には、賴朝が、神馬、砂金等を、大神宮に奉る事を記し、二月八日の條には、右奉幣の願文を載せ、此他、吾妻鏡以下の書には、將軍幷に諸國の豪族が、私奉幣を爲せる例を擧ぐる事、殆んご枚擧に遑あらざる次第なり、然り而して、一方神宮に於ける詔刀師こ云へる一種の祈禱を掌る神職は、既に大神宮諸雜事記長曆二年九月十五日條に、祭主召二大神宮司詔刀師種光一こあれば詔刀師は古くよりありしなり、次第に、民間の祈禱に應する事こなりしこ見にて、吾妻鏡三ノ壽永三年正月三日の條には、武衛有二御祈願之間一、奉レ寄二領所一於豐受大神宮一依レ爲二年來御祈禱師一被レ付二權禰宜光親神主一云々　こありて、此詔刀師が、兩宮共に之ありし事は、大神宮司神事供奉記一ノ卷延應二年七月廿二日條に詳に見にて、又、詔刀師沙汰文に載する所の元弘二年三月某日內宮禰宜の言上中にも、

欲下早停二止一宮相兼非儀一被レ相二分詔刀師於二宮一蒙中乎均神恩上爲二外宮一禰宜等以二諸國參詣一輩等所レ捧御幣物一抑二留當宮一分一條、神慮有レ恐子細事、

こあるによれば、詔刀師が、臣民のために、祈禱の任に當りし事は一朝一夕の事にあらざるを推すに難からず、而して、此詔刀師が一變して御師若くは師職こいふものこなりし事は、古人の既に論ぜし所にして、復疑ふべきものある事なし、（神境紀談附錄の下、頑眞漫筆四による）是に於て、兩宮の御師は、すべて、此等全國の信仰家を檀家（ダンカ）こして、其祈禱の依賴に應じ、以て初穗料を受け、又此等の參詣者を止宿せしめて、以て營業こなすに至れり、而して、祈禱の依賴に應するは、啻に、師職のみならずして、普通の禰宜も皆然りし事は、藤波氏公氏所藏文書中の藤波氏秀長官引付（永祿十三年四月に氏秀自筆の旨な卷尾に記せり）に、

兩大神宮詣參詣之願主、其名、（北名チコト、ニ記入ス、ルト云フコトナリ）右抽二連日懇志一、所レ祈精誠、心中之願望、神感之興、嚴重之態、如二鏡萬像浮一、如二月清水移一、諸願成就、皆令二滿足一給、願之旨趣、神慮納受、不レ可レ有レ疑也、

年號月日　　內宮長官

一兩大神宮祈請之事、願主處名、其名、

右屋敷安穩、舍宅繁昌、諸願成就、皆令二滿足一、

知早布留神能敷地仁松植天世遠立天直敷事曾目出喜

神慮如レ此加護不レ可レ有レ疑也、

年號月日　　名乘判

こ云ふ如き祈禱の文案の定まれるものあるを見る事是なり、然り、既に祈禱の文案かくの如く定りたるを見る時は、禰宜が諸民の爲に祈禱する事、決して、近古に濫觴せしにあらずして、中古私幣禁止の制度以前の習慣が、終始神宮に殘存せし事を想像するに難からざるなり、胡蝶庵隨筆には、後世、御師の家にて、庶民のために、神樂を奏するに至りし原因は、一に、法律を以て、庶民の私奉幣を禁止せしに在りこいへり、實にさもあるべしこ信ぜらるゝなり、

夫れ、かくの如く、天下庶民の神宮崇敬の道が、中古、支那制度の影響によりて、一時表面上中絶せられたるに拘はらず其崇敬の誠心が、終始一貫して、後世いよ〳〵盛に赴きし事は、以上引證する所の實例によりて、既に明なる事なりこす、而して、既にかくの如く、天下の臣民は、詔刀師若くは御師の如き機關を通じて、其信仰を申明するに當りては、必ずや、何等か、其祈禱の記念こして、神宮の神名など記したる守札（マモリフダ）樣のものにても乞ひ得て、之を、私家の神棚に奉安し、朝夕歲時、之に向て、拜禮せしや疑なし、而して、此事に就きての傍證こも見るべきは、藤波氏公氏所藏文書中に在る所の承應三年二月某日、山田奉行宛の、宇治三ケ寺訴狀に、

謹而御訴訟申上候條々、

（前略）承和の時代より、穀屋、寺にて御座候へこも、知行一圓無レ之故、不如意成（ナル）寺にて御座候に付、古來より、御祓札を賦り、六十餘州旦那の請（ウケ）二他力一香花燈明等の供具を調、神法樂、護摩（ゴマ）供を修し、捧（ササゲ）二御祓一再拜して天下國家の御祈禱仕候御事（○中略）

承應三年二月　日

御奉行所宛

こある文なりこす、此穀屋（コクヤ）こは、風宮大日坊の事にして、大日坊は、名の如く、もこ神宮の供米な

ごを藏めし穀屋なりしを、神佛混合の時代より、窃に佛像を安置し、法樂などを行ひ、後に、風宮の御橋造營の功によりて、一時、寺院として其存在を許されたる事さへあるものなれば、此大日坊が、夙に、祈禱の卷數を、諸國の大神宮信仰の人々、即ちこゝに所謂旦那に配布せし事は、近世に於ける御師の配札と同一種類のものにして、其由て來る所甚だ久しく、現に、足利時代に、同寺より出せる銅製の守札が、大和國山邊郡東里村大字深野西峰由次郎なるもの、宅神として祀られたるを、明治三十七八年の役に、同地にて大に流行し始め、爲に、其神體たる大神宮の御守札を、伊勢にまで持參せし事さへありしを見ても、古今終始、天下の人民が、天祖の神靈を、神棚に祭らむことせし熱情の存在せしを、推知すべきなり、是を以て、中古私奉幣禁止の制度によりて、たゞひ、一時表面上天祖を私家に奉祀する如き事は、中絶せしにもせよ、古來終始一貫して、全國民に、神宮崇敬の念の中絶せし事なきは、勿論、其家庭に於ても、必ずや、朝夕歲時、各自の祖先と共に、之を禮拜せしや疑ふべからざることなり、且つ、若し、古來かくの如き習慣なくんば、大日坊の如き僧侶の手より出でたる大神宮御祈禱の卷數を受くるものあるべき理なく、又、詔刀師、御師の、中世私奉幣禁止の制度の弛廢と共に、俄然非常の勢力を以て發達し來るべき理由も之なかるべきなり、（御師の家は、德川時代に、兩宮合計、約五百家ありき、）是を以て、上代夙に庶民の家の神棚に、私に天祖の靈を奉祀せし如き事も、文獻缺くるの故を以て、輒ち之を否定する事能はざるなり、後世、大麻の配付をなすに至りし如きは、其遠因、蓋し此に在りといはざるを得むや、されば、我國民間に於ける古代の家族宗教は、自己の祖先を本尊とする事は勿論なりと雖も、しかしながら、其大祖先たる天祖　天照大神を以て、更に自己の祖先に超越する所の威靈ある神明として、自己の祖先以上に之を崇拜せし事を知るべきなり、殊に、中世以後、佛教の流布するに至るや、其各自祖先の靈は、皆、各其生前信仰せし所の佛教各派の本尊の膝下に往きて安住せるものと見做され、各自の祖先は、古代に於ける我國固有の家族宗教の本尊たる資格を失ひ、而して、各自の神棚に奉祀せらるゝ所の天祖天照大神のみ、獨り家族宗教の本尊となりて、愈國民信仰の中心となりし事實これ有るなり、然り而して、世界各國民の、古代、其民族間に發生せる家族宗教は、彼の巧妙なる教理を具へ、而して一方に人類の自由平等を尚ぶの主義を有する所謂普遍的宗教の勃興するに及びては、皆之がために破壞られて、其痕跡を留むる事なきに至りしと雖も、獨り我民族の間に發生せる家族宗教は、以上の如き經過によりて、普遍的宗教たる佛教の侵略に遭遇せしも、毫も其影響を蒙る事なきのみならず、普遍的宗教たる佛教は、却て其教理の一部を、我家族的宗教に習合し、以て其勢力扶植の地を此に藉り、力を極めて、我家族宗教を扶翼し、遂に以て今日に至れる如きは、人類社會に於ける一大壯觀たらずんばあらず、蓋し、我國の家族宗教に於ても、各自の祖先を本尊とする部分の家族宗教は、大に佛教の襲撃を受けて、上一天萬乘の天皇より、下庶民に至るまで、佛子となりて、其教義の支配を受けしもの少からずと雖も、皇室幷に庶民の大祖先たる天祖奉祀の部分に屬する家族宗教は、毫も佛教の影響を受けざるのみならず、あらゆる佛寺堂塔に於ても、天祖の威靈を貴ばざるものなく、中世大麻配布以來は、寺院皆謹て之を受けて其神棚に安置し『佛法は大神宮の御守護によりて繁昌す』と稱し（砂石集一の大神宮の御事の條）伊勢神宮の本社に於ては、佛教四海

を風靡するの時に當り、斷然こして佛敎を賤しめ、僧徒は直に本社に參詣する事を許さず、流を隔てゝ其拜所ありき、（神境奇談二の僧尼拜所の條、宮中物語、井に神宮大法例、寶法類篇十四、明治五年六月十二日百七十五號の布告、）而して佛具携帶は勿論、凡そ、佛敎に關する言語は、一切之を神宮內に於て稱ふる事を禁じ、嘗止むを得ざる時には、內外七言こて、佛ヲ稱ヒ中子ニ經ヲ稱ヒ染紙ニ塔ヲ稱ヒ阿良々伎ニ寺ヲ稱ヒ瓦葺ニ僧ヲ稱ヒ髮長ニ尼ヲ稱ヒ女髮長齋ヲ稱ヒ片膳（以上、內七日）又、死ヲ稱ヒ奈保留ニ病ヲ稱ヒ夜須美ニ哭ヲ稱ヒ墟垂ニ血ヲ稱ヒ阿世打ヲ稱レ撫、穴ヲ稱レ菌墓ヲ稱レ壞（以上、外七日）又、堂ヲ稱ヒ香燃ニ優婆塞ヲ稱ヒ角筈（世七貫、能可レ之ニ在レ之也）ニ云へり、此文は、文保記に見ゆる所にして、延曆の儀式帳、幷に延喜齋宮式にも見ゐて、文少しく異なるのみ、而して、予は、かゝる制度の由て來る所、決して是を以て、偶然の事こして看過せざるなり、しかのみならず、宇治山田は、神宮の御膝下なるを以て、此地の人民を自宗に歸依せしむるは、殊に僧侶の名譽たらずんばあらず、故に、各宗相爭ひて寺院を建立し、其全數は三百餘ケ寺に及び、淨土宗鎭西派の寺院のみにても、市內各所に五十餘ケ寺の多きを數ふるに及び、天下寺院の淵叢こ稱せられしに拘はらず、市內一個の梵鐘をも備ふる事を許さるゝに拘はらず、且つ、又、梵鐘は、寺院第一の重要具たるに拘はらず、市內一個の梵鐘をも備ふる事を許さ れざりしこ云ふ、神都名勝志三の山田岩淵町前田の光明寺の古鐘の條に『後深草天皇の御代、常磐井入道實氏の寄附せしものなりこそ、古來神境に於ては、梵鐘を撞くこと禁制なりしゆゑ、神官等之を止めむこせしに、寺僧、郡宰上部越中守に愁訴し、終に、豐臣氏の特許を得て、每日、二回此の鐘を撞く事こはなれり、其朱印、今に當寺に藏せり、

書中遂ニ披見ニ候、山田鐘儀、太神宮嫌レ之ヲ自レ昔無レ此レ由在レ之候へ共、鐘一ツ造らせ候、朱にて書付仕可レ置候、其旨自レ是可申遣ニ候、先書如レ此、更にこるべきにあらず、少々づゝ可ニ申聞ニ者也、

十月八日　　秀吉朱印

上部越中守殿へ』

こあるを見て知るべし、然るに、此鐘、元和五年改鑄し、明治初年には、他に賣却して、一時宇治山田に於ては、全く一箇の梵鐘だになかりし事ありき、（明治十九年買戻して、今は之あり）今日、尾上町壽慶院に、一箇の梵鐘あるは、明治廿七八年戰役追吊のため、供養せしものにして、極めて新しきものに係る、又風宮大日坊は、風宮の御橋を架進して、神宮に忠節ありし由緒を有すれども、（大日坊が、御橋を架せし事は、只一度のみにあらざりし事は、文明年中風日祈宮遷宮次第文明九年六月吉日の注進狀に明なり、）徳川時代の初に至りては、其住侶、不謹愼の事ありしこて、追放せられむこせし事、屢之ありし次第なり、即ち、藤波氏公氏所藏文書中に、

風宮穀屋御託事申に付、一書之事、

一佛繪をかけ、りんをならし、錫杖をふり申間敷事○中畧

一女子ををき、萬むさき物（小兒の大小便にて汚れし衣類を指す）を、川邊にて洗ひすて申間敷事、

右穀屋敷、代々、御長官樣依ニ御儘一此度御上人樣法樂舍以ニ御肝煎一被ニ借置一上、右之旨於ニ違在一何時成共、可レ爲ニ御意一候、仍如レ件、

元和十年二月廿一日

內宮風宮穀屋大日坊貞照（○宇治昔物語に、貞照は山伏とあり、）

同使法樂舍常秀、

內宮長官樣、

同御神主中參〻

と云ふ事あるを見る、此より前、元和五年四月日附の文書には、大日家就二寺罷成一依レ背二神慮一宮奉行中取こぼし可レ申由云々　の文あれど、此時、何等かの條件にて、其儘に存し、今又十年に至て、かゝる證文を、神主中に入れて、大日坊は存在するこゝゝなれるものゝ如し、正遷宮の勸進に力を盡しゝ慶光院の如きも、其功勞は、之を是認せしも、神宮に於ては、表面之を採用する事をは致さゞりき、而して、是れ啻に伊勢の本宮のみ然るにあらず、京都の朝廷、公卿、大夫士の間に於ても、亦、神宮の神事には、佛教を憚れり、即ち、薩戒記應永廿九年六月九日の條に、明後日神今食中自二今日一不二念誦一伊勢皆如レ此、札云、大神事也、僧尼幷重輕服輩不レ可二入來一　こあるを見るべし（神今食は大神宮の祭の一つなり）

是等の事實、彼此湊合以て研究を重ぬる時は、其我國民の天祖に對する信仰力の、他に超越せる所以、尋常にあらざる事を推知すべきなり、想ふに、天上天下、絶對無限の威靈を有する天祖の御稜威は、自ら何等の障礙も之を冒すこゝを得ず、人間想像の以外に於て、自然に此の如き現象を呈せしものならむ、しかしながら、若し、夫れ、之を說明するに、人事の通則を以てせば、希臘羅馬の家族宗教は、其偏狹固陋なる家族制度と共に存立して、過大なる家長權は、個人の自由權利を無視し、其弊害擧げて數ふべからず、故に自由平等の主義を有する基督教の勢力は、忽にして之を絶滅せしこ雖も、我國に於ける家族宗教は、何等之によりて生ずる所の弊害なきのみなら

ず、國民の信仰が、其大祖先たる天祖に集中し、其結果が、天祖の直系子孫たる皇室の尊崇となりて、四海兄弟、君臣一體の實を現はし、皇室は仁慈に在し、臣民は忠義を勵み、國家の基礎をして益鞏固ならしむるに至りたれば、如何に巧妙なる教理を以て之に加ふるも、其人心を動かすこゝの難き固より論を俟たざるなり、故に、全日本民族は、皇室を中心こし、天祖を其大祖先こして、純然たる一家族の性質こ形式こを具備するものこ謂ふべきなり、是を以て、我日本民族は一家族こして、其父母幷に其家の祖先に事ふる事は勿論なりこ雖も、國民の總本家たる皇室の大祖先に事ふる事は、更に最も重大なる義務にして、其大祖先に事へ、其總本家に事ふる國民の大義務を遂行する爲には、一己の私情を犧牲こなし、以て奮進せざるべからざるなり、是に於て、我日本帝國に於ては、大義名分は、君に在りて父にあらず、忠にありて孝にあらず、支那に於ては、其國固有の根本思想たる孝道こ、周代以來養成せる人爲の忠道こは、周の中葉以降、屢衝突して、學者政治家皆其處置に苦しみ、（韓非子解詁本十九の八左、五蠹篇、呂氏春秋十一の三右至忠篇、十一の七左當務篇、十四の一右孝行篇、學者皆多くの說をなすこ雖も、我國に於ては、忠孝の分昭然こして別あり、かの、平重盛が、『忠ならむこ欲すれば孝ならず、孝ならむこ欲すれば忠ならず』こて、其去就に惑ひ、後世の學者が、之に關して、多くの辯論を費せる如きは、我日本民族こ、支那民族こ の根本思想の差別に向つて、明確なる科學的研究を積みたるここなく、彼我國家組織の大原則を辨知せざるの罪にして、古代、學術蒙昧の時代、又如何こもする事能はざる所なりこ雖も、今日に於ても、猶ほ此點に向つての學問的研究、未だ學者の間に確立せず、徒に、歐洲學者の糟粕を嘗め、精到の學說を發表し得るもの之なきは、眞に昭代の一大缺

点にして、歎すべきの至りなり、是れ、予が、不肖を顧みず、茲に積年の研究を發表して、識者幷に江湖の間に問ふ所以なり、

第三項　我國體の完成と伊勢神宮

我國體は、三大時期に於て、三大原素の融和化合によりて完成せり、三大時期に於ける三大原素とは、第一は、天孫の降臨と、神武天皇の東征とによりて、國基を成立せしこと、第二は、亞細亞大陸文明の感化によりて、其國基を培養して、鞏固不動のものたらしめしこと、第三は、歐米の新文明を輸入し、其感化によりて、更に古代形式の政體を變革して、立憲政體を採用し、而して二千五百年來鍛錬せる我國體に、新血液を注入して、一層其基礎を固くし、所謂萬世不易の國基を確立せしこと是なり、

我國體は、其事實が、もと君民同祖の家族的關係に淵源し、而して、漸次に發展確立して、國家の基礎いよ〳〵鞏固に赴きし後、更に亞細亞大陸文明の輸入となり、其中、殊に支那の道德主義、幷に支那の形式的制度の感化を受くること、甚だ大にして、之がために、或は少からざる弊害を蒙りし如くなれど、又、一方には、之によりて、尊皇愛國の理論、學術的に成立し、古代に比すれば、一層勤王の思想、國民の間に普及し、其效果は、中世以來、朝廷の威力大に衰へしも、國民の尊皇心と、愛國心とに於ては、毫も渝る所なく、而して、支那の形式的制度は、意外にも、前文既に一言せし如く、此時に至りて、著しく其效果を發揮し、其制度の惰力は、告朔の餼羊となりて、朝廷の實權が、武門に移りし後も、依然として、國家の主權は、猶ほ天皇に在りといふ形式を存せり、其證は、

第一、宣戰媾和條約の大權は、天皇に存し、幕府は、常に之に就きて、朝廷に向つて、其裁可を乞へり、

第二、行政上に於ては、其實權は、大抵幕府に移りしも、併しながら、其神事に關する實權は、勿論朝廷に在りしのみならず、此他、又、位階、爵位等、名譽與奪の實權も、亦嚴然として朝廷に在りき、又、大寶養老の法典に定められたる行政上の主なる政務は、所謂告朔餼羊的に、朝廷に於て、年中行事の儀式として、之を行へり、例へば、古代に於て、仗議と云ふ事は、立法若くは行政司法の大事件を、朝廷に於て合議する一の會議なりしが、武家の時代に至りては、實際の問題之なかりしがため、若干の問題を假設して、其儀式を開ける如き、又、除目といふ事は、任官叙位の式なり、然るに、武家の時代に於ては、諸國の國司郡司を任ずる事は、不可能事なれど、是れ亦若干の國司郡司等の姓名を假設して、之を任官する儀式を行ひし如き類なり、

第三、司法權は、實際上に於て、足利時代までは、幕府之を分掌せり、例へば、神社寺院の或る訴訟の如き、若くは、皇室幷に京都の公卿大夫の諸領地に於ける裁判等は、朝廷の權力に屬せり、而して、當時、朝廷の最高裁判所は、記錄所幷に文殿なりき、（以上の証は、「不日之を予が別攻專科たる法制史にて發表すべし」）

かくて、我國體は、二千五百年の歷史を一貫して、確固不動の基礎の上に在りしが、西洋文明の輸入は、更に又明治の新天地を開拓し、其國家の狀態に於ては、百物維新の觀を呈し、舊來の制度慣習を打破し、隨て、多少玉石併せ棄つるの弊なきにしもあらざれど、併しながら、我叡聖文武なる

今上天皇陛下は、善く泰西諸國の長を採用し給ひて、國家發展の機運に適合するの制度を定めさせ給ふべき叡慮を以て、明治二十二年二月十一日、竟に、帝國憲法を發布し給へり、此憲法は、我國體を基礎こして、之に歐洲の所謂立憲制度を參酌せるものにして、其發布の詔勅、幷に皇祖皇宗に告げ給ふ所の告文によれば、此憲法は、即ち之を支那の言語を以て呼ぶ時は、所謂欽定憲法こ稱すべきものなり、欽定こは、天皇の親ら定めさせ給ふこ云ふ事なり、（伊藤東遷の業績談による、之を川田剛等は勅を奉して欽みて定むる義こ云へるこ非なり。）而して、此憲法は、即ち我日本の基本法にして、皇位の萬代不易なる事、皇室の萬世一系なる事、及び臣民の權利義務を明にし、而して相次で諸法典の制定既に成り、今や國民の權利義務の如き、從前の如く不明瞭なる點なく、隨て、之がために、無用の內亂等の發生する憂もなく、上下一致、專ら祖宗の國家を守護せむ事を希ふに至れり、是に於て乎、我國體大成の域に達せるものこ謂ふべきなり、

夫れ然り、而して、此三大原素の內に於て、第一の原素は即ち其根本的原素にして、伊勢神宮は、千歲の下、巍然こして國民崇拜の中心こなりて、之を證明し、第二の原素、即ち支那文明の輸入の結果は、は、其之を培養せし肥料こも稱すべきもの、而して、第三の原素、即ち歐洲文明の輸入の結果は、宛も、其果實を收獲せし類にして、我國體を、秩序的に、法文を以て表示せしものこ謂ふべく、我國家が、他の世界各國の國家こ異にして、常に、世界の大勢、人類自然の進化に伴うて、成育し、發達し得る活力を有すること、亦之を以て推察すべく、我國家前途の爲め、極めて祝福すべき事なるを信ず、

第二章　神宮の創立せられたる理由

祖先崇拜は、我日本民族固有の習慣なること、前章既に說く所の如し、故に、天祖天照大神は、伊邪那岐、伊邪那美尊の御頸珠を、其神靈こして、神棚に祀りし事、亦既に說く所の如く、神武天皇が、天祖天照大神を崇拜して、之を太陽こ齊しとし、其神威を畏敬せし事も、亦々前既に說く所の如し、されば、我開國の祖天照大神を奉祀するに至りしは、日本紀（神代卷の十四左の下）に、天照大神、手持寶鏡二授二天忍穗耳尊一而祝レ之曰、吾兒視二此寶鏡一當レ猶レ視レ吾可下與二同レ床共一レ殿以爲齋鏡上云々ひ、古語拾遺に、即以二八咫鏡及草薙劍二種神寶一授二賜皇孫一永爲二天璽一所謂寶鏡之類是也矛玉自從即勅曰吾兒視二此寶鏡一當レ猶レ視レ吾與二同レ床共一レ殿以爲齋鏡上云へる如くに、天祖の大詔に本づけるものにして、天孫降臨以來、連綿たる事實なり、然る後、神武天皇は、海內平定即位の後四年、詔して、皇祖天神の靈を、大和國鳥見山に祭り、以て天下平定の恩を謝し給へり、（日本書紀三、神武紀四年の條による、古語拾遺に、此時の事を載二紀傳一天ニ云へるは、大なる誤にて、所謂漢意なり、）是れ、支那の禘郊の祭祀に似たる所あるより して、古語拾遺は、輕々に之を速斷して、天を祭りて、祖先を祫祭するものなるに、是は純然天祖を祭りて、其恩を謝せしなり、斯くの如くにして、天祖尊崇の度は、いよ〳〵加はり、天下の人民は、其我固有の日本民族こ他民族たるこを問はず、皆其神靈の御稜威を仰き奉る如くなり行き、而して、神武天皇より、聖帝士代の間、猶ほ天孫以來の如く、同殿同牀に、後世に於ける民家の神棚の如くにして奉祀せられたるなり、而るに、崇神天

皇の時に至り、天祖の御示教ありて、殿内を出でさせ給ひ、茲に始めて神宮の創立を見る事となれり、而して其御示教に就きては、古來之を考へ奉りたる人々の說、二種に分れたるものゝ如し、

第一說は、日本書紀五の卷、崇神紀六年の條に、百姓流離、或有背叛、其勢難以德治之、是以晨興夕惕、請罪神祇、先是、天照大神、和大國魂二神、並祭於天皇大殿之內、然畏其神勢共住不安、故以天照大神託豐鍬入姬命、祭於倭笠縫邑、仍立磯堅城神籬、亦以日本大國魂神託淳名城入姬命祭、然淳名城入姬命、髮落體瘦而不能祭 とある文、幷に、古語拾遺の、當此之時帝之與神其際未遠同殿共牀以此爲常故神物官物亦未分別內立藏號齋藏令齋部氏永仕其職 ○中略 至于磯城瑞垣朝漸畏神威同殿不安、故令齋部氏率石凝姥命齋天目一箇神齋二氏更鑄鏡造劒以爲護身之御璽是今踐祚之日所獻神璽之鏡劒也仍就於倭笠縫邑殊立磯城神籬奉遷天照大神草薙劒 とある文に本づきて、當時、古來の同牀奉安の制を變して、宮中を出し奉りしは、其同牀神威を憚らし奉らむ事を恐れしによるものなりと云ふに在り、

第二說は、日本紀、古語拾遺の記事を以て、支那の儒學の主義に本づくものと爲して、之を取らず、而して、釋日本紀 ○七ノ十一右 に引用する大同元年太神宮本紀の 御間城入彥五十瓊殖天皇 ○崇神天皇 之時、天照大神乞給國伊豆久曾止隨大神敎命求坐奉止詔皇女豐次比賣命奉戴而從倭內國始而覓給 云云 とある文、幷に、延曆二十三年八月廿八日、大神宮司、禰宜、大內人、三人連署を以て、奏上せし所の太神宮儀式帳の、御間城天皇御世以往、天皇同殿御坐而同天皇 ○中略 活目天皇御世爾以豐鍬入姬命爲御杖代出奉支神乎頂奉而願給國求奉時爾從美和乃御諸宮發令出坐支 云々 とある文に本づきて、天祖の神靈の、天皇の宮中を離れ給ひしは、天祖が、其御末葉たる天皇の同殿を嫌ひ、天祖御親ら宮中を出でさせ給ひ、而して、適當なる御宮地に鎭りまさむこと給ひし大御心によるものなりとの事にて、當時、崇神天皇、英邁卓出の君にましまして、銳意、國基の鞏固を圖らせ給ひ、內には殖產興業を勸め、外には四道將軍を派遣するなど、其御經綸、尋常ならざるより、（此事は崇神紀に詳なり）天祖の神靈は、暗に國運恢弘の宏謨を加護せむが爲め、諸國を巡り給ふ事となり、大和より發して、西は吉備に至り、東は尾張遠江に至り、南は紀伊、北は丹波にまで及びしものなりと云ふに在り、（加佐座の事は、倭姬世記及び大神宮雜事記等にあり、附說に詳にせり、）此二說は、共に由緒ある古書の本文に本づけるものなれども、要するに、此兩說、共に天祖の神德の超絕せる明證にして、之を仰ぎ奉るの可なるに如かざるを信するものなり、而して、天祖は、かくの如くにして、垂仁天皇の時に至り、遂に、現在の伊勢國度會郡宇治五十鈴河上神路山に鎭座し給へるなり、是れ即ち伊勢神宮の創立にして、天祖の神靈が、長へに、我皇室と國民とを護り給ふべき基礎の定り、而して國民的崇拜の中心點、茲に初て確立せるものと謂ふべきなり、即ち、日本紀六の卷垂仁紀二十五年に、三

月丁亥朔丙申、離天照大神於豐耜姫命、託于倭姫命、爰倭姫命求鎭坐大神之處、而詣菟田筱幡（○此云佐々）、更還之入近江國、東廻美濃、到伊勢國、時天照大神、誨倭姫命曰、是神風伊勢國、則常世之浪、重浪歸國也、傍國可怜國也、欲居是國、故隨大神教、其祠立於伊勢國、因興齋宮于五十鈴川上、是謂磯宮、則天照大神始自天降之處也。（一云、天皇以倭姫命、爲御杖、貢奉於天照大神、是以倭姫命以天照大神、鎭坐於磯城嚴橿之本而祠之、然後隨神誨、以丁巳年冬十月甲子、遷于伊勢國渡遇宮）

とあるものにて、倭姫命世記には、之を敷衍して、于時猨田彦神裔宇治土公祖大田命參相（支○中略）又問給久、有吉宮處哉、答白久、佐古久志呂宇遲之伊須々之河上波、吉大宮處止奈利白支、其處仁到給天、美宮處止奈利見定給支、（○中略）廿六年丁巳秋（○古本垂仁紀による）九月（○原文は十月に作る、今大倭神社注進狀幷に古本垂仁紀によつて改む）戊申朔（○原文になし、今大倭神社注進狀によりて補ふ）甲子（○十日）奉遷于天照大神於度遇五十鈴河上、今歲倭姫命詔大若子命、物部八十友緒人等乎率天、宮地乃荒草木根苅掃比、大石小石取平天、遠山近山乃大峽留立材乎、齋斧乎以天伐採天、本末乎波山祇留奉祭天、中間乎持出來天、齋鉏乎以天齋柱立、（一名天御柱、一名心御柱）高天原仁千木高知利、下都磐根仁大宮柱廣敷立天、天照大神、并荒魂宮、和魂宮造奉、令鎭理定理坐（支○中略）爾時皇太神、倭比賣命乃御夢爾喩給久、我高天原仁坐瑕戸押張原如見見志眞伎志國宮處波是處也、鎭理定理給止覺給支、（○中略）于時送驛使朝廷、還詣上、倭比賣命乃御夢狀乎細返事白支、爾時天皇聞食天、即大鹿嶋命乎祭官止定給比、大若子命乎神國造、兼大神主止定賜支、神館造立、物部八十友諸人等率雜神事取惣捧天太玉串供奉

と云へり、而して、今、日本書紀に、天祖の此地に鎭座し給ひし理由として、此地は、もと、天祖降臨の舊地なりとある事に關しては、古事記傳廿五には、其實は天祖は自ら此地に降臨せし事はなけれども、天祖豫め此地に其御靈代なる御靈鏡を鎭め給はむとの御意志ありし故に、猿田彦命をして、此國に到らしめ給ひしものなりとの意を記せり、されど、天祖　天照大神は、予の考を以てする時は、我皇室幷に我國民の祖神にして、實在の神なれば、必ずしも、終始天上にのみおはしましゝ神とするには及ばざるべく、親しく、此地に降臨せし事ありしとするも、敢て其尊嚴を瀆し奉るべしとは思はれざるなり、果して日本書紀の記事は、神代以來、此の如き傳說の存せしに本づきて、天祖降臨の事を記し奉りしものならむと、推察せらるゝなり、

第三章　豐受大神宮の創立せられたる理由

農工商業は、人類生活の源泉なり、而して、其發達の順序は、農に次ぐに工を以てし、農工に次ぐに商を以てす、然りと雖も、商を以て、人間生業の極致となすは、大に誤れり、國各其風土を異にし、民族各其固性を別にすれば、たとひ其國家、既に文明の域に達して、三業各其盛を競ふに至ると云ふも、猶ほ、其國家に於ける基礎的生業は、特に之を重んずるの主義を採らざるべからず、我葦原の瑞穗の國は、四面環海、大に商業に適するが如しと雖も、土地肥沃にして、風土自ら農業國たるの素質を有し、且、民生、五穀を以て古來の常食と爲し、是れ亦既に此方面よりも、農本主義

の國是を示せるものなるを知る、況や、農業は、質素醇朴の風俗と相須つの性質を有し、國民の間に、堅實の思想を維持し、國家の元氣を蘊蓄涵養するの法、殆ど之に若くものある事なきに於てをや、是を以て、所レ謂、忠實業に服し、勤儉産を治め、醇厚俗を成し、自彊の實を擧ぐるもの、農業を以て尤も優れたりとせざるを得ざるなり工商の業、素より時勢に應じて、大に發展を期する事は、國家重要の事にして、我天祖幷に諸神明は、素より大に工商の業を加護し給ふ事、古來の例動かすべからずと雖も、之を古代の地中海沿岸の商業國、及び近世の和蘭の末路等に鑑みる時は、農本主義を以て國是と爲し、之に加ふるに、時勢に應じて更に大に工商業を奬勵すること、最も宜を得たるの策たるを信ずるなり、

伏して惟みるに、我神聖なる天祖　天照大神は、吾人日本民族の大祖先として、能く我日本民族の前途を見そなはし給ひ、特に、豐受宮を其御膝下に招き齋がしめ給ひたり、

豐受宮は、即ち、天孫降臨の時、天孫に隨從して、降り玉ひし、登由宇氣神にして、古事記上に、登由宇氣神、此者坐二外宮度相一神者也とある是なり、而して此神は、古事記上神代の段に見ゑたる伊邪那岐伊邪那美尊の御子なる和久產巢日神の御子に豐氣毘賣神とあると、同一なる事、既に古事記傳十五にも云へるが如し、而して、また、此神は、保食神とも申し、又、倉稻魂、又、大宜都比賣、又御膳津神とも同一なる事、和名抄幷に後に引く所の日本書紀及び止由氣太神宮儀式帳の文によりて、其事實の上より推定するを得るのみならず、其名稱の上より、之を同一神と見るを得るこゝ容易なり、即ち、トヨケのケも、トヨウケのケも、ウガノミタマのウガも、ミケツのケツも、皆、同一語にして、食と云ふ事なり、即ち、『豐なる食の神』『食の御靈の神』『御食の神』の義にて、食物幷に五穀の神たるこゝを意味するを見るべし、而して、既に食物の神たる以上は、其食物の源泉たる人民の生業は、其農工商百般の業、皆、豐受神の加護せしめ玉ふこゝは明なる所なりこす、

保食神の事は、日本紀一の卷神代上の一書に、

既而天照大神、在二於天上一曰、聞二葦原中國一有二保食神一、宜爾月夜見尊就レ之、月夜見尊、受レ勅而降、已到二于保食神一、許二保食神一乃廻レ首嚮レ國、則自レ口出レ飯、又嚮レ海、則鰭廣鰭狹、亦自レ口出、又嚮レ山則毛麁毛柔亦自レ口出、而饗レ之、○中略是時保食神實已死矣、唯有二其神之頂化爲一牛馬一、顱上生レ粟、眉上生レ蠶、眼中生レ稗、腹中生レ稻、陰生二麥及大豆一、小豆一、天熊人悉取持去而奉レ進レ之、于レ時天照大神喜之曰、是物者則顯見蒼生可二食而活一レ之也、乃以二粟、稗、麥、豆一爲二陸田種子一、以レ稻爲二水田稻子一、

とあるによりて、保食神は、天照大神の詔によりて、我日本國民の常食たる穀物を掌る神となられしものなるを知る、此の如き神なるが故に、後遂に　天照大神の御饌を掌る神と定められしものの如し、延喜式九の神名上によれば、宮中神三十六座の内の神祇官西院におはす神二十三座、其内御巫祭神八座ありて、其内に、御食津神あり、是れ亦豐受神と同一の神にて、宮中にも祀られたる事を知る、而して、此神は、其初め丹波に御鎭座ましゝも、　天照大神の御告によりて、か

くの如く、伊勢の度會なる大御神の御側近くに鎭まり給ひしものゝ思はるゝなり、即ち、止由氣太神宮儀式帳に、

等由氣大神宮院事（今稱二度會宮一在二度會郡沼木郷山田原村一）

天照坐皇大神、始卷向玉城宮御宇天皇御世、（○垂仁）國國處處、大宮處求、賜時、度會乃宇治乃伊須須乃河上爾大宮供奉、爾時、大長谷天皇（○雄略）御夢爾誨覺賜久、吾高天原坐天、見志眞岐賜志處爾志都眞利坐奴、然吾一處耳坐波甚苦、加以、大御饌毛安不聞食坐故爾、丹波國比沼乃眞奈井爾坐御饌津神等由氣大神乎、我許欲止誨覺奉支爾、時、天皇驚悟賜比即從丹波國一令行幸天、度會乃山田原乃下石根爾、宮柱太知立、高天原爾比疑高知天、宮定齋仕奉始支、是以御饌殿造奉天、天照坐皇大神乃朝乃大御饌、夕乃大御饌乎、日別供奉、（○比沼は古風土記逸文考證四に載する所の丹後風土記に、比治山頂有レ井其名云二眞井一とあれば、ヒヂならむ、）

とあるにて知るべし、然るに、五部書の中なる豐受皇太神御鎭座本記に、之を以て、天御中主神の別號となし、其他種々の附會をなせるは、外宮神官の謀策たること、吉見幸和の五部書說辨（七卷の首）并に社稷答問に考證する所の如くなるべし、而して、其御鎭座の狀況、及び年月は、御鎭座傳記に、

泊瀨朝倉宮御宇天皇（○雄略）廿一年丁巳冬十月一日、倭姬命夢敎覺給久、皇太神宮、如天之小宮坐爾、天下仁志一所耳坐爪御饌毛安不聞食爪丹波國與佐之小見比沼之魚井之原爾坐（○此地は後世丹後の國に屬す）道主子八乎女乃奉レ齋

御饌都神止由氣皇太神乎、我坐國欲度誨覺給支、爾時、大若子命、（○中略）始採二山材一構二立寶殿一、天明年、戊午秋七月七日、以二大佐佐命一（○註從二丹波國余佐郡魚井原一之天）奉レ迎二止由氣皇大神一度會之山田原乃下都磐根大宮柱廣敷立、天高知天、（爾二千木高知天）鎭理定理座止稱辭竟奉支

とある是なり、

御巫淸直翁の豐受大神寔錄に『按ルニ、豐受大神ト稱スル神ノ履歷、史ニ所見ナキガ故ニ、或ハ天御中主神ノ一名トシ、或ハ國常立尊ノ別名トス、是レ倭姬命世記、御鎭座傳記、御鎭座本紀等、僞造ノ日ノ新說ニシテ、古來承傳ノコトニ非ズ、（○中略）按ルニ、（○前に倭姬命世記の文を引けり、即ち此文なり、按文なり）豐受大神ハ、倉稻魂神ノ稱名タルコト見ルベシ、此餘、神祇譜傳圖記、（神祇本紀河引川）云、豐受大神、亦名、倉稻魂神、亦曰二御饌都神一、二十二社註式云、稻荷社中、社倉稻魂命也、一名豐宇賀神、廣瀨社、緣起云、窃以神代、昔伊弉諾尊飢時、生兒曰二倉稻魂命一、此大忌廣瀨社也、又若宇加乃賣命、伊勢外宮、分身也ト云ヘリ、此等ノ書モ、豐受大神ハ、倉稻魂神タル古傳說ヲ注ス、（延喜七神名帳ニ、大和國廣瀨郡廣瀨ニ坐ス和加比賣ノ命ノ神社、廣瀨大忌祭、祝詞ニ、御膳持ノ須留岐宇加能賣能命トアリ、廣瀨社ニテハ、和加宇加能賣命トモ、宇氣神トモ稱ヘ、白スコト、甚大宮ニシテ豐受大神ト稱シ奉ルト同意ナリカシ、）然テ、倉稻魂神ヲ豐宇氣姬命トモ稱ヘ、白スト、二十二社註式ニ云ヘルモ、古

傳ナリ、延喜式大殿祭祝詞ニ、屋船豊宇氣姫命、是稻霊也、俗訓宇賀能美多麻トアルニ合ヘリ、豊宇氣姫ノ稱アルト同ク、神宮ニシテハ、豊受大神ト稱シ奉ルナリ、然シテ、又、大神宮本記ニ、調御倉神、宇賀能美多麻神、保食神是也、酒殿神、豊宇賀能賣命、又、十二月晦日神事、祝詞ニ、酒殿調御倉、御竈屋ヒ坐皇宇賀乃魂乃神等乃廣前ヲ恐美恐美毛申、御神酒造兒、大御氣造兒、豊宇賀能賣命、宇賀乃御魂、保食神等云々トアリ、サレバ、倉稻魂神ヲ、御饌殿ニ就テ、御饌都神ト奉祀スル時ハ、豊受大神ト稱シ、調御倉ニ就テ祭ル時ハ、宇賀能美多麻神ト稱シ、御酒殿ニ就テ祭ル時ハ、豊宇賀能賣命ト稱シ奉ルコト、古來承傳ノ典故ナリ、實ハ一神ヲ別テ稱名シ奉レルナリ、假令ハ、大殿ニ就テ屋船神ト奉鎭スル時ハ、豊宇氣姫命ト稱シ、廣瀨社ノ大忌祭ニハ若宇加能賣命ト稱スルガ如シ、其功德ヲ以テ、御名ヲ賞稱スルコトハ、祝詞ニ所レ謂ル稱辭是ナリ、カクテ、太神宮本記ニ、宇賀能美多麻神、保食神是也トイヒ、太田命訓傳ニモ、調御倉神、宇賀能美多麻神、坐、亦號ニ大宜都比賣神、亦名ニ保食神、神祇官社内坐御膳神是也トイヘリ、保食神ノ名ハ、日本書紀一書ニ出ツ云々』トアルハ、大ニ參考トナル說ナリ

第四章 兩宮の御稱號幷に御社格

古來、本宮天照大神の御社を內宮と稱し、豊受大神の御社は、之に對して外宮と稱せり、古事記上の神代段天孫降臨の條にも、既に、度會宮を外宮と云ふ事あり、然れども是れ蓋し、上下便宜上の稱呼にして、正式の御稱號にあらず、延喜式四の卷伊勢大神宮の條によれば、天照大神の御社を、

太神宮二座、在二度會郡宇治鄕五十鈴河上一

天照太神一座、　相殿神二座、

と云ひ、豊受大神の御社を、

度會宮四座、在二度會郡沼木鄕山田原一、去二大神宮一四七里、

豊受太神一座、　相殿神三座、

と云へるにても知るべし、而して、神名秘書に、村上天皇の時、天照大神は奥に在り、豊受宮は前に在るが故に、內外の名を命ぜしことあるは、大なる誤にして、日本紀略二の卷によれば、村上天皇の以前なる朱雀天皇の天慶五年四月十四日の伊勢奉幣の條にも、既に內外宮稱宜叙爵の語あるを見るべし、內外宮の別に就きては、古事記傳十五卷にも說あり、而して、內宮外宮辨略解に『內宮外宮といふ事、內宮は、伊勢風土記の度會郡宇治鄕の所に、奉レ齋二大神一是因以二宇治鄕一爲二內鄕一也、今以二宇治一二字爲二鄕名一と有る如く、禁裡をば大內又內裏などいふと同じ心にて、內宮といふなるべし、外宮は加茂眞淵が考に、天子の別殿を萬葉集などに登都美夜とよめるごとく、此宮も大神宮の別殿なりといへるを、本居翁此考實に然る事にて、始より外宮といひて有し宮也、後に豊受大神をば

鎭座し奉りし也ごいはれき』とあり、此說甚だ可なるを覺ゆ、而して、現今に於ては、兩宮の御稱號を、皇大神宮と豐受大神宮と稱し奉り、其略稱は、本宮豐受宮と稱し奉る事と定まり、而して、明治五年九月十五日、太政官第二百七十二號の布告を以て、『神宮神號、太字、自今大字、可二相用一事』と定められ、こゝに、初めて、兩宮の御稱號、全く一定せり、而して、又、此他和歌（たゝへは玉葉集廿の雄倉右大臣）には內宮を朝日の宮と詠するものもあり、

さて又、神宮の御社格に就きては、素より絕對的無上の地位におはします事、申すまでもなき事なれど、今、具体的に其、官國幣社と異なる點數條を揭げて、之を明示すべし、

(一)神宮の御稱號は、他に、熱田神宮、橿原（カシハラ）神宮など、官幣大社の內にも之ありと雖も、單に神宮と稱し奉るは、皇大神宮、豐受大神宮の御事のみなり、而して、明治八年十二月廿日式部寮達に、伊勢神宮、及官國幣社云々とわれば、神宮を伊勢神宮と稱し奉りし事も、之れるが如しと雖も、今日にては、單に神宮と稱し奉るのみなり、

(二)すべて、神宮の御事は、法律の文面の上にても、之を他の神社に分つ規定なり、たとへば、明治廿四年六月四日內務省訓令第九號に、神宮幷、神社幷と見ゆ、三十一年十月廿二日勅令第二百五十九號には、神宮、官國幣社、府縣鄕村社云々と區別して示せる類なり、

(三)官制全く異にして、神宮の祭主は陛下の大御手代（オホミテシロ）として仕へ奉る例にして、祭主、大少宮司以下、皆國家の官吏なり、而るに、官國幣社の宮司以下は、官吏に准ずるものにて、たとへば、宮司は奏任官待遇なる類なり、故に、神宮司廳の職員は神官にして、官國幣社の宮司以下は府縣社と同じく神職なり、

(四)例祭の幣帛は、神宮、官幣社、共に宮內省より出づ、但し、其發遣の式、全く異なりて、神宮幣帛發遣の式は、今上陛下の神宮御崇敬の條に記せる如く、陛下御親ら御點檢遊ばさるゝなり、

(五)官國幣社の例祭には、地方長官奉幣使として參向し、神宮には、宮內省の掌典、勅使として參向す、（國幣社には地方次官參向する規定なれど、今次官なき故に、本務官郡長等代理す、）

(六)御造營の時、神宮は、全然國庫より之を造進し、特に造神宮使廳を置きて工事を監督す、他の神社に於ては、人民の寄附を募る如き事をもなす事あれども、神宮は一切之を爲さず、

(七)神宮にては、神前に、臣民（如何なる顯要の人にても）の幣帛を捧げ、又宮司以下神官に就きて、何等の祈禱をも請ふを得ず、之が爲に、神部署（カンベショ）ありて、臣民の奉賽に關する事一切を監す、

(八)神宮には、古來拜殿なし、是れ特に神宮の尊き所以にして、之が爲に、其祭式全く他の神社と異なり、

以上は、只其大略なり、以て神宮の御社格の貴き事を知るべし、此等の事、一般國民の知らざるべからざる事項なるが故に、殊に國民敎育に從事する敎育家の如きは、十分に熟知するを要するものなり、

第五章　內外宮と支那の宗廟社稷

天祖天照大神の御宮を一に又大廟若くは宗廟と稱し、豐受宮を社稷と稱する事は、一朝の事にあらず、拾芥抄下本、神皇正統記亞仁淸和二帝紀、二十二社本緣、園大曆延文元年八月條等、是に於て乎、我內外兩宮と、支那に於ける宗廟社稷と、其實質の異同に就きて、一言するの必要あるを見る、蓋し、名は實の賓なりと云ふ諺もあれば、世人、或は誤て、彼我の名稱同一なるより、其實質の同一なるを信するものあらむかを憂ふればなり、併しながら、我內外兩宮と、彼宗廟社稷とは、其實質に於て、非常に大なる差別あるものにして、是れ即て、彼我國體の分るゝ所たるなり、

支那に於ては、天を以て、絕對の崇拜物となす事は、既に述ぶる所の如くにして、祖先崇拜は、之

に次ぐ所の重大なる祭祀こ爲し、一家の私祭こしては尤も之を尊びし如し、禮記曲禮の下四の十四左に

君子將營宮室、宗廟爲先、廐庫爲次、居室爲後、凡家造、祭器爲先、犧賦爲次、養器爲後、無田祿者不設祭器、有田祿者先爲祭服、君子雖貧不粥祭器、雖寒不衣祭服、爲宮室不斬於丘木、大夫士去國、祭器不踰竟、大夫寓祭器於大夫、士寓祭器於士、大夫士去國踰竟、爲壇位鄉國而哭

こあるにて知るべし、此制度は支那家族制度の精神を發揮せるものにて、日本家族制度の摸範こなり、現行民法九八七條、民事訴訟法五七〇條の生する一淵源たりしなり、而して、其宗廟は、亦他の神明こ同じく、祝福を子孫に降すものなりこの信仰ありて、大事は悉く之を告ぐ、周禮二十七の九右に、都宗人、掌都宗祀之禮、凡都祭祀、致福于國、云々、又、周禮二十七の三十左に、家宗人、掌家祭祀之禮、凡家祀、致福、云々〇下略 こありて、鄭註に、大夫采地之所祀、與都同、若先王之子孫、亦有祖廟 こある類なり、又禮記禮器二十四ノ三右に、魯人將有事於上帝、必先有事於頖宮 こ云ふ事もあるなり、廟宮は周の祖先后稷を魯の大學にて祀るを謂ふなり類宮の事、禮記十二の四右に見ゆ。

宗廟は一に大廟こ云ふ、禮記表記五十四の三十七右 其宗こは、說文解字七の右四左に、宗尊祖廟也、从宀示 こありて、段註に、宗尊雙聲 こありて、次に、大雅の毛傳幷に鄭箋に、宗尊也 こあるを引きて、之を証せり、双聲こは、支那の言語學の術語にして子音の同一なる事を云ふなり、說文通訓定聲の豐部一の十七右にも、說文の說を繼承し、而して、此字が、宗族の宗の字に用ひらるゝものをば、轉注こ爲し、衆の義に用ひらるゝものをば、假借こ爲せり、通訓定聲の轉注假借の說は、洵に然り、されど、予は、此宗の字は、直に祖廟を尊ぶ意義の文字こは思考せず、何こなれば、文字の形より推察するに、宀は家屋の義なる事、說明を要するまでもなし、而して、示は、說文一上の四右に、示天垂象見吉凶所以示人也、从二、三垂日月星也、觀乎天文以察時變、示神事也 こある如くに、神事を意味するものなるが故に、宗の造字の起原は、屋內に、神主の安置せられたる狀を意味し、若くは、屋內に於ける神事を意味せしものこするを、至當こすべければなり、況や、說文にも、既に、會意の文字こせるに於てをや、而して、後に、凡そ、支那に於ける古代の祭祀は、天地山川等を祀るもの、一こして、常設の家屋を具して、其神靈を安置せしものあるを見ず、而して、其之あるは、實に祖先の神靈を安置する所の廟たりしなり、故に、廟の字こ連字して、宗廟こ稱し、祖先の神靈を安置する屋名に用ふる事こなりしものこ思はるゝなり、

廟の字は、說文解字九の十八右に、廟尊先祖貌也、从广、朝聲、庿古文 こありて、段註に、尊其先祖而以是儀貌之、故曰宗廟、諸書皆曰、廟貌也、祭法注云、廟之言貌也、宗廟者先祖之尊貌也、古者廟以祀先祖、凡神不爲廟也、爲神立廟者始三代以後 こあれご、予は、之を以て、广は家屋を示し、朝は每朝之を禮拜するの意に象りて造れる會意の文字にして、單に、古人の說の如く、疊韻即ち母韻同一の故を以て廟こ貌こ相通ずるこ云ふ事をば信ぜざるなり、說文には、从广朝聲こありて、之を形聲の文字こなせご、朝聲の聲の字は、段註の說にても、既に之を衍字なりこ云へるにて、此字が、會意の字たるこご、愈明な

り、しかしながら、段註には、从二广朝一謂二居之與一朝廷一同尊者上爲二會意一、と云ひて、之を朝廷の朝の字となせるは、頗る予の考と異なる所なり、

宗廟の制は、略々、獨斷下の五右に、

宗廟之制、古學以爲人君之居前有レ朝、後有レ寢、終則前制レ廟以象レ朝、後制レ寢以象レ寢、廟以藏レ主、列レ昭穆一寢有二衣冠几杖象生之具一、總謂二之宮一、月令曰、先薦二寢廟一、○中古不二墓祭一、至二秦始皇一出レ寢起レ之於墓側一、漢因而不レ改、故金陵上稱二寢殿一、有起居衣冠象生之備一、皆古寢之意也、居二西都一時、高帝以下、毎帝各別立レ廟、月備二法駕一、遊二衣冠一、又未レ定、迭レ毀之（廢の事に就きては、前に、異説あり、禮記八の二十五左、檀弓上の疏文參照、）

こあるが如くにして、唐律疏議一の二十に、

宗者尊也、廟者貌也、刻レ木爲レ主、敬象二尊容一、置二之宮室一、以時祭享、故曰二宗廟一、

こもあるなり、而して、其場所は、社稷と共に庫門の内雉門の外にあり、（禮記十二の十七左の鄭玄の註、并に十八右の疏による、但し、疏によれば、夏は、殷の時は四廟、子孫に至りて五廟、其他も之に準ずるの意味を記せり、文獻通考十三の首には、殷の制は七廟と云ふ意味を記せり、）の九左庫門雉門は、天子五門の中なり、（三禮圖四の一左二右

支那の宗廟は、四時、祭を行ひ、禘嘗烝の別あり、（禮記十二の廿一右）又、五年大祭の事あり、（家語八の三左）しかも只其祖先一人を祭るに止まらずして、唐虞及び夏后氏の時代には五廟を立て、殷は則ち六廟にして、契と湯と二昭二穆と合せて六なり、（禮記十二の十七左の鄭玄の註、并に十八右の疏による、但し、疏によれば、夏は、殷の時は四廟、子孫に至りて五廟、其他も之に準ずるの意味を記せり、）而して、周制は、則ち禮記十二の十左王制に、

天子七廟、三昭三穆、與二大祖之廟一而七、諸侯五廟、二昭二穆、與二大祖之廟一而五、大夫三廟、一昭一穆、與二大祖之廟一而三、士一廟（鄭註に、謂下諸侯之中士下士之名曰二官師一者上士三廟）庶人祭二於寢一、

こあり、又、禮記四十六の左祭法には、

是故王立二七廟一、一壇一墠、曰二考廟一、（父○皇考）曰二王考廟一、（祖父○王考）曰二皇考廟一、（曾祖父○皇考）曰二顯考廟一、（高祖父なり）曰二祖考廟一、皆月祭之、遠廟爲レ祧、有二二祧一、享嘗乃止、去廟爲レ壇、去壇爲レ墠、壇墠有レ禱焉、祭之、無レ禱乃止、去レ墠爲レ鬼、大夫立二三廟一、一壇一墠、曰二考廟一、曰二王考廟一、曰二皇考廟一、皆月祭之、顯考、廟祖考廟享嘗乃止、去廟爲レ壇、去壇爲レ墠、壇墠有レ禱焉、祭之、無レ禱乃止、去レ墠爲レ鬼、適士二廟一壇、曰二考廟一、曰二王考廟一、享嘗乃止、顯考（鄭註、當レ爲二皇考一字之誤、）無廟、有レ禱焉、爲レ壇祭之、去レ壇爲レ鬼、官師一廟、曰二考廟一、王考無レ廟、而祭之、去二王考一爲レ鬼、庶士庶人無レ廟、死曰レ鬼、

こあり、王制と祭法とは、其制同じからざること此の如し、而して、其是非に就きては、朱子は、以二周制一言レ之、恐王制爲レ是（文獻通考十三の天子宗廟の條）と云へり、而しながら、祭法の疏文には、王立二七廟一者、親四、始祖一、文武不レ遷、合爲二七廟一也、一壇一墠者、七廟之外、又立二壇墠一、名一也、起レ土爲レ壇、除レ地曰レ墠、近者起レ土、遠親除レ地、示レ將レ去然也、こありて、壇墠は七廟の外なる如く説明するを見れば、若し、壇墠を除く時は、其他は、すべて、兩者相同じと謂ふべ

く、此他に、王制には、適士二廟の文なけれごも、是れ、鄭註による時は、自ら省略せしものなるべく、要するに、祭法は其詳を說き、王制は其略に從へるものならむ、而して、又其數に就きては、韋玄成の王者五廟の說と、劉歆の宗無數の說との二說あり、甲說の理由とする所は、周の七廟たる所以は、后稷は始封の君にして、文王武王は受命の君なり、之に親廟四、父、祖父、曾祖、を加ふるなり、故に、親廟四と、其祖先とのみとする時は、當に五廟となるべしと云ふにあるものゝ如し、又、乙の劉歆の宗無數の說の理由とする所は、七は、其正法にして、數の常數とすべきものなり、故に、大祖と三昭三穆とは定れることなり、而して、周に於て、文王と武王とは、其家に功德あるが故に、特に之を世室として祭るものなり、世室とは、百世不毀の謂なり、而して、劉歆が、文武を以て宗となすの說は、班固之序則昭常爲昭、穆常爲穆とあり、而して、劉歆が、七を以て數の正法となす事は、理に於て甚だ怪しむべき事なりと謂ふべし、

此の如くにして、又王肅は、祭法に、去祧爲壇、去壇爲墠の文あるを根據として、七廟とは、高祖の父と、高祖の祖と、大祖の廟一と、親廟四と、之に文武、合せて九廟たるべしとの說を立

てたり、禮記十二の十八左三行、幷に十九右の十五行の疏文、及び十六の十二左の十八行、十三右の二行の疏文、

宗廟は、其分家に在りては、本家の祖先を祭る事を得ざる例なり、是れ、即ち周代の宗法の制度に本づくものにして、宗法の制度に在りては、天子の分家たる諸侯は、天子と親族にあらずして、君臣なり、諸侯の分家たる大夫は、其諸侯と親族にあらずして、君臣なれば、しかしながら、魯には、周公の故を以て、特に文王の廟を立つる事を許されたり、後世三桓三桓は魯の桓公の子三人の裔なり が、其公廟を私家に設けしは、僭したるなり、禮記二十五の十九左郊特牲故に、支那に在りては、宗廟を修むる事は、謀反の兆として目せられたり、即ち、唐律疏議二十三の十右闕訟の疏議に、或欲修葺宗廟見閱兵、疑是欲反、見修宗廟、疑爲大逆之類 とあるにて、知るべし、

而して、其起原は、左傳五十三の十二左昭公二十九年 の晉の大夫蔡墨の言に、

顓頊氏有子、曰黎、爲祝融、共工氏有子曰句龍、爲后土、此其二祀也、后土、爲社、稷、田正也、有烈山氏之子曰柱、爲稷、自夏以上祀之、周棄亦爲稷、自商以來祀之、此文、又、禮記四十六の十九左祭法にも見ゆ

とある是なり、后土が社と爲る、故に、社を稱して直に后土と云ふ事あり、禮記八の三十二左禮弓上 社は土を祀る事上記の如し、禮記三十五の廿六左郊特牲にも見ゆ地利を焉に取らむが爲めなり、禮記二十二の廿三右禮運 故に、周禮十九の二 には、社之日泊ト二來歲之稼一 とあり、稷は即ち周の祖先后稷にして、毛詩十七の一の一右生民之什の序文、并に十七の一の四右の疏文 后稷は、周本紀に、周、稷名弃、其母有邰氏女、曰姜原、姜原爲帝嚳元妃、〇中略 遂好二耕農一

相ニ地之宜一宜レ穀者一稼二穡一焉一民皆法二則之一帝堯聞レ之舉レ弃爲二農師一天下得二其利一有レ功帝舜曰弃黎民始飢爾后レ稷播二時百穀一封二弃於邰一號曰二后稷一ことあるもの是なり而して其社稷を祭祀する理由は禮記二十五の廿六左郊特牲に故教二民美レ報焉家主ニ中霤一而國主レ社示レ本也唯爲二社事一畢出レ里唯爲レ社田國人畢作唯社丘乘供二粢盛一所二以報一レ本反レ始也ことある是なり併しながら天子の祖先を以て直に社稷の本尊と爲す事は恐くは誤ならむ白虎通一の十六左社稷に王者所二以有一社稷一何爲二天下一求レ福報レ功人非レ土不レ立非レ穀不レ食土地廣博不レ可レ偏敬一也五穀衆多不レ可一一而祭一也故封レ土立レ社示レ有レ土尊レ稷五穀之長故封レ稷而祭レ之也ことあり又禮記二十五の廿六左郊特牲に社所二以神一地之道也地載二萬物一天垂レ象取レ材於地一取二法於天一是以尊レ天而親レ地也ことあるは恐らくは其眞義を得たる說ならむ（毛詩十四の一の九右左の疏參照）故に天子の祖先を社稷の主と爲すものは偶々其天子の祖先中古代人類生活の源泉たりし農業上に功勞ありし人ありしかば之を以て土地幷に稼穡に配して祭りしものと謂ふを至當とすべし後漢書六十九上の十四右宋登の出爲二潁川大守一略病免卒二于家一汝陀人配レ社祠レ之ことある例と同一のものと見ることを得べきなり然るに陳壽祺の五經異義疏証（皇清經解所收本二十八右以下）にによれば種々の說ありて第一に許愼の五經異義には今人謂二社神一爲二社公一故知社是上公非二地祇一ことを云ひて之を天神となせり第二說は禮記の郊特牲幷に其正義による社稷は天子以下其階級によりて其制度を異にす禮記四十六の十に、

王爲二羣姓一立レ社曰二大社一王自爲二立レ社曰二國社一諸侯自爲二立レ社曰二侯社一大夫以下成レ羣立レ社曰二置社一

とありて鄭註に大夫不レ得二特立一社與二民族居一百家以上則共立二一社一今時里社是也ことあり又獨斷上の十左に天子之社曰二王社一曰帝社略中諸侯爲二百姓一立レ社曰二國社一諸侯之社曰二侯社一略中大夫以下成レ羣立レ社曰二置社一大夫不レ得二特立一レ社與二民族居一百姓已上則共二一社一今之里社是也ことある是なり而して周禮十九の一右に、

小宗伯之職掌二建國之神位一右二社稷一左二宗廟一ことあり此事又禮記四十八の二にも見ゐて鄭註に周尚レ左也ことあれば漢代の制度も同一なりし如し其後唐代に至りても宗廟の祭は大祀に列し社稷の祭は中祀に列するを見れば社稷は宗廟の次に置かれし事是を以て知るべし唐代の制度は唐律疏議九の七右職制の太祀の條に、

疏議曰依レ令大祀謂二天地宗廟神州等一爲二大祀一ことを見ゐて同上九の八左の疏議に、中

而已孝經說社爲レ土神一句龍后稷配食者ことありて是は社稷を人鬼とするの說なり諸說此の如しこと雖も社稷の眞義は前既に說く所の如く土地と五穀とに直に其物を祀ることを云ふ事支那に於ける本義なるが如し

社稷は或は之を單に社と云ふ事あり而して共に一壇に祭るものなり（禮記祭統十一の一右）

に社を以て地示と爲す說あり第三說は左氏の考にして社稷惟祭二句龍后稷一人神

小祀者、謂社稷日月星辰岳鎮海瀆帝社等爲中祀司中司命風師雨師諸星山林川澤之屬爲小祀と見ゆ、而しながら、周以前に在りては、社稷は祭天と同一に見做されて、宗廟の上に置かれたるものゝ如くにも見ゆ、少くとも同級として取扱はれたるものゝ如し、即ち、尚書十一の十六左泰誓下に、殷の紂王の惡事を擧げて、郊社不レ修宗稷不レ享と云へるは、社を郊の祭と同一に並べて、之を天地の祭となし、以て宗廟に對して記せるものなり、周代に於ても、天地と相並べて之を見たる例亦之あり、即ち、禮記二十五の二十に、社所二以神一レ地之道也、地載二萬物一天垂レ象取レ材於地一レ取レ法於天一是以尊レ天親レ地也と云へり、此の如くにして、社稷は、支那の古代に於て、絶對的崇拜を以て迎へらるゝ祭天と、同一に崇拜せらるゝが故に、周代の制度に於ても、其祭式は、殆ど祭天に准ぜられ、其犧牲の如き、郊特牲而社稷大牢と、禮記二十五の一右郊特牲に見にたり、故に周代に於て、夫婦は、生存中にありては、社稷の主と爲り、又祖先の後と爲るものなれば、其結婚は、國家と祖先とに對して、最も重大なる義務を有するものなりとの觀念を有せしものゝ如し、即ち、禮記二十六の二十六右郊特牲の婚禮の條に、將下以爲二社稷主一爲中先祖後上而可二以不一レ致レ敬乎とあり、されば、國家を、直に社稷と云ふに至りしものゝ如し、即ち、禮記十の四右檀弓下に、柳莊曰、如皆守二社稷一則執紼而從、如皆從則執守二社稷一君反二其國一而有レ私也、母乃不可乎、○中略公○衛獻公再拜稽首請二於尸一曰、有臣柳莊也者、非二寡人之臣一社稷之臣也とある是なり、又、唐律疏議一の廿右左には、十惡の第一の謀反の條に、謂レ謀危二社稷一とありて、直に、國家の

意味に用ひたり、故に、日本の養老律律疏上には、直に、社稷の文字を國家と改めたり、是を以て、支那に於ては、古來、革命ある毎に、前代祭る所の社稷は、即ち前代の國家を守護せし神なりしが故に、之を廢して、新に、社稷の神を迎ふる例なり、尚書八の五左湯誓に、湯既勝レ夏欲レ遷二其社一不レ可作レ夏社、疑至臣扈孔傳に此三篇はゞ亡ぶとありとあるを見るべし、而して、前代の社稷を滅國の社と云ひ、又誠の社と云ひ、當代の社稷を勝國の社と云ふ、即ち、禮記廿五の廿六左郊特牲に、天子大社必受二霜露風雨一以達二天地之氣一也、是故喪國之社屋レ之不レ受二天陽一也、薄社北レ牖使陰明也とあり、周禮廿六の六左の喪祝の職掌に、掌二勝國邑之社稷之祝號一以祭祀禱禍焉とあり、白虎通一の十七右社稷に、王者諸侯必有レ誠社者何、示レ有二存亡一也とあるもの是なり、又、魯國に於ては、此勝國の社を周社と云ひ、亡國の社を亳社と云ふ、亳社は即ち前に在る薄社なり、而して、此亳社は周の前代なる殷の社にして、其所在の地名によりて名づくるなり、而して、亳社は、宗廟の前に在りと云ふ、左傳十一の十左公二年の條の後文、杜注、非に疏文による、晉書三の十七左武帝太康元年の條の後世、天子諸侯二社の制度は、普の武帝の時に至りて、之を合して、一社となせり、

天子以下、社稷を祭る事、以上述ぶる所の如し、而しながら、支那古代の思想に在りては、天子は、天に受命して、天下を主宰するものなるが故に、祭天を以て第一の務となし、諸侯は、天子に受命して、一國を治むるものなるが故に、其一國人民の生命たる社稷の神を祭る事を以て、第一の務となし、大夫は、諸侯に仕へて、其諸侯の宗廟を守るを第一の務となすものと考へられ、周の制度に在りては、禮記十二の廿四左禮運に、諸侯祭二社稷一といひ、禮記廿一の廿四左禮運にも之と同一の文あり禮記廿二の三右禮運に、

は、故國有レ患、君死ニ社稷一謂ニ之ノ變一」とありて、鄭註に、君守ニ社稷一ノ臣ハ、君ニ宗廟一者ニ云ヘり、又、禮記（四の廿三右曲禮下）には、「國君去ニ其國一止レ之ヲ曰ク奈何去レ去ニ宗廟一也、士曰ク奈何去ニ墳墓一也、國君死ニ社稷一大夫死レ衆士死レ制ニ」とありて、鄭註に、死ニ其所レ受ニ於天子一也」とあるなり、

此の如くにして、社稷は、古來、祭天に次ぎ、宗廟と竝びて、國家重要の祭祀として尊崇せられ、而して、之を、國民の方面より觀察する時は、宗廟は、既に云へるが如く、支那にありては、單に、君主一已の私祭に過ぎざるが如き觀あるに反して、社稷は、國民生活の本源として、國民崇拜の中心たる如き傾あるを覺ゆるなり、（三國志魏書六の七右董卓傳に、「二月、社ニ六民各祭ニ其社ノ下一」とある如きし、村里に社の設置を想見すべし、）故に、古代は、若し國民にして國法を犯すものある時は、此社内に於て刑罰する例なりし如し、尚書（七の二の用命賞ニ于祖一弗レ用命戮ニ于社一」とある如き類是なり、

天子諸侯の社稷壇の制は、獨斷（上の十右）に、「天子社稷、土壇、方廣五丈、諸侯半レ之」とある如くにして、而して、之には、樹を植ゑて、以て表識とす、白虎通（一の十八左）に、「社稷所ニ以有レ樹何尊ヤ、而識レ之使ニ民人望見師敬レ之ニ又所ニ以表レ功也、故周官曰、司社而樹レ之各以ニ土地所レ生尚書曰大社唯松、東社唯柏、南社唯梓、西社唯栗、北社唯槐」とある是なり、而して、此樹に於ては、時代に於て、又、沿革之ありし如し、論語（三の十六左八行）に、「哀公問ニ社於宰我一宰我對曰、夏后氏以レ松、殷人以レ柏、周人以レ栗、曰使ニ民戰レ栗」とある是なり、（西海珠塵所收本脫レ經異義補遺十右に詳なり、又周禮十の大司徒之職にも社稷の樹の事あり、）然れども、又、社稷には、全く樹木なしとするの說も之あるが如し（魏書五十五の十右劉芳の傳）

以上考証する所によれば、支那に於ける宗廟とは、天子諸侯の數代の祖先を、其子孫のみの祭祀する所のものにして、國民一般の自動的に崇拜する所のものにあらず、故に、我國に於ける伊勢神宮に、我皇室幷に國民の大祖先たる天照大神の神靈を奉祀して、皇室幷に我國民一般が、上下齊しく之を尊崇すると、大に其趣を異にする事を知るべし、又、支那に於ける社稷とは、土地と穀物と其物を神として祀り、之に、其當時の主權者若くは諸侯の祖先、若くは其穀物に緣故近き老農者などを配祀し、宗廟と相並べて祭る所にして、之を、我國に於ける豐受大神を、天祖の大御心によりて、天祖の御側近く祀らせ給ひ、以て、一には國民生活の源泉たる五穀の守護神とせしに比すれば、是れ、亦、彼我の間、大なる差別あるものと謂ふべきなり、拾芥抄（下本諸社に、「社稷、事、加茂、松尾、平野、春日、吉田等社稷也、凡勅願尊崇靈神總名云々、口傳也、宗廟社稷之號分別事云々、皇帝祖神號ニ宗廟一又勅願社稷稱ニ社稷一」とある如きは、未だ悉く其眞を得たりと謂ふべからざるなり、而して、玉勝間（六の卷）に、「我國の神社を、宗廟社稷と云ふ事は、全く漢意に本づける、中古以來の妄言にして、我國固有の制にあらずとの意を記せるは、至當の言と思考せらるゝなり、是を以て、其形式に於ては、支那の宗廟は即ち我皇大神宮に當り、支那の社稷は即ち我豐受大神宮に當れど、其彼我の實質は、全然異なるものと知るべし、

宗廟を、日本にては、靈屋と訓し、墳墓の上の屋を、かくの如く呼ぶより、伊勢大廟と云ふ事を以て、天祖の墓所に紛ふとなして、之を嫌ふものあれど、宗廟は、支那にては、宗廟は墓標にあらざる事、上記の如くなれば、伊勢大廟の名、必ずしも全く誤にはあらず、又、支那の陵墓は、特例を除くの外は、今日にても、只塚のみにして、日本の上代の

風と同じ、予の今春彼地にて、親しく目視せし所なり、

第六章　兩宮神殿の御建築法

日本民族の本性は、純眞正直なり、故に、其風俗は素朴にして、清潔を尚ぶ、是れ、内外相應、自然の結果なり、神宮の建築法は、正に我日本固有の民族性を發揮して、固有の風俗を表彰せるものなり、故に、其建築法は、之を以て、宏壯華麗、輪奐の美を極むるものと謂ふべからず、併しながら、素朴の間、自ら高尚清潔、凛乎として犯すべからざるの尊嚴を保つ事は、内外國人の、齊して仰ぎ信ずる所なり、

我國、中古、支那の制度を摸するに及びて、百事悉く之を改革せしこと雖も、獨り、神宮の建築法は、之を改めざりし所以のものは、是れ、不知不識の間に、國民性の發揮せられて、其固有の美風を存するに出でたるものにして、明治年間に至り、歐洲の風俗、上下を浸染すこと雖も、神宮の御造營に至りては、何人も、之を歐風に改むべしと云ふものなき如きも、殆ど不思議の現象にして、抑も遠大なる神意に由るものこせずんばあるべからざるなり、

夫れ、朝廷は、國家を代表して、外國と交際する國家の正殿なり、故に、其建築裝飾、及び百官の服裝、皆時勢に應じて、華麗を盡さゞるべからず、是れ、普時にありて、奈良、平安の大都城を開き、今日に至りて、洋風の建築裝飾を凝らせる東京の宮城、諸官衙ある所以なり、然るに、天祖の宮殿は、我國家の内殿にして、獨り我日本國民の崇拜地たるに外ならざれば、其古代の美風を、此に保存して、以て之を國民に觀すこと、眞に國家百年の長計のため、最も其當を得たるを信ぜずんば

あらず、

内宮の正殿は長三丈六尺、廣さ一丈八尺、高さ一丈一尺、外宮の正殿は、長三丈、廣さ一丈六尺、高さ一丈にして、共に各白木を以て之を造り、茅を以て之を葺く、而して、其内外の御門、幷に板塀の如き、皆極めて質朴なり、

第七章　神宮の御威徳と教育事業

熟ら惟みるに、方今、物質的營利事業の發達に關聯して、智的教育に於ては、天下到る所其隆盛を極むと雖も、精神教育の事業に至りては、間然亦之を見聞するを得ず、是れ豈に憂懼すべき現象にあらずや、夫れ、我固有の民族性を發揮し、我金甌無缺の國体を維持せむこするには、必ずや特に力を精神教育に盡さゞるべからざるに、而かも、文部省の如き、其費用限りありて、十分に此種の教育費用を支出する事能はず、是を以て、神宮の如き、神聖にして、世俗の上に超然たる方面の官衙に在りて、特別の費用を、國家幷に國民に求め、以て此方面の教育事業を營む事は、我國目下の急務と謂はざるべからざるなり、幸にして、神宮部内の教育事業としては、現時、神宮皇學館、神宮文庫、及び古事類苑等あり、神宮皇學館は、明治十五年、神宮祭主久邇宮朝彦親王殿下の令旨によりて、當時、神宮神官をして、皇學を研究せしむるの目的を以て、設立せし學校にして、三十三年二月十八日祭主賀陽宮邦憲王殿下更に令旨を下され、『神宮皇學館教育ノ旨趣ハ、皇國ノ道義ヲ講シ、皇國ノ文學ヲ修メ、之ヲ實際ニ運用セシメ、以テ倫常ヲ厚ウシ、文明ヲ補ハムトスルニ在リ』と仰せられ、今や、内務省管轄の官立高等專門學校と爲り、尋常中學卒業生を入學せし

め、四ケ年間之を養成し、官國幣社宮司の資格を與へて卒業せしむるものなり、洵に、我國に於ける、神道大學とも謂ふべきものにして、其規摸の猶ほ小なるに似ず、其任務の重大なる事、乏を此館に奉ずるものゝ、常に恐懼措く能はざる所なり、神宮文庫は、則ち舊内宮林崎文庫の改稱にして、古事類苑は、今や脱稿印刷中に屬す、是等、實に神宮御威德の致す所にして、有り難き現象なり、

第八章　神宮の大祭典と皇室及び國民

兩宮年中の大祭典は、古代に在りては、三節祭と稱して、九月の神嘗祭、（明治六年以來、幷に、六月、十二月の月次祭を以て、大祭となしゝが、現今に於ては、明治廿七年五月九日、内務省訓第三百二十七號によりて、大祭、公式祭の別を定められ、大祭は、左の如くにして、

一　神嘗祭　二　祈年祭　三　神御衣祭（皇大神宮及び荒祭宮に限る）
四　月次祭　五　新嘗祭　六　臨時奉幣式
七　正遷宮

又、公式の祭祀は、左の如くなり、

一　元始祭　二　紀元節　三　天長節
四　歳旦　五　風日祈祭　六　遙拜式
七　大祓

而して、神嘗祭、祈年祭、幷に新嘗祭を以て、特に大祭となし、勅使の參向あり、而して、神嘗祭にありては、宇治山田市の市民も亦敬意を表して、市内に、種々の餘興を催ふし、鐵道廳は、割引券を

發して、遠近の人民、參拜するもの甚だ多し、

而して、予の、此に、天下に向て注意を求めむとする事は、古代の三節祭と、現時の三大祭との由緒に關する事に在りとす、即ち、古代の三節祭中、神嘗祭は、今日の神嘗祭と同一のものにして、今年の新穀を、神宮に奉る儀式なるが、併しながら、只單に新穀を神宮に奉ると云ふのみにあらずして、之によりて、更に、寶壽の萬歳と、皇室の繁榮とを祈り、兼ねて、天下人民の福利增進を請ふものなり、即ち、延喜式（八の卷祝詞式）の神嘗祭の祝詞（ノリト）に、天皇我御命坐（スメラガミコトニマス）御壽（イノチ）乎（ヲ）手長乃（テナガノ）御壽止（ミイノチト）云云、天下四方國（アメノシタヨモノクニ）乃百姓（ノオホミタカラ）爾（ニ）至天（イタルマデ）長平久護惠美幸比給止（ナガクタヒラケクマモリメグミサチハヒタマヘト）云々とあるにて知るべし、又、月次祭は、月毎に奉り給ふ幣帛を、合せて、六月と十二月とに奉る祭にして（玉勝間六に見ゆ）其祭儀の主旨は、大略、神嘗祭と同一なれど、これは、特に、五穀豐熟を祈る意あり、即ち、延喜式の同處六月月次祭の條の祝詞に、天皇我御命坐御壽乎手長乃御壽止云々、天下四方國百姓爾至天長平久作食（ツクリケス）五穀乎豐爾令榮給比云々とあるにて知るべし、又、現時の新嘗祭は、天皇、新穀を召させ給ふによりて、先づ之を以て神宮を祭らせ給ふ祭儀にして、今日之を神宮の大祭とせしは、誠に、今上陛下の御思召による事にて、天下に示すに、祖宗尊敬の道を以てし給ふ所以なり、又、祈年祭は、其名の如く、人民の爲に、年穀を祈る祭儀にして、現時之を大祭に列せしは、是れ亦今上陛下の下民愛撫の仁德と、仰ぎ奉るべきものにして、往昔、天祖天照大神の、豐受宮を御膝下に招き齋がしめし御宏謨を繼承し給ひしものと謂ふべく、ありがたき御代の恩澤なり、（新嘗祭は初めは二月十二日、後九日に改め、今は十七日となる、而して又古くは二月と七月とに新穀奉幣と云ふものあり、神宮始め諸社に年穀を祈る爲め奉幣せしものなり、）

第九章　神宮の神聖

神宮の神聖、是れ豈に鄙人の繋説を煩はさむや、然り而して、今之を記せむとする所以は、天下の同胞、幷に吾人の子孫をして、古來、吾人祖先の神宮に對せし熱烈なる信仰狀態を回想せしめ、以て其荒怠疏慢の心を戒飾せむとする微志に外ならざるなり、

抑も、神宮の神聖は、其清潔を尚ぶ上に在り、清潔の德、是れ一見甚だ平凡の觀なきにあらずと雖も、天地の法則を考察するに、天地最上の德は美(Beauty)に在りて存するを觀る、然りと雖も美の德はあまりに高尚にして、理想的なり、而して普遍的實行の德にあらず、理想的道德は、少數聖賢者の行ひ得べきものにして、多數凡人の行ひ得べきものにあらざるを以て、我大祖先の神靈は燦然として千歲の下を洞察し給ひ、茲に普遍的實行の德たる清潔(Clean and Honest)を以て國民道德の基本と爲し給ひたるものなるを知る、清潔の德は素より 美の德の爛爛灼灼一時八方に耀くが如き壯觀なしと雖も、明明皎皎、日月の光の渝らざる如く、永久堅實の質を有し、普遍的實行の德として、全く間然する所ある事なし、而して其天祖の垂示し給へる所謂清潔の德なるものは、則ち、今日普通物質學者の所謂外形上の清潔の如き、偏小局陋のものにあらずして、內、人類德義心の清潔を意味し、外、社會の秩序禮法の修備を意味し、其大、六合を包括して、正に、神聖立極の大道と謂ふべきものなり、

毎年、六月、十二月の晦の大祓の詞は、想ふに、我國最古の文學にして、又、我國最古の倫理書と謂ふべきものなり、而して、我清潔の大道は、正に此大祓の詞に於て、其一斑を表出せるを見るなり、

大祓の詞は延喜式第八卷詔詞式に載す、其文に、

天津罪止、畔放溝埋樋放頻蒔串刺生剝逆剝屎戸許許太久乃罪出波、天津罪止、法別國津罪止、生膚斷、死膚斷、白人胡久美己母犯罪己子犯罪母與レ子犯罪子與レ母犯罪畜犯罪、昆虫乃災高津神乃災高津鳥災天津罪止、畜仆志、蠱物爲罪許許太久乃罪出弖、加此出波、天津宮事以弖、大中臣、天津金木乎本打切末手斷天、千座置座置足波志、天津菅曾乎本苅斷末苅切弖、八針取辟天、天津祝詞乃太祝詞事乎宣レ

と云へるもの、是れ、正に日本民族の古代倫理の敎訓にして、其所謂清潔の大道歷々として こゝに觀るを得べきあり、

夫れ樋放溝埋の如き、生剝逆剝の如き、無益殘忍の犯罪は、古代世界諸民族の蒙昧時代に行ひしところにして、キリトスの聖書、支那の尙書史記等に、類似の例證、往々散在するを見る、其己が母を犯し、己が子を犯し、動物と交接する如き事は、是れ亦古代世界諸民族の普ねく經過せし事蹟にして、共同婚(Promiscuous Intercourse 又は Community)は婚姻制度の前身たる事は、支那の經史、歐洲の法律書、社會學書等に極めて詳なる所なり、且、歐米人の調査による時は、印度幷に南洋、南米の土人の如きは、現時猶ほ其狀態を繼續するもの少なからざるが如し、(此事、卑著東洋法制史民法史の內に詳にす、將來發表の日を待て知るべし)從來內外の學者、此大祓の詞を以て、單に我國古代の風俗を嘲笑するの材料に供せしこと雖も、これ、却て、彼等の學力の淺薄を吐露表白するに異ならざるなり、而して、今予は則ち以爲らく、此大祓詞は、太古 我日本民族の間に行はれたる惡習慣に向て、吾人の大祖先が之を以て不

倫汚行の事ご見なし、若し、誤て之を犯すものある時は、直に悔悟して、祓除の業を修め、以て清潔の大道に反らしむる一大教訓たるなりご、而して、此教訓の實例ごしては、素盞嗚尊の天祖に對する不敬の行爲が、尤も重大なる犯罪ごして、重刑に處せられたる如きを見るべし、且、當時、天祖が素盞嗚尊に向て、猶ほ黑き心を有すご詔はしめ給ひし如き、即ち黑心は白心ご反對にして、不清潔を意味す、上下君臣の別を紊るが如きは尤も不清潔の極なればなり、是に於て乎知る、清潔の德は、親しく天祖の垂示し給ふ所の日本民族の道德にして、吾人祖先の一般に實行せし大道たる事を、是れ實に神宮に清潔を尙ぶ所以にして、其神宮の神聖なる由緒の、決して偶然ならざるを知るべきなり、

神宮の神聖、夫れかくの如し、而して之を要するに、其神聖は只清潔の一點に歸す、されご之を分つ時は、大凡

(一)禁忌
(二)觸穢　即ちケガレ
(三)忌服
(四)潔齋
五　清淨

等の小目を見るを得べし、而して、此等の事項たるや、延暦奏上の二宮の儀式帳、幷に延喜式の大神宮式、齋宮式、及び花園天皇文保二年二月十七日の大神宮司廳の廳宣、即ち世に所謂文保記

及び永正記、神宮天和服假令、服假令類集等に詳なり、而して、現時の制度は、神官の輩、幷に參向の勅使の任に當る人々、只忌服の時日を避くるに過ぎずして、禁忌觸穢等、一切之を廢し、普通參詣の輩は、忌服ご雖も、文保記の如く、別に法律を以て强制する如き事之なきなり、

(一)の禁忌ごは、六色禁忌ごて、(1)喪を吊ひ、疾を訪ふ事、(2)肉類を食ふ事、(3)人を刑殺する事、(4)罪人を決罰する事、(5)音樂を爲す事、(6)穢惡の事に預る事、以上六項、之を禁忌して一定の日數を經ざれば、參拜するを得ず、元來、古代の日本民族が、四足の獸類を食用せしや否やは、歷史家の間、多少の說なきにしもあらざれごも、歷史傳記制度の書に散見する所の事實に徵すれば之を食したること、殆ご疑を容るゝの餘地なし、（たとへば、神代紀に毛虫物毛柔物を以て神を祭せし事、安康紀牲氏餘等に山代之猪甘などご見ゆること、繼紀天平四年七月條實字二年七月甲戌の詔等著しきものあり、實字の詔に以二猪鹿之類一永不レ得二進御一ことあるにて此時より天皇は肉食を廢し玉ひしものご見ゆ、しかしながら、獸類は腥羶の氣自ら神聖に害ありてなすの思想起りしご、今一つは佛敎の影響もありて、自然に肉食を廢し、隨て革類を取扱ふものは獨り最下級の賤民に限るごゝもなりたれば、神宮に於ては、其神域內は勿論、大神宮諸雜事記一の天平寶字六年九月十五日の條によれば、汎く神領內に於ても、自今以後、神郡司不レ可レ食二用宍一也　この法令を布くに至りしを見る、此他、樂器、佛器、草履等、一切宮域內に持參するを禁ず、又、文保の廳宣に、二所太神宮者、異二天下之諸社一所レ謂元元本本以二淸淨一爲レ先、屛二佛法息一以二正直一爲レ宗而再二拜神祇一故禁二經敎忌僧尼一誡二妖言一退二巫覡一皆是神明之遺勅二宮之規範一也　こあり、佛敎を禁忌する事は、既に第一章に詳論する所の如くなれば、今再び說かず、

(二)の觸穢とは、人の死、動物の死の穢に觸れしを重しとして、各、日數に差あり、而して、其穢に觸るゝ輕重にて、甲乙丙の差あり、男女交接の穢、及び月水ある婦人の如きは勿論、男女共に、只、失火を見、灸治を爲し、産屋に同宿し、若くは單に人骨を見ても、其色赤ければ、穢ありと云ふ如き、其嚴なる事、推して知るべし、而して、これ神宮のみならず、朝廷の上も、亦、觸穢は尤も嚴重なりき、古代の國風思ひ見るべし、故に、産婦の如きは、神宮の神域傍近なる宇治の館町、今在家等、皆他に立退く例なり、二見浦の旅館の如きは、維新前までは天下の參詣者が、二見浦に行くは、皆海水にて潔齋する爲なれば、給仕の婦女子に、月水のものありては、却て不敬の恐ありとて、月經中の女房下婢は、皆之をして屋隅に屏息せしむる習慣なりき、

(三)の忌服は、忌服令ありて、之に服する事、朝廷及び他の神社と同一なり、(但し、日數稍〻異なる所あり、)

(四)禁忌、觸穢、忌服の制、既にかくの如く嚴なれば、潔齋の嚴なる事は、驚くべきものにして、齋宮の如きは、其撰に當り給ふや、直に、宮城を出て給ひて、特に京都の近郊に建設する、野の宮と云ふに、三ケ年間の潔齋を行ひ、伊勢參向の後も、終始齋戒の內に暮させ給ふ御有樣なり、其一証として見奉るべき事は、齋宮寮の內院中に御汚殿と云ふ處ありて、齋宮御月事ある時は、正殿を避けてこゝに遷り給ふ例なり、神宮雜事記永承二年九月八日の條、康平三年九月の條等に詳なり、されば、今日にても、神宮奉仕の神官は、祭日には、其以前より、參集所と云ふ所に參籠して、別火、潔齋をなし、苟も、大便に行く時は、一日中、幾回にても、其度毎に入浴する例なり、是れ、啻に神官のみならず、遷宮の工事に從事する官吏、幷に工人に至るまで、皆然り、且つ、古代齋宮の野宮

三年の潔齋を經て、始めて伊勢に參向せし如きは、姑く措くとするも、祭主の宮の如き、今に至るまで、必ず、先づ、其齋館に着する以前に於て、修祓する例なり、即ち、古は、之を宮河にて行ひ、現時に於ては、山田停車場前なる世木神社境內にて行ふなり、

(六)の清淨とは、古來、神宮の供物は、すべて特別に之を播植製作する例にして、日供米を供するが爲めには、今に至るまで、伊勢度會郡楠部村其他に御常供田あり、肥料は、一切人糞を用ひず、神衣の爲めには、絹を織る爲としての神服機殿は多氣郡東黑部村大字大垣內に在り、麻を織る爲としての鹿續機殿は飯南郡機殿村大字井口中に在り、御供壚の爲めには二見浦に御壚殿あり、果物野菜の爲めには、明治三十四年三月以來は、二見の西方汐合に神宮御園と云ふものあり、古今を通じて淸淨を極む、

神宮にて不淨の火を忌むことは甚しきものなり、故に宇治にては、德川時代までは、何れの家にも大抵四種の火あり、一は一つ火とて來客に出して喫烟の料とし又手を煖むるなどの料とするものなり、二は內火とて家內の飮食其他に用ふるもの、三は丸火とて內火の預備火なり、四は別火なり、而して宮河以西に旅行して歸れは一日丈は別火たるを要す、又特に甚しき觸穢のものは之をして別火にて飮食せしむ、されはウドン屋スシヤ料理屋など何れも其看板に「清火 うどん」などゝ云ふ如く記せしと云ふ、故に當時は料理屋を一に淸火屋と云ひしとぞ

凡そ火を以て淸淨のもの神聖のものとする事は古代の希臘羅馬及び印度等の習慣皆然り、我國諸神社にても種々の古例あり、されど神宮は又特に之を重んずるより、其御膝下なる宇治町の風かくの如し、

之を要するに、穀物を敬し飮食を重んじ水火を尊ぶこと、野蠻の風俗なるが如しと雖も、吾人の生を保ち、幸を享くる所以の源一に此に在り、是故に此等の物質を、單に自ら吾人に與へられたる物質として、縱に之を用ふる今日の風俗は、之

を二三十年以前の敬虔篤實なる風俗に比すれば大に劣れる所あるを覺ゆ、物質的教育を以て教育の本旨と心得、淺薄なる二十世紀の科學を以て萬能と心得、今日最も進歩せりと云ふ所の醫事すら神病、肺病は勿論、腦病、脳梅、其他稍困難なる疾病は一も之を救ふの方法なきを見よ、幽冥の力を無視して、精神教育を忽諸に附すること、今日の通弊なり、たとひ、十百の法律を出し、萬千の訓諭を與ふるも、社會の人心、子弟の精神に、一片四知愼獨敬虔の念を起すに足るべき教育を施さゝれば、勞して功なからむ、

第十章　歴代天皇の神宮御崇敬

歴代に於ける神宮御崇敬の御事蹟は、國史野乘、其例、指を屈するに遑あらず、只其一定の制度こしての御崇敬に關する一二の例を擧ぐれば、古來、神宮に、不祥觸穢（ケガレ）ある場合の如きは、廢朝の令仰せ出されて、天皇親ら御謹愼あらせられ、而して、神宮の事に關しては、神宮の祭主を以て、神祇伯を兼ねしめ、中世以降に在りては、朝廷に、神宮上卿、神宮の辨を置き、其神宮上卿は、特に清華の人を以て之に任じ、辨は、太政官の左辨官を以て之に任じ、神宮祭主より、奏上する事件は、辨より上卿に申し、上卿より直に奏上する時は、何等の事あるも、即日御裁可を與ふるか、若くは其事件 先例に見ゐざる如き場合には、即日 仗議（今日の內閣會議の如きものなり、詳なる事は法制史に讓る、）の開會を命じ給ふ例なり、又 皇室若くは國家の大事件は、皆之を奉告し、其難事は之を祈願する例なる事、申すまでもなき事なりこす（引用書多々、一々擧ぐるを得ず、姑く之を略す）

現時に於ても、毎年の政治始に、先づ神宮の御事を聞召させ給ふ由、窃に洩れ承る、何れも、古來神宮御崇敬の御精神に本づくものにて、臣民の其父母祖先に對し、又惣祖先たる天祖に對し奉る御模範とすべきことにて、敎育家が、敎育勅語の旨趣を貫徹せしめ、忠孝義勇の精神を涵養するの手段は、かゝる切實なる事實を撰擇すべき事にこそ、

第十一章　今上陛下の神宮御崇敬

第一項　序說

茲に、臣民の分ことして、掛卷くも畏き今上陛下の御上に就きて記し奉るは、恐れ多きの極みなりこ雖も、陛下の大御心を、天下の同胞に告知して、其宏謨を仰ぎ奉らしめ、其盛德を慕ひ奉らしめむ事は、是れ亦忠君愛國の一端たるべきを信ず、因て、竊に、洩れ承る所を記して、以て天下の同胞に警告す、

第二項　御祭典幷に遷宮の場合に於ける陛下

陛下の神宮御尊崇の事は神宮の御祭典、其他神宮重要の事件の際の如きに於て、常に拜し奉るを得こ云ふ、そは、先づ 御祭典の折節（クリフシ）には、常に御謹愼の態度を持せしめ給ふのみならず、正遷宮、幷に毎年の大祭に於ては、其御祭典の時刻に、陛下も亦東京の大宮所に於て、齋服に渡らせ給ひ、御遙拜の式あらせ給ふが故に、本宮、豐受宮、共に、各其時刻には、極めて注意し、一分時間をも違へざる例なり、而して、毎年の三大祭は勿論、尚も神宮に勅使發遣の場合には、勅使、衣冠にて着床、陛下、御直衣にて出御あり、親しく、幣物を御覽の上、御祭文を、勅使に授け給ひ、幣物を辛櫃（ヒツ）に納めて、勅使、殿を辭するまで入御の儀なし、此事たるや、久しき以前より、大凡かくの如くせさせ給ひしも、明治四十一年九月廿一日、更に、之を天下に公布して、一般官民に示し給へり、同日の官報　此等の事、何人か、一ひ聞きて感激せざるものあらむや、且、神宮重要の事件たこへば御遷宮の事の如き、終始大御心に掛けさせ給ひ、經費、木材、工事等の事、悉く其詳細を見そなはし給ふ

より、隨て、神宮の故實、典故、先例、舊慣等、深く御記憶に留め給ふ由洩れ承る、

第三項　憲法の發布、勅語の下賜の場合、

陛下の祖宗御崇敬は、眞に臣民の感激する所にして、明治二十二年二月十一日、憲法發布の際の如きも、先づ、皇祖皇宗に告文を捧げ給ひ、而して、其勅語にも、縷々皇祖皇宗の盛德を述べ給ひ、又、明治三十三年十月卅日の敎育勅語、幷に、四十一年十月十三日の國民訓諭の詔書にも、其詔勅は、即ち祖宗の遺訓なる事を示し給ひて、平素、祖宗尊敬の大御心、自ら大詔の上に現はれたるを拜し奉るなり、

第四項　皇室婚嫁令と、皇族の參拜、

天下の大事を神宮に奉告するの御慣例を擴張して、明治三十三年四月廿五日、遂に皇室婚嫁令の御發布あり、天皇の大婚は、其約成るの時、奉幣使を神宮に發遣せられ、大婚後、直に、天皇、皇后、相共に神宮に謁するの制を規定せられ、皇族も、亦之に准じて、神宮に參拜する事と爲し給ふに至れり、

是に於て、先づ、皇太子殿下は、三十二年五月廿五日、御結婚の御奉告として、妃殿下と共に、參拜あらせられ、四十一年五月十七日、竹田宮殿下は、聖上第一の皇女常宮殿下と御結婚奉告の爲め、兩殿下共に、與に、御參拜あらせ玉ひたり、

窃に惟みるに、是れ皆祖宗尊敬の道を、天下に敎へ、忠孝の大道を、國民に示す所以にして、我國體これによりて立ち、我國基これによりていよ〳〵固かるべし、遠猷深慮の御聖德、仰ぎ奉るの外なきものなり、

第五項　行幸參拜

祖先崇拜、父母孝養は、天地の大道にして、人類自然の愛情に本づき、凡そ、性慾の內、最も高尚純潔なるものなり、故に、古來、東西の聖賢、孝を以て百行の本と爲し、祖先崇拜を以て善行と認めざるもの、嘗て之なく、今日、歐洲各國の如き、家族制度の廢滅せる國民に在りても、亦、親族中、其最も尊敬すべきものを、父母となし、而して、祖先の功勞の如きは、常に之を以て、社會に誇り、自ら彼等名譽の源泉となりて、物質崇拜の彼等が、自ら奮つて國家の爲めに犧牲となるを辭せざるが如き、多く家名の恥辱を思ひ、祖先の勳功を追想し、之を崇拜するの念慮に出づるものにして、英佛獨の貴族子弟の如き、殊に此心懸あるもの多しと聞けり、

伏して惟るに、我開國の祖、神武天皇、先づ天祖天神を郊祀して、大孝を申べし以來、歷朝の聖天子、皆其宏謨に遵ひ、殊に　今上天皇陛下に至りては、不言實行を以て、御自ら摸範を天下に垂れ給ひ、至孝の大道、怠らせ給ふ事なく、殊に、天祖崇拜の道は、遙に歷朝の聖天子にも超ゑさせ給ひ、御卽位の翌年、明治二年三月十二日、第一回の行幸あり、同五年五月廿六日、第二回の行幸あり、同十三年七月八日、第三回の行幸あり、而して後、明治三十八年十一月、第四回の行幸あり、此第四回の行幸は、明治三十七八年の役に於て、世界の一大強國たる露國と戰ひて、大戰捷を見そなはし玉ひたる事を以て、一に天祖の御威靈に在りと思召し玉ひ、平和克復の曉、其光輝ある戰捷の結果を、天祖の靈前に奉告せられむがため、行幸せさせ給ひしものにして、其行幸の原因、最

も重大なる意味を有し、恐れ多くも、陛下御自ら、我國體の精華を發揮し玉ひて、模範を我國民に示し玉へるものと申し奉るべきなり、

此時、陛下には、十四日東京御發輦、十五日山田御着、神宮司廳を行在所と定めさせ給ひ、其御參拜は、十六日は豐受宮にして、十七日は本宮、十八日山田御發輦にて、還御あらせられたり、而して、其御參拜の狀況は、之を記し奉る事、甚だ恐れ多き事なりと雖も、臣民一般心得のため、聊か其洩れ承る所を記し奉れば、陛下には、陸軍大元帥の御正服にて、外玉垣御門下に於て御修祓、番垣御門外にて御手水、瑞垣御門入御、御脫帽、階下祭舍中央に臨時に設けたる濱床に御直立、祭文御奉讀、祭文は、侍從長、楊宮に入れて捧持供奉、御微音、此間凡そ五分間、御玉串（大宮司案上の御玉串を掌典に傳へ掌典之を奉進、捧げ給ひて、御拜了りて、（御玉串は、掌典之を祭主に授け、祭主宮捧げて內殿に納めらる。）御退下、而して御拜の間、域內參道兩側に整列せる海軍樂隊は國の鎭の曲を奏し奉る、

御態度、すべて謹嚴愼重、御宸衷惶懼あらせらるゝの御樣拜し奉られて、回顧するも今更畏多し

扈從の侍從長は瑞垣御門內に、伏見眞愛親王は瑞垣御門外に、參謀總長以下は內玉垣御門外に止め、御劒璽は行在所に止めさせられ給ふ、

是等、すべて御親ら御指揮あらせられしものにして、祖宗に見（まみ）えさせ給ふ場合の御用意の、周到なる、贊し奉るに辭なし、而して聖德の及ぶ所、皇太子殿下は、明治二十四年八月六日第一回の御參拜ありしが、第二回は御結婚奉告の參拜にして、今回又更に戰捷御奉賽の爲め參拜あらせられ、十一月廿七日豐受宮、廿八日本宮の參拜あらせられたり、

陛下が御祖先に對し奉る御態度は眞に國民の活模範にして、敬虔の精神、敬虔の信念、是れ方に將來深く子弟の教育に必要なる事に屬す、教育家たるもの、從來精神教育の根柢をは、如何なる處に置きしか、須らく三省すべきことにこそ、

第十二章　神宮と學校教育幷に軍隊教育

今や、全國の學校には、修身、倫理、國史の科目あり、以て國體の尊嚴を說き、忠君愛國の義務を教ふ、亦至れりと謂ふべし、然りと雖も、神宮の御事に至りては、近時、漸く小學の教科書に、其事項を編入せしのみにして、未だ大に備はれりとは謂ふべからず、故に、上下相通じて、神宮の特に尊崇すべき事を知ること雖も、しかも、其神宮の尊崇せざるべからざる理由、幷に、歷史等より、現在の狀況に至るまで、詳に之を知るもの、極めて稀なり、是れ國民として、特に皇室尊崇の道を得たりと謂ふべきものにあらざるなり、故に苟も、教育家たらむ者は、皇室の尊嚴と併せて、神宮の尊嚴を敎へ、其神宮に關する知識を養成する事、極めて必要なるを信ず

教育に、形式的と、精神的との二樣あるは、軍隊に於ても、亦其然るべきを信じて疑はず、古代のスパルタが、蕞爾たる小邦を以て、隣邦の間に雄視し、近世の蒙古が、中亞蠻族の一部落を以て雄を世界に爭ひし如き、皆其武士の精神教育の、一世に卓出せしによらざるなし、三浦一族、鎌倉權五郎等の精神的武士を率ゐたる源氏の胄子にして、始めて平氏の亂逆を平ぐるを得、三河武士、薩州武士の精神的鍛鍊ありて、始めて天下を制すべし、蓋し、形式的教育は、刀槍の使用、銃砲の射擊隊伍の組織、輜重の運搬等、一として必要ならざるなしと雖も、若し其軍隊にして、精神的修養の缺くる事あらむか、戰は遂に必ず敗北に歸せざるを得ず、故に、今日、各國の軍隊、皆精神敎

育の必要を感じ、而して之を概觀するに、多くは其國の宗教を利用して、之を鼓吹するものに似たり、蓋し、宗教の精神的感化に必要なる事は、多辯を要せざる所なれども、我國の如き、內外多宗教の國に在りては、將校士官の信ずる所、必ずしも下士卒伍の信する所にあらず、されば、窃に傳聞する所によれば、近日、軍隊內、往々禪學修練の人ありといへども、又、反て、之を誹毀するものも少なからずと云ふ、予の觀る所によれば、禪學は、宗教として殆ど宗教の臭味なく、無味淡泊極めて軍人の氣質に適合するもの、如くなれども、是れ亦、佛教の一部分たるの故を以て、如上の風聞あるに於ては、宗教の、我軍隊教育に適せざる事は、明なる事なりとす、幸に、我國には、世界無比の大宗教たる武士道なるものあり、而して、武士道の本尊は、現世に於ては畏多くも　大元帥陛下にましまし、幽冥に於ては掛巻くも畏き伊勢の五十鈴の河上に鎭座ましますの　天祖天照大神にてましませば、軍隊教育は、須く此武士道によるべく、而して、軍隊が　大元帥陛下を忠義の的となして、働く事は、明治廿七八年、幷に卅七八年の役に於て、其精神教育の効果は遺憾なく發揮せられ、爲に偉大の功績を收めたりと云へども更に之に加ふるに天祖天照大神の大御稜威を崇拜する風習をして、軍隊內に向て、從來より層一層奬勵せしめなば、其軍隊の精神教育に與ふる感化は、更に更に強烈なるものあらむ、甚だ畏多き事ながら、謹て卑見を陳す、

伊勢神宮附說

廣池千九郎謹著

第一章上

神宮御創立に關する古書の杆格に就きての考證、(附、神宮の古記錄の、却て日本書紀古語拾遺等より精確なる理由、)

神宮御創立の理由に就きては、本論第二章に於て詳述する所なり、然るに、既に本論に述べたる所の如く、この御創立の原因に就きては、古來史傳の說二種に分れ、學者亦往々其趨向する所に惑ひ、隨て、其所說一ならず、予は、本論に於ては、『この二說は、共に由緒ある古書の本文に基けるものなれば、今その可否を決するよりは、これを以て、共に天祖の神德の超絶せる明証として仰ぎ奉るべし』との事を述べ置き、其稿本を携へて、予が皇學の師井上賴圀翁に謁して、これを質せるに、師は、これを以て、尙ほ未だその論旨の充分ならざる事を論され、予も亦大に師說に敬服したれば、茲に再び本論の論旨を增補して、以て神宮御創立の眞原因を、天下に示す所あらむとす、

抑も、我日本は、上古質朴、又敢て喋々事物の道理を附會して、無用の哲理を談ずるが如き、浮華輕薄の風なく、所謂『言擧げせぬ國』なりしと雖も、その歷史上の事實に至りては、左史記レ言右史記レ事の旨趣に基きて、歷代天皇の御言行は勿論、あらゆる社會の重要なる現象は、言々相繼ぎて以てこれを傳へ、殊に、朝廷に於ては、語部と云ふものを置きて、神社幷に朝廷の儀式、及び國家の法律御度、皆之を暗誦せしめて傳來し、天皇即位の始め、大嘗祭の日には、御前に於て、前代の制度を奏上する定例なり、これ、古事記の序文、幷に儀式、延喜式等に詳なる所にして、予が先年公にせる所の東洋法制史序論第九章（二六二頁以下）に詳論する所なり、これを以て、世界を通じて、我國上古の史傳の如き、完全なる記錄を存するもの、他に之なく、隨て、我が上古の國史たる日本書紀の如き、最も信憑するに足るべき歷史、他に求むべからずと雖も、しかしながら、其

日本書紀編纂の當時に於ては、儒教幷に佛教の思想、既に大に我固有の思想を攪亂し、隨て、その神代以來の傳説の如きも、亦往々支那思想を以て之を臆測して記せし所少なからず、是れ即ち本居宣長翁が、敢て最初の國史たる日本書紀を措きて、古事記に筆を染められたる所以なり、

廟堂は、既に當時の大勢に從て、支那思想、印度思想に感染する所これ有りと雖も、神宮は、既に本論第一章に詳論せるが如く、卓然として世表の外に立ち、佛教四海を風靡するの時に當り、尚且つ斷然これを排斥して、終始其感化を受けざりし如き狀態なるが故に、神代以來の傳説の如き、純然古來の眞説を存し、其所傳の古書の説、皆自ら我が固有の國風を存するものに幾しと思考せらる、

神宮御創立の原因に關する二種の説は、即ち、要する所、朝廷の古記錄と、神宮の古記錄との杆格に職由す、之を詳言すれば、既に、予が本論に引載せる所の、第一説の根據たる日本書紀古語拾遺は、朝廷の古記錄にして、延曆の儀式帳幷に大同本紀は、神宮の古記錄なり、而して、此兩者の優劣に關しては、上の概論によりて、大略之を知る事を得べきなり、

顧ふに、桓武天皇は、中興の英主にして、當時平安奠都の大業に次ぐに、蝦夷の征伐を以てし、又養老令の改正を行ひ、（日本紀四十延曆十年、類聚國史百四十天下の氏族を正し、日本後紀八延曆十八年十二月甲戌及び戊戌の條、）遂に全國人心統一の爲め、天下の古記錄中、我國體を害するもの、如き、皆之を集めて燒棄せりと云ふ、日本書紀弘仁私紀序に、（中略）更有二帝王系圖一、天孫之後悉爲二帝王一、而此書云或到二新羅高麗一爲二國王一或在二民間一爲二帝王一者、因茲延曆年中下二符諸國一令レ焚レ之而今猶在二民間一也と、即ち知る、桓武天皇の時、一び英斷を行はせ、更に平城天皇の時に至りて、再び之を禁止せし事を、而して其詳なることは、日本後紀第十七卷の大同四年二月辛亥の平城天皇の勅によりて知るを得べし、其勅に云く、

倭漢惣歷帝譜圖、天御中主尊標爲二始祖一至レ如二魯王、呉王、高麗王、漢高祖命等一接二其後裔一倭漢雜糅、或垢二天宗一、恐民迷執輙謂二實錄一宜二諸司官人等所レ藏皆進一者有二挾レ情隱匿一乖レ旨不レ進者事覺之日必處二重科一と而して、平城天皇は、桓武天皇の後を承け玉ひ、最も大御心を我固有の國風保存に用ひさせ給ひ、

大同三年、詔して、齋部廣成をして、神代以來の舊説の其家に傳はるものを錄上せしめ、古語拾遺是なり、又詔して萬葉集を撰上せしめたり、是れ寧ろ惟みるに、漢土に於ける孔子の雅頌を叙でし意にも似たるを覺ゆ、又、大同三年、我國固有の醫術の廢絕せむ事を恐れ、詔して大同類聚方を撰上せしむ、而して、大同四年二月辛亥勅して倭漢總歷帝譜圖を禁じ玉ひしことは既に前に述ぶる所なり、是れ蓋し當時支那印度の思想天下を風靡し、我が固有の美風漸く衰ふるを慨かせ給ひて、斯くの如き御企ありしものにして、此事、伴信友の宇知都志麻欲言の首に詳なり、而して、前に所レ謂延曆の儀式帳、幷に大同本紀は、この桓武平城二代の御時、大神宮司廳に勅して、其舊記により、神宮御創立の由緒、幷に現狀を錄奏せしめしものなり、その皇太神宮儀式帳は、延曆廿三年八月廿八日、太神宮司大中臣朝臣眞繼、幷に、禰宜、大内人等連署の奏上にして、止由氣宮儀式帳は、延曆廿三年三月十一（一本二十四に作る）日、同上眞繼、其他禰宜内人等連署して奏上する所なり、而して、此二書、共に、今塙保己一の群書類從に收錄せり、又、大同本紀は、既に散逸せしと雖も、本論に引用せる釋日本紀其他諸書に、其逸文の散見するを見る、而して、釋日本紀の逸文には、大同元年奏上とあれど、神宮雜例集の一の供奉始事の條、其他皇字沙汰文には大同二年奏上の由見ゆれば、蓋し、大同二年を以て正となすべしと云ふ、この儀式帳と大同本紀とは、斯くの如き理由により、神宮の舊記によりて編纂せられたるものなるが故に、その所傳眞正にして、支那印度の思想を雜ふること殆んど之なく、隨て、之を日本書紀古語拾遺等に比する時は、最も信憑すべきものなるを信ず、

然り而して、此兩書の記する所による時は、神宮御創立の原因は、日本紀古語拾遺等に記するが如く、崇神天皇が、同殿共床を恐れ給ひて、神威を恐れて宮中を出し奉りしによるにあらずして、天祖の神靈の敎命に從ひ、諸國を巡幸して、その御鎭座の宮地を求め給ひしによるものなりと云ふに在り、若し、日本紀古語拾遺の説の如く、崇神天皇が、同殿共床を恐れ給ひて、宮中を出し奉りたりと云ふことを以て、眞なりとせば、何故に、倭笠縫邑より、更に東西南北の諸國を巡幸し、一時の御滯留若くは數月數年の御鎭座あらせ給ひしか、是れ實に解し難き事に屬せずや、其神意に出でたる事は垂仁紀に、時天照大神誨二倭姫命一曰、是神風伊勢國則常世之浪重浪歸國也、傍國可レ怜國也、欲レ居二是國一者隨二大神敎一而祠

立於伊勢國因興齊宮于五十鈴川上是謂磯宮則天照太神始自天降之處也　とあるにて著明ならずや、要するに、日本紀は、崇神紀に於ては、皇大神を外に祀るに至りし原因を以て、天皇の同殿共床を恐れしに出づると爲し、こゝにては皇大神の教のまゝに、諸國を巡りて其大神の御由緒ありし伊勢に御鎭座あらせ玉ひし趣を述べ、前後矛盾して、其編纂の際、充分の考慮を闕きし迹あるを見る、然るに、翻て神宮の舊記たる、前記の二書の說による時は、此疑問の如きは直に釋然として解決する事を得む、されば、是に至て、その優劣既に問はずして明かなるを見るべし、

既に說けるが如く、日本書紀古語拾遺に於ける記事が、神宮御創立の原因を以て、同殿共床神威を瀆し奉らむ事を恐れて宮中を出し奉りしと云ふに在るよりして、支那思想によりて、神宮は絕對無比のものなるが故に、臣民は直に之に奉齋することを得ずとの制度の如きも、遂に容易に行はるゝ事となり（此事本論第一章に詳なり）更に後世の佛教徒、殊に眞宗の僧侶の中には、此理由を根據として、神宮の大麻を、私家の神棚に奉安するは恐ありと稱して、美名の口實の下に、神宮を敬遠する如き說を出したる時代も亦之ありき、されば、神宮御創立に關する古書の杆格に就きては、其結果の係る所重大にして、其研究眞に忽諸に附すべからざるものある事を知るべし、

神宮の古書たる延曆の儀式帳、幷に大同本紀によりて、神宮御創立の理由を確定し、日本書紀、古語拾遺の說を否認することは、四大人の正統たる醇正國學者間の定論にして、當代國學者の棟梁たる井上賴圀翁は、此說を守持し、以て特に平田篤胤大人の主義を、繼承するものなり、敢て翁の私論に非ず、而して、予は之を以て、學問上尤も條理に適する說なるを信ず、

第一章下　明治初年神宮御遷座の議に關する辯正

日本書紀崇神紀、幷に古語拾遺に於ける同殿共床の文によりて、明治の初年、神宮を東京に遷し奉るべしとの議を建てたる大官あり、而して、此事、遂に伊勢に聞えて、神宮より、其不可を建白せし事ありき、元來、伊勢御鎭座の理由は、既に儀式

帳幷に大同本紀に記するが如きものにして、畏くも、大御神の御心によりしものにて、崇神紀古語拾遺の記事の不可なること、前章既に辯論せし如くなれば、東京御遷座の議の如き其不可なること、素より論ずるまでもなき事なり、されば將來かゝる議論の再び世に出づべしとは思はざれど、聊か吾人子孫の爲に、一言しるし置くものなり、

第二章　神宮の御社格に關する古書の辯明

神宮の御社格に關しては、本論第四章に於て詳論する所にして、兼ねて又第一章中の各所に論究する所なり、然るに、延喜式第九第十の兩卷の神名式、即ち世に所謂神名帳の天神地祇總三千一百三十二座の內、伊勢國度會郡五十八座（大十四座 小四十四座）の內に、

太神宮三座（相殿坐神二座、並大、預月次、新嘗等祭）
荒祭宮（大、月次、新嘗）
瀧原宮（大、月次、新嘗）
伊佐奈岐宮二座（伊佐奈彌命一座、並大、月次、新嘗）
月讀宮二座（荒御魂命一座、並大、月次、新嘗）
度會宮四座（相殿坐神三座、並大、月次、新嘗）

とあるよりして、一見する時は、本宮、豊受宮、共に官幣に預る所の大社なりと見るべく、隨て、淺學の徒、往々誤て兩宮を以て官幣大社なりと爲すものあり、是れ大なる誤にして、この延喜の神名帳に載する所の三千一百三十二座の神は、只祈年祭の奉幣に預る所の神名を擧げたるものにて、別に各神社の社格を示したるものにあらず、鈴鹿連胤卿の神社覈錄（一の三百四座の註）に、建武年中行事、幷に公事根源等を引きて、次に、神社私考の祈年祭案上案下の說を引き、而して、其次に、

さて、此神名帳は、祈年祭三千一百三十二座の神名帳なるを、公には、必天下諸社の簿あるべし、其名簿を、同式に載せて、この祈年祭の祭に預る社々には、其しるしを付られしものとやうに、思へるよりの事也、

と云へるは、蓋し當れり、この神名帳が、單に祈年奉幣に預る神名の帳簿にして、一般官國幣社の社格を示せるものに非ることは、陸奥國掃部の神は、主税式上に、祭料一万束とありて、他の官社より料束多きに拘はらず、猶ほこの神名帳に之れ無きにても知るべく、且つ、當時一般官社は、本朝文粹六の七右辨原文時の文に　初拜二内史一之時、即奉仕五畿七道諸神位、位記、事名號之訛階級之誤獨自所二考正一惣六千餘社、其三千六百餘者、是文時手書　とありて、即ち官帳に記せる社の數六千餘社とある如くに、其數甚だ多かりし事を知るべし、されば、神名帳の三千一百卅二座は祈年祭の幣帛に預る神名帳にして、全國大小の官社及び其社格を悉く記せるものに非るや明なり、是を以て、延喜式神名帳の文によりて、両宮を官幣大社など稱することは、其誤謬素より明なる事なりとす、即ち、神宮は大中小社の列に入らずして（此事本論卅九頁に中右記、別に社格と云ふものなく、正に絶對的地位に在るものなり引く）の法曹至要抄上の第十三條に　稱二大社一者伊勢太神宮、八幡宮之類也中社者賀茂住吉社之類也、自餘小社也　とあるは甚しき誤謬なり、明衡は鳥羽天皇の頃の人なれば、當時制度弛廢古制既に明ならず、以てかくの如き誤を傳ふるに至れるなり、

第三章　皇大神宮の尊號

皇大神宮と稱する事は、古來、單に両宮のみの事にあらずして、天下の諸社亦其例尠からざるに似たり、尾張國内神名帳には、熱田皇太神宮とあり、神道名目類聚抄四には、神宮を最上の社と爲し、明神之に次ぎて、明神は勅許の號なりと云ふ事見ゆ、此他に、賀茂神社は、上下共に大神宮と云へり、（賀茂皇大神宮記及び類聚國史五の神祇の條承和十一年十一月壬子の又、石清水八幡宮と稱する事は、類聚三代格一の貞觀十八年八月十三日の官符に見ゆ、此外鹿島神宮、香取神宮、氣比大神宮、北野天満宮又は天神宮等、古くより見ゆ、かくの如く、古くは、宮號を稱する事自由にして、もとは宮社の別なく、奉仕の長官をば、大宮司に補せられ、今日、村社の神職も、明治以前、公卿及び吉田白川等の執奏にて、何神社大宮司某を、某國守從五位下に任叙すと云ふ如くにして、別當寺は悉皆神宮寺と稱せるは、神社寺と云へるは一つもなし　是れ、皆、古くよりの習慣にて、宮號必すしも尊からざりき、然るに、清和天皇の貞觀頃より、其區別を立てられ、勅許にあらざれば、宮號を稱ふるを得ず、伊勢神宮の別宮の如き、多く漸次に社號より宮號に進みたるものなり、三代實錄十四に、貞觀九年八月二日戊辰、勅伊勢國伊佐奈岐、伊佐奈彌神、改二社格一爲二宮社一と見ゆ、又神名祕府に、月讀宮、土宮の事見ゆ、太平記三十九に、元弘三年四月日本一の條、類聚神祇本源十一に風宮の事見ゆ、）又正保二年十一月九日東照大權現に、宮號を賜ふ詔の事、大猷院殿御實紀六十二卷に見ゆ、是より、宮號の事、一の嚴重なる社格となり、明治廿四年、内務省記官社甲第二十三號通牒によりて、社號を宮號に改稱若くは復舊する事は、許可せざる方針なる事を示され、宮號は、今日に於ては、特別の社格に屬するものとなれり、

第四章　伊勢神宮と石清水八幡宮との尊稱上の關係、幷に、藤井貞幹、本居宣長の爭論、

山城國綴喜郡男山なる官幣大社石清水八幡宮は、應神天皇を祀る處なり、而して、此神社は、我國の武を擁護する神明として、特に天下の尊崇を受け、且つ皇城に近きの故を以て、朝廷の尊崇淺からず、是を以て、神皇正統記應神天皇の條に、此神社の事を記して、『天照大神の宮にならび、二所の宗廟として、八幡をあふぎ申ざるゝこと、いとたふとき御事なり』とある如くに、一に、宗廟の號あるなり、之に關して、元文三年、吉見幸和の著はせる宗廟社稷答問の下卷には、

吾皇開二之桂翁一石清水者不下啻以二應神天皇祭一之、與二比賣神一同祭レ之、故謂二之宗廟一也、延喜神名式所レ謂豊前國宇佐郡比賣神社、自二往古一鎮座、後來東祭二應神天皇一西祭二神功皇后一至二清和朝一遷二諸山城國綴喜郡鴒峯一稱二之石清水八幡宮一以レ東爲第一應神天皇一以レ中爲第二比賣神一以西爲第三神功皇后一矣、其比賣神也者、田心姫、湍津姫、市杵島姫也、天照大神所二祈

誓之三女神而固無形体、即天照大神之御魂、則與內宮之神一相同、是故以伊勢及石清水稱二所宗廟一

と云へり、

然るに、こゝに、特筆すべきは、此石清水八幡宮を、大神宮と相對して、二所の宗廟と稱する事に關聯して、應神天皇の御降誕に就き、縞に疑問を挾みし輩、昔時稀に之ありしことなり、即ち、其疑問とは、應神天皇は、皆人も知るが如く、仲哀天皇の皇子にましまして、天皇の崩後に生れ給ひたれば、應神天皇を以て、或は、之を仲哀天皇の御子にわらずなど、恐れ多き說を爲すものありし事是なり、即ち、京都佛光寺の寺中の子にして、狹猾佞辯の一小才子なりしが、後に寺中を逐はれて、市井の間に放浪し、古書畫骨董を弄び、世の所謂香具師に類する職業を營み居りしが、天明元年七月、衙口發なる一書を著して、我國史に向て、種々の臆說を容れ、遂に、其終に於て、古事記の序なる天武帝の詔を擧げて、『天武帝ノ詔此ノ如クニシテ、應神帝ノ所出ヲカクシ、大友皇子ノ即位ヲ載セス』と云へる如き事を記述せり、其云ふ所、固より淺薄にして、且、其人物亦固より取るに足らずと雖も、事、國體に關し、皇統に關する大事件なるを以て、天明五年十二月、本居宣長翁は、遂に、針狂人なる一書を著して、之を駁擊せり、其應神天皇の所出をかくし云々に對する辯駁は、『此天皇の所出をかくしたること、何の書にもいまだ見あたらず、古事記にも、日本紀にも、仲哀天皇の御子なりといふことは、いと明らかなり、然るに、論者、いま、かくいふは、上の皇統の條に、この帝の御事を、いろ〳〵疑はしといへれば、仲哀天皇の御子とあるは僞りにて、實の御父を隱したりといふことなるべし、抑、此天皇は、仲哀天皇の御子に非ずといふことは、近世、ある狂儒も種々いへり、すべて漠ぶみにおそれて、ひたすら彼國を尊くせんと思ふ輩、吾皇統の神代よりつゞかせ給ふことを妬みて、何事をなりとも見出て、しひていひ破らむとする心から、かゝる邪說を巧み出せるなり、そは、日本紀に、仲哀天皇は、九年春二月五日に崩給ひぬ、まづ此俄に崩給ふを、邪說の疑ひのはじめとす、さて、その九月に、皇后開胎とあれば、此御懷姙は、八年の十二月よりの御ことなるに、應神天皇の御誕生は、十二月十四日なれば、十三箇月にあたれり、又、か

らぶみ、後漢書、魏志等に、此皇后の御事を、年長不レ嫁、事二鬼神一、道能以レ妖惑レ衆、於レ是共立爲レ王、侍婢千人、少二有レ見者一、唯有二男子一人一、給二飲食一、傳二辭語一といへる、この男子一人を疑しといふ據とするか、大かたこれらの外に疑はしといふべきものなし、抑、御父天皇の俄の崩御は、是神の御とがめによれり、又、懷胎十三箇月にして生るゝは、今もあることにて、めづらしからず、○中略又かの侍婢千人云々の女王は、筑紫の僞譜の者のしわざなるを、魏の使、それに欺かれて記したることなれば、男子一人云々といふも、論にたらぬ事なり』と云へる文にして、よ〳〵其要を得たりと謂ふべし、

筑前香椎宮は、其祭神、或は神功皇后と云ひ、或は仲哀天皇と云ひ、拾芥抄下本による而して、古くより、公私共に之を香椎の廟と稱す、而しながら、古事記傳三十に、之を辨じて、是は蓋し三韓より此皇后の靈を齋き祀れるによるならむと云へり、今神功皇后一座と決定す、

第五章　皇大神宮の宮地の變遷

第一項　序說

天祖、倭笠縫邑に鎭座ましまし〳〵以來、五十鈴河上の神路山に御遷座あらせ給ふまで、各地に宮地を卜せしめ給ひ、其數、大略二十有餘處に及べり、而して、此事、日本書紀の崇神垂仁兩帝紀に於て、其一端を記し、大神宮雜事記、皇太神宮儀式帳、大同本紀等亦若干の記事ありと雖も、其詳細を記するものに至りては、獨り、神道五部書の第五に位する所の倭姬命世記あるのみ、元來、神道五部書は、すべて外宮神官の僞作に係り、其說必ずしも信ずべからずと雖も、以上吉見幸和の五部書說辨參考倭姬命世記は、其名を大神宮本記、又は、大神宮神祇本記、又は、神代本記と稱するものにて、其原書は、天平神護以前に撰述したるものなる由、大神宮本記歸正抄の首に考証あり、且、大神宮御遷座の事に至りては、其記する所、全く後人の架空の虛說を以て記し得べき性質のものにあらずして、其記する所と、各地に存在する古跡とを對照するに、此一事は確に信ずるに足るべきものなりと思考せらるゝが故に、予は、茲に、本書に據りて、御遷座の顚末を知らむと欲するものなり、而して、本書、記する所の御

遷座の顚末に關しては、前に伊勢兩宮御遷幸圖說、外宮の度會延佳の二所皇大神宮遷幸要略、及び度會清在の倭姫命世記講述鈔あり、近年、神宮の典故に通せしとの聞ゐありし御巫清直翁、全力を注ぎて著したる大神宮本記歸正抄六卷幷に皇大神宮御遷座要略一卷あり、今、本書は之による事甚だ多し、

第二項 各宮地

第一 倭笠縫邑

大御神の倭笠縫邑に出で玉ひし事は、本論第二章附說第一章に於て既に詳に說く所なり、而して所謂倭笠縫邑の宮跡は、明ならず、倭笠縫邑は、日本書紀通釋二の卷に、『倭は一國の倭にあらず、いにしへ、城上城下二郡又山邊郡の中をかけて、大倭邑と云ふ名號あり、○中略故此笠縫邑も、右の二郡の內に必ありぬべければ、倭笠縫とは云るなり、されど、其地、今詳ならず、故通証に云る說を引て注すべし、今按、○中略神樂歌、殖槻也、田中乃杜也、杜也亙布、笠乃淺茅我原爾、下文幸于神淺茅原、今城上郡笠村上方爲笠山、其野曰淺茅原、○中略笠村有神祠、疑笠縫邑近之、又、三輪村邊有茅原村とある、此等の內なるべきか、云々』とあり、而して、淺茅原と茅原村とは同一にして、此地蓋し笠縫ならむとの說あれど、笠村と茅原村とは、大に隔りたれば、淺茅原が若し笠村に在りとすれば、淺茅原と茅原村とは何等の關係なかるべし、又崇神天皇の時、笠縫に遷し祀りしも、其祀りし地は、猶ほ宮城の廓內たりしが、其地後に笠縫邑となりしによりて、後の名を前にめぐらして云へるならむとの說もあり、其說の根據は神宮雜例集一の首に大神宮の御宮地の事を記せる條あり、其中に、崇神天皇御代爾波、宮中大庭穗椋作令出坐奉齋とある文に在り、果して然らば、崇神天皇の皇居瑞籬宮は、大和志十二の城上郡によれば、三輪村の東南志紀御縣神社の西に舊蹟ありと云へば、前の茅原村も、三輪の隣村なれば、恐くは大略諸說の指す所、三輪神社の近傍なる事に一致するを覺ゆ、

第二 丹波國吉佐宮

倭姫命世紀に

> 丼九年壬戌遷幸

但波國吉佐宮ニ積四年奉齋、從レ此更倭國求給、此歲、豐宇介神

神、天降坐奉ニ御經一とあり、

歸正抄卷一に、丼九年壬戌の五字は、僞作者の所加なり、凡て、某年支干と年歷を記したるものは、悉く剔去すべし、日本書紀垂仁天皇の一書に、丁巳年冬十月甲子、遷于伊勢國渡遇宮とあり、日本長曆に依て按ずるに、丁巳歲は、即位廿六年なり、此年を內宮鎭坐の年と定め、古文に、某宮に幾年奉レ齋とあるを、次第に推し上せて、拗ふれば、此丹波國の幸行は、崇神天皇即位丼九年壬戌に當れり、依て、後人、私意を以て、加補する所なりとすとあり、又、歸正抄の凡例によるに、線を以て圈みたる部分は、後人の加筆に係るものにて、信用すべからずと云へり、

吉佐宮の宮跡は詳ならず、一說には、丹後國與謝郡川森（森、一に守に作る）といひ、又、一說には、丹後國加悅郡と丹波國の堺とにある川森の庄天田內村に外宮あり、內宮村に內宮ありといふ、而して、其邊を元伊勢と云ふといふ事も見ゆ、歸正抄一によれば、神森、川森など、皆同一處なり、

又、大神宮本記歸正抄一の丹波吉佐宮の下に、『內宮儀式解ニ云ク、倭姫命世記ニハ、先ツ丹波、次ニ大倭、次ニ紀伊、次ニ吉備、次ニ大倭ナド經歷給フコトミユルハ、世記ノ僞造ナリト云ヘルヲ、古文訓点ニ、辯シテ云ク、丹波ニ幸シ・トハ、豐宇介神ノ此國ニ坐スコトノ由緣アラセムタメノ僞トノミ或人ノイヒケチケレドモ、丹波ニ楯石窓神社有、丹後ニ大宮賣神社アリ、又豐受大神ノ此國ニ坐シ・ナド、イカナルヨシトモ知難ケレバ、カク、大御神、コ・ニイデマシ、時ニ、カ・ル神タチノ御靈代ト・ドマリ給ヒケムモ知ガタケレバ、捨ガタシト云ヘリ、此二書ノ論辯、共ニ撤底セサル故、既ク神靈或間、麻奈爲考等ニ說解セレハ、今ハ措論セズ』と云へり

又、五部書說辯九には『皇大神、丹波へ遷幸ト云モノ、是レ第一ノ僞也、曾テ國史官牒ニ所レ不レ言也、崇神ノ御宇ニハ、豐鋤入姫命ニ託テ、磯城神籬ニ祭ルノミニシテ、他國ニ遷幸ノ事更更無レ之、垂仁朝ニ至リ、倭姫命頂之テ、吉宮地ヲ求メ、皇大神ノ神慮ニ可レ適國處モ有ランヤト尋出玉フニ、伊賀、近江、美濃ヨリ、伊勢ニ至テ、欲レ居ニ此國一ト神敎アリテ、御鎭座アリシ迄ナリ、國史及ビ儀式帳ノ所見如レ此、外宮ノ禰宜五月麻呂所レ撰ノ外宮儀式帳ニモ、天照大神坐向玉城ノ宮御宇

天皇御世、國々處々大宮處求賜時、度會乃宇治乃伊須須乃河上乃大宮處求賜トコソアレ、崇神ノ御宇トハ無レ之モノヲ、五部書ニ、崇神御宇トスルハ僞也、世記ヲ、五月蠅濟飾スト云ハ、儀式帳ト何ゾ相反スルヤ、實ハ、世記、後世ノ僞書ニシテ、五月蠅呂モ、御氣モ所レ不レ知也、二人ノ名ヲ盜テ、作者ト稱シ、欺ク萬人ヲ也、其家ノ祖先五月蠅及ビ御氣ノ靈モ、サコソ口惜思ラメ、如何ナル子細ニテ、如レ此ノ僞書ノ造言ヲ巧初テ、代代蒙ル恥辱ヲコソヤ、不便ト云モ愚ナルコソカシ、世記ノ作者、巧者ニテ、奸曲モ至深キ證ハ、傳記、次第記、本記ノ三部ニハ、皇大神、丹波國ニ遷幸ノ、直ニ伊勢ニ鎭座ノ由也、何トヤラン人ノ疑可レ有コソト察ノ、此世記ニハ、紀伊國、吉備國、尾張國マデ遷幸アリシト記シテ、丹波ノミニ非ルコトヲ知ラシメ、人ノ疑ヲ避タル者、功者ノ至也云々』と云へり、されど予の考によれば、大御神の諸國御巡回は、大御神の大御心より出でたるものなれば、かく東西に巡り玉ひしことの、なしとは限られざるなり、此点より見れば、吉見氏の說は稍苛酷に過ぐるの嫌ある如し、

第三　倭國伊豆加志本宮

日本紀六の卷垂仁紀二十五年三月の條の一書に、天皇、以二倭姫命一爲二御杖一貢奉於天照大神一是以倭姫命以二天照大神一鎭二坐於磯城嚴橿之本一とあり、

倭姫命世記に、冊三年丙寅、遷二倭國伊豆加志本宮一八年奉レ齋とあり、

此宮跡は、御遷幸國說には、大和國城上郡泊瀨南入口に大鳥居町と云ふあり、此處ならむと云ひ、歸正抄一には、諸書を引きて、考證してあれど、長谷町の邊なる事、大略誤なきものゝ如し、

第四　木乃國奈久佐濱宮

倭姫命世記に　五十一年甲戌遷二木乃國奈久佐濱宮一積三年之間奉レ齋二于時紀伊國造進二舍人紀麿等地口御田一矣とあり、此年月は、遷幸要略には甲戌四月八日とあり、此宮跡は、紀伊國名草郡毛見村な

地口の御田とは、歸正抄一に、講述抄には、『地上第一ノ上田ノ義』とし、開國神郡考には、『錦座ノ國ヘノ道路ノ初ヲ祈リ玉フ料ノ御田也』と云ふを斥けて、これはトコロクチと訓して多くの田地の入口の田地にて村民の居に近く耕作に便利なる田地の義ならむと云へり、

第五　吉備國名方濱宮

倭姫命世記に、五十四年丁丑遷二吉備國名方濱宮一四年奉レ齋とあり、

此宮跡は、諸說多くして、明ならず、一說には、備中國後月郡高山村と云へど、歸正抄一には、此は海岸ならでは適當ならずとて、探索の結果、備前國御野郡濱野村に內宮と云ふ社ありしも、定かならずとの旨を記せり、次に、又、歸正抄一に引用する所の世記抄の上欄に記する所は、紀伊國紀三井寺と堪津との間に、名方と云ふ處ありて、天照大神の御跡とて、今、宮殿もありとの事にて、御遷幸國說にも、或人の說を引きて、紀伊國名草郡名高濱村に、紀明神といふ社あり、これならむかとの意味を記せり、此二箇所は、歸正抄一にては、之を同所となし、今は、共に海部郡に屬し、其郡の名高村に在る社を云ふなりとの事見ゆたり、此他、歸正抄一には、玉勝間等の說なども引用してあれど、何れも明ならず、之に關して、同書には、又、名方の濱が、若し、紀州の中なる一箇の鄕名なりとせば、其內に吉備の國造のゐる事も疑はしき由を云へり、

第六　倭國彌和乃御室嶺上宮

倭姫命世記に、五十八年辛巳遷二倭國彌和乃御室嶺上宮一二年奉レ齋是時豐鋤比賣命、吾日足止白支爾時姪倭比賣命事依志奉利、御杖代止定給天、從レ此倭比賣命、奉レ戴二天照大神一而幸行とあり、

日本紀六の垂仁紀には、二十五年三月、倭姫命をして、豐鋤姫命に代らしむとあり、然るに、今、又茲に、倭姫命世記には、崇神天皇の五十八年に、倭姫命をして代らしめしとあるは、恐らくは誤にして、丹波國吉佐宮の條に引ける歸正抄一の卷の說の如く、此年月は、すべて証とするに足らざる如し、而して此宮跡は、大和國城上郡三輪明神の山の奥にありと云ふ、

第七　倭國宇多秋宮

倭姫命世記に、六十年癸未遷二于同國宇多秋宮一積四年之間奉レ齋とあり、遷幸要略には、六十年癸未二月十五日、遷二于大和宇多秋志野宮一四年奉レ齋とあり、此宮跡は、大和國宇陀郡宇陀町の東方、秋山ならむと云ふ、

第八　倭國佐々波多宮

日本紀六の垂仁紀二十五年三月丙申の條に、爰倭姫命求二鎮坐大神之處一而詣二菟田彼幡一佐々更遷之二近江國一倭姫命世記に、又、弟大荒命、同奉仕、從二宇多秋宮一幸行而、佐々波多宮坐瑪とあり、又、此宮跡は、大和國宇陀郡篠幡庄御杖神宮と云ふ、一説に、山邊郡大野篠幡村と云ふは誤なりと、歸正抄に云へり、

第九　伊賀國隱市守宮

倭姫命世記に、六十四年丁亥遷二幸伊賀國隱市守宮一二年奉齋矣とあり、此宮跡は、伊賀國名張郡夏見郷なる太神宮の神戸の内にて、下比奈知村の國津明神ならむと歸正抄一に云へり、其他に、名張郡東原田村、山田郡澤田村など云ふ説もあり、

第十　伊賀國穴穂宮

倭姫命世記に、六十六年己丑遷二于同國穴穂宮一積四年奉齋とあり、此宮跡は、伊賀國伊賀郡上神戸村神館、社ならむと云ふ、

第十一　伊賀國敢都美恵宮

倭姫命世記に活目入彦五十狹茅天皇○垂仁即位二年癸巳、遷二于同國敢都美恵宮一二年奉齋矣とあり、此宮跡は、伊賀國阿拜郡上柘植村なりと云ふ、

第十二　淡海國甲可日雲宮

日本紀六垂仁紀二十五年三月の條に、爰倭姫命求二鎮坐大神上之處一而詣二菟田彼幡一佐々更遷之二近江國一とあり、倭姫命世記に、四年乙未遷二淡海國甲可日雲宮一四年奉齋とあり、此宮跡は、一説に、近江國甲賀郡信樂郷多羅尾村にある俗に高宮と云ふものなりとも云ひ、又、一説に、甲賀郡横田川の西三雲村なりとも云ひ、又、一説に、日雲宮は、鈴鹿山の北、日野の東、相伊賀村（今鮎川村と云ふ）なりと云ひ、此他、栗本郡柚庄田上山不動堂の山上なる大神宮なりとも云へり、

第十三　淡海國坂田宮

倭姫命世記に、八年己亥遷二幸同國坂田宮一二年奉齋とあり、此宮跡は、近江國坂田郡宇賀野村なりと云ふ、

第十四　美濃國伊久良河宮

倭姫命世記に十年辛丑遷二幸于美濃國伊久良河宮一四年奉齋とあり、此宮跡は、美濃國大野郡井倉村の天神宮の境内ならむと云ふ、

第十五　尾張國中嶋宮

倭姫命世記に、次遷于尾張國中嶋宮一坐天、倭姫命國保支給とあり、遷幸要略には、次遷二于尾張國中島宮一三箇月奉レ齋とあり、

此宮跡は、尾張國中島郡本神戸村の中、無量寺ならむと云ふ、

太神宮雜事記上によれば、尾張國中島宮より、三河遠江の方面に御遷座ありて、それより、更に、伊勢に遷幸せられたるものゝ如し、其文左の如し、

次二伊勢國安濃郡藤方宮一御坐、三年之間、國造奉レ寄二神戸六箇處一也、所レ謂安濃、一志、鈴鹿、河曲、桑名、飯高、神戸等也、次尾張國中嶋郡三箇月御坐、國造進二中嶋神戸一、次三河國渥美郡

一宿御坐、國造進二神戸一、次遠江國濱名郡一宿御坐、國造進二濱名一神戸一、從二此等一國一更遷二伊勢國一飯高郡御坐、三月之後、差二度會郡宇治鄕五十鈴之川頭一進參來、

第十六　伊勢國桑名野代宮

倭姫命世記に、十四年乙巳遷二幸于伊勢國桑名野代宮一四年奉レ齋とあり、

此宮跡は、桑名郡野代鄕野志呂村の中、大鳥村にて、桑名市の西一里半に在る野志里神社ならむと云ふ、

第十七　伊勢國奈具波志忍山宮

倭姫命世記に、次川俣縣造祖大比古命參相支、汝國名何問賜答白久、味酒鈴鹿國奈具波志忍山止白支、然神宮造奉令二幸行一又神田幷神戸進支とあり、遷幸要略には、鈴鹿奈具波志忍山宮造奉天奉レ令二幸行一六ヶ月奉レ齋とあり、

此宮跡は、伊勢國鈴鹿郡野尻野村の邊ならむと云ふ、

第十八　伊勢國阿佐加藤方片樋宮

倭姫命世記に、十八年己酉遷二幸于阿佐加藤方片樋宮一積年歷四箇年奉レ齋とあり、

此宮跡は、一説に、今の津市の南一里に在る一志郡藤方村と云へど、歸正抄二には、之を否認して、一志郡大阿坂村ならむと云へり、

第十九　伊勢國飯野高宮

倭姫命世記に、廿二年癸丑遷二飯野高宮一四箇年奉レ齋とあり、

此宮跡は、諸説紛々たれども、歸正抄二の卷に考証の結果は、今の飯野郡山添村の内、椿田川の西岸なる神山ならむと云ふ、

神山は、今、一乘寺と云ふ律院ある處なり、

第二十　伊勢國佐々牟江宮

倭姫命世記に、從二其處一幸行天、佐々牟江留二御船泊一給比、其處留二佐々牟江宮一造令レ坐支とあり、

此宮跡、亦、諸説紛々たれども、歸正抄二の卷には、多氣郡大淀村の產土神ならむと云へり、

第廿一　伊勢國伊蘇宮

倭姫命世記に、廿五年丙辰春三月從二飯野高宮一遷二幸于伊蘇宮一令レ坐支とあり、

歸正抄三の卷に、『從二飯野高宮一の五字は、元從二其處一の三字なりしを、改作せしなり云々、遷幸于の三字は、元幸行の二字なりしにこそ』とあり、

此宮跡に關しては、異説多しと雖も、度會郡磯村の產土神社なりとの説を可なりとすと云ふ、此宮に、幸行の順路は、歸正抄三に、飯野高宮より、椿田川を下りて、海に出で、佐々牟江宮より、大淀の浦を東に渡りて、宮河を遡りたるならむとの事を記せり、

第廿二　伊勢國大河之瀧原宮

倭姫命世記に、從二其處一幸行美地留到給奴、眞奈胡神留國名何問給支、白久、大河之瀧原之國止白支、其處乎宇太之大宇禰奈乎爲天、荒草令二苅撥一天、宮造令レ坐支とあり、野後舊記に、垂仁天皇廿五丙辰三月二十二日鎭座、二十三日祝祭の由を記せり、

此宮跡は、即ち、度會郡瀧原村大字野後の瀧原宮にて、今、別宮なり、又大河とは、即ち、今の宮河の事なり、

第廿三　伊勢國家田々上宮

倭姫命世記に、從二其處一〇（乃見）矢田宮一幸行支、次二家田田上宮一遷幸支、其宮坐時二度會大幡主命、皇太神乃朝御氣、夕御氣處乃御田乎定奉レ支、宇遲田上留在ル名二扱穗田一是也とあり、又、遷幸要略には、從其矢田宮幸行支、次家田田上宮遷幸云々とあり、これによれば、矢田と家田とは、別處の如くなれども、こは、後人、爲にする所ありて、かく記せしものにて、實は、同一處なりと、歸正抄四の卷に云へり、

此宮跡は、度會郡楠部村の中なれど、明ならず、歸正抄四には、楠部尾崎の產土神社なりとあり、

大御神の、瀧原宮より、こゝまで御遷座の順路は、倭姬命世記によれば、瀧原より和比野に至り、（今、和井野と云ふ、一之瀨村に屬す、一之瀨村は、度會郡の內にして、大字、川上、脇出、市場、和井野、小林、新村の總稱なり、神都名勝志六の六十七右に、野後より此の和井野に出でさせ給ひし御道筋に、二樣の說あり、一は、野後より、五里の山路を經て、直に一の瀨谷に出づる道なりといひ、一は、野後より、間狹、栃村を經て、村山、神崎に出で、夫より、河內、東宮、贄、檻柄を過ぎ、道方より、北野見坂を越えて、此の谷に入る道なりといへり、今、實地を踏査するに、迂回なるのみならず、風浪の烈しき南島の海岸なれば、宮地を覓め給ふべき所とも思はれず、因りて、南溪の著せる伊勢國鶴石の記、及土俗の古傳說に據りて、前說を採れりとあれど、後說の方、或は正しきかの如き感あり、事は後文に詳にいふべし、）次に、久久の小野に至り、久求社を定め、次に、園相社を定め給ひ、次に、圓目長野、澤道、向田國に至り、（歸正抄四に、一之瀨谷和比野より、駒ヶ野、木越、小川谷を經て、川口に出、久具村に幸行し給ふなりとあり、內宮儀式帳に、久具社あり、又、神風抄に久具の御厨あり、園相社は、度會郡宮本村大字津村にあり、今大神宮の攝社なり、一之瀨川の宮川に注ぐ所を川口と云ふ、其東北に、神園、後名上園あり、其西に圓座あり、皆當時の舊蹟なりと云ふ、圓は即ち今の津村なり、目氏野は圓と同村なり、澤道は即ち今の宮本村大字佐八なり、向田の國も同處なり、）次に忌楯小野に至り、（歸正抄三に、諸迷鈔に、鑒原即ち高向鄕高向村の事とすれども、これは大川の東岸なれば、當らず、小俣村新田の西にユグテと云ふ處あり、こゝならむとの事を記せり、）次に、船にて、二見の浦に廻らせ給ひ、堅多の社、御鹽殿、御鹽山、（以上、今二見茶屋町附近にあり、御鹽山は今五峰山と稱す）江の社、神前の社を定め、（以上、今、二見町大字江村の內にあり、）大夫より、宮河を下りて、鷲取小濱に出で、水門に水饗神社を定め、（今の大湊邊ならむと云ふ、）次に、大屋門（朝熊村の內と云ふ）鹿乃見、（今の鹿海村）を經て、家田の宮に遷座せるなり、遷幸要路には、家田田上宮の次に、奈尾根宮におはせし事見ゆ、即ち、『其宮（家田田上の宮）坐時、大幡主命、皇太神乃朝御氣夕御氣所乃御田定奉支、宇遲田上在、名拔穗、由是從其幸行、奈尾之根宮座給、于時猿田彥神裔宇治土公祖大田命參相支云云』

とあり、但し、歸正抄には、此宮の事、後人の僞造に係るものなりと云へり、

さて、前に、神都名勝志（六の六十七右）に、野後より和比野に出でし道筋に、二說ありと云ふ事を載する旨を記せしが、其一說なる、河內、東宮、贄、檻柄を過ぎしならむとの說は、現時神宮の掌故に精しき**松木時彥氏の說**にして、其大要は、**瀧原宮事類抄**（三十八左）に詳なり、其要領を擧ぐれば、

（一）倭姬命世記に、大河自南道宮處覓賜比天とあるは、今の河合村の內なる、宮河と野後川との合流する處より南方なれば、此地は、即ち今の祝詞山に當る、（明治廿三年、祝詞山と、瀧原より祝詞山に登る入口の汐石とに、村人各一小碑を建て、由緒を記せり、）（二）今、瀧原より祝詞山を超えて、海岸に出で、夫より和比野に出づるには、大神宮の舊蹟地と稱するもの甚だ多くして、其舊蹟地、順次に相連りて、地理上尤

も信ずべし、（三）今の神前村は、祝詞山の麓に在りて、山上より見えざれど、古の神前村は、山上より遙に見ゆる處にありて、大神の御前に見えたりと云ふより、村名とせり、故に當時大御神が此道筋を御通過あらせ玉ひしならむと云ふに在るものゝ如し、此說甚だ信ずべきに似たり、而して、其松木氏の說中に見えたる大神の古蹟地は、先づ、志摩國多古志の宮にて

これは、御降臨記（元本は名古屋の眞福寺に在り、卷末に貞和二年丙戌壬九月廿二日於寄寫畢執筆花押同廿三日校點畢とありて表紙には沙門印隆とあり）に從其飯高宮仁、從其志摩國多古志宮仁、從其宇久良乃宮仁於波志麻志計留、如是年來間、諸所仁御座計流程仁、古久佐宇止云人、多田島進今神戶申此申也、其志摩國返御座、和比野云所御座シテ、穴和比、多國々所々求吾天宮見定宮所江美津奴也和比佐世御座、佐天、其所和比野云也、從其布他美乃濱仁返御座、佐天、二見濱申也、とあるものにて、また、正應五年より、南北朝頃まで、外宮の禰宜に居りて、長官をも勤めし檜垣常良（後に常昌と云ふ）の大神宮舊蹟地の神拜帳にも、記載せられ居れば、御舊蹟地に相違なかるべく、（この神拜帳は、僊宮古文書の內にありとの事、松木時彥氏予に語れり、）現時も、吉津村（舊志摩國に屬す、今は、伊勢度會郡に屬す、）の內、大字河內に、僊宮神社と云ふ鄕社ありて、域內に、大神宮を祀れり、且、古文書古書に、此地に大神宮の御厨ある事を記せり、又、度會郡鵜倉村の內に、大字、東宮、贄浦、檻柄等ありて、東宮は、贄浦の西に在り、古くは、土貢、土具、外具など記せしものにて、古書に、土具の御厨見え、近世、猶ほ神役人十家ありて、每年、月次祭、神嘗祭の時、兩宮に、秘密物とて、土の團子を三角柏に包み、榊に懸けて奉納する舊式ありき、又、贄浦は、檻柄の西に在り、古來、御贄を、神宮に獻する例ありて、爲めに、地名ともなれるなり、又、檻柄の事は、大同本紀にも、島國國崎島、鵜倉、檻柄等島朝御饌、夕御饌止詔而、由貴潛女等定給氏、還坐時、神堺定給支とありて、此他の古書にも、御贄の場所たる事を記す、かゝる古跡、尚は此他にも多く存在する如し、されど、予の觀る所にては、是を以て、悉く、大神宮御鎭座の舊跡と爲すには、其證跡甚だ不足なるに似たれば、只參考までに附記するに止むるのみ、（本文所引の御降臨記は松木君の調査に係る、）

第二十四　伊勢國伊須々河上宮

是れ、即ち、現在の宮地にして、伊勢國度會郡宇治山田市の内宇治の東南に位する五十鈴河岸の神路山なり、事は前文に詳なれば、略す、

第三項 大神宮御遷座の塲處の總數に就きての辯解

大神宮御遷座の總數は、日本書紀、大神宮雜事記、倭姫命世記等の古書に記する所によれば、倭笠縫邑を第一として、現時の宮地まで、二十四ヶ處となるものゝ如し、然るに、之に關しては、其計算法によりては、尚ほこれより多くの處に御遷座ありし如くなるものなり、即ち、たとへば、遠江濱名宮の如き、又湖原より和比野に出づる間に在る所の志麻の多古志宮の如き、何れも、御遷座の御形迹あるものを算入すれば、少くとも、三十箇處以上に達すべし、されど、予が、之を以て、二拾四箇處とせしは、左の二大標準によりたるものなれば、此標準に當らざるものは、之を取らざるが故に、自ら、其數も少くして、二十四箇處に止りしものなり、即ち其二大標準とは、

第一の標準は、信據すべき、古書に見わたるものならでは、之を取らず、單に、土人の口碑、又は一地方の記錄、一私人の臆說、若くは舊蹟と稱するものは、其數甚だ多かるべきも、一切之を取らざる事とせり、

第二の標準は、大神宮の確なる御鎭座地と見なすべき塲處ならでは、一切之を取らざりき、蓋し、一日二日の御滯留は勿論、たとひ十日廿日の御滯留あるも、單に假りの御滯留にて、御遷座地と認むべき形跡なきものは、之を御宮地と稱する事を得ざればなり、

されど、予は、其御舊蹟と稱する地は、成るべく之を發揮して、神聖の跡を湮滅せざるやうに祈るものなれば、著名の塲處は悉く御遷座の舊宮地の下に、順次に之を記載し置けるなり、

第六章 神宮の沿革

第一項 序說

日本國民の、其天祖に對する信仰心は、古今終始一貫して、毫も變する事なし、故に、源平以來、足利季世の大亂時代に至りても、尚且つ參拜するもの、陸續として間斷なかりし事は、前後諸章引用する所の多くの書籍古文書によりても明了なる所なりとす、然りと雖も、足利季世の大亂時代に當りては、諸國神領の貢獻は、漸次に杜絕し、時の政府も、亦充分に神宮の御造營に力を伸す事能はざる事情等より、正遷宮の如き、式年大祭行を果さゞる事數回に及べり、是れ實に止むを得ざる事と謂ふべし、併しながら、天祖の御稜威は獨立を保たむとする等の事より、遂に、他の一方の有力者と干戈を交ふる等の事ありて、敗殘衰滅、戰國武士の常態を免かれず、之がために、諸國神領の貢獻は、漸次に杜絕し、時の政府も、亦充分に神宮の御造營に力を伸す事能はざる事情等より、正遷宮の如き、式年大祭行を果さゞる事數回に及べり、是れ實に止むを得ざる事と謂ふべし、併しながら、天祖の御稜威は無限にして、戰亂の間、久しく此の如き狀態におはし給ふ事なく、幾許もなくして、此等の式を復舊する事を得たり、

第二項 慶光院の正遷宮勸進

正遷宮中絕の際にありて、之を復興せし者を、慶光院清順となす、清順は、尾張國の尼と云ひ、或は又熊野の入鹿と云ふ所の勸進比丘尼なりとも云ふ、然るに、清順、山田に來り、外宮正遷宮の、永享六年以來、中絕するを聞き、之を慨歎し、自ら、遠近に勸進して、其料足を奉り、遂に永祿六年、中絕百三十年目にして之を再興せり、然るに、初め是より前、神宮にては、僧尼の所勸を以て造營するは、神慮恐れありとなし、物に、其忠節を嘉すといへども、表に之を許す事能はざるの事情ありしかば、清順は、其伊勢の宿坊たる御師足代弘興の名を以て、其料足を納め、爲に、永祿六年九月、遂に正遷宮の儀式を執行する事を得たり、仍て、其功により、足代氏は、叙爵して、從五位下となり、權の禰宜に補せられ、度會神主の姓を名乘る事を許されて、永く外宮に勢力を有することゝなれり、而して、內宮は、寬正三年の正遷宮より、中絕百二十二年にして、天正十三年に至りて、正遷宮の復興あり、其後、初代の清順沒し、二代の周養に至り、前例に任じて、正遷宮、假殿遷宮、宇治橋の造替等を勸進して、之を進納し、以上、慶光院文書十一、勢陽五鈴遺響十二、二所爾來、漸次に其功勞を認められしと見えて、三代清順の時に、朝廷より、直接に賜はりし綸旨、今現に存在す、即ち、慶光院由緒に、左の如きものを載するを見る、

清順代ニ三居住號二慶光院一之由被二聞食一訖、殊至二太神宮御裳濯橋造畢一供養成二其功一之由叡感無極、而今度造替之事、應二一社之請一可レ遂二其沙汰一旨神妙之由、天氣所候也、悉レ之以レ狀

（太神宮例文、二所遷宮假殿次第、桝垣貞次話記）

天文廿年八月廿日　　右中辨

慶光院

慶光院は、禪宗の尼寺にして、もと、山田にありしが、後に宇治浦田町に移れり、即ち、今の祭主宮舍にして、其現存の建物は、豊臣秀頼の時、建築せしものに係り、其上段の間には、もと狩野永徳の二十四孝の圖ありしと云ふ、維新後、一時、其寺を廢せしも、近年、之を再興して、俗家と爲し、以て其院號を保存せり、

第三項　織田豊臣二氏の献金

織田豊臣の二氏、麾下に於て、家を興し、夙に皇室を尊び、又衆て神宮を崇敬して、以て天下の人望に副ふ、

信長公記十に云く、『天正十年正月廿五日、於二伊勢太神宮一正遷宮、三百年以降、退轉、御執行無レ之、今御代、以二上意一（織田信長）再興仕度之趣、上部大夫堀久太郎を以て被二申上一候、何程之造作ニ而可レ調と御尋之處、千貫御座候はゝ、其外は勘進を以而可レ仕と言上候、其時御諚には、去々年八幡御造營被二仰付一候ニ、三百貫可レ入と候つれ共、千貫に餘りて入申之間、中々千貫にて不レ可レ成候、民百姓等に惱を懸させられ候ては不レ入之旨被レ成二御諚一、先三千貫被二仰付一、其外入次第可レ被レ遣旨、而平井久右衛門爲二御奉行一上部大夫ニ被二相加一候べく、廿六日、森亂、御使ニ而、濃州岐阜御土藏ニ、先年烏目一萬六千貫被二入置一候、定而繩も腐候はん之間、三位中將信忠より、御奉行を被二仰付一繕直し、正遷宮入次第、被レ成二御渡一候へと御諚也』と、外宮天正遷宮記に云く、『天正九年八月、正遷宮之事、注進于信長公、同十年、又令二注進一之處、有二御許容一而、則御朱印之御書到來、兩宮一紙被レ書之、取次者平井久右衛門尉殿、上部越中殿兩人也、則兩宮御遷宮奉行、亦右兩人也』と、又、秀吉の事は、内宮引付抜書天正十二年記に、

兩宮正遷宮義、筑前殿樣（豊臣秀吉）被二仰出一候、一萬貫にて候、請錢に御座候間、金子五百枚にて

候、則今日金子貳百五拾枚、御あしつけにて請取申候、又京にて八木千石、可レ有二御渡一之由に候、周養上人と拙者相談可レ然之樣ニ可レ仕之由ニ候（中略）

三月十七日　　上部越中守
内宮長官樣　　貞永判

同神主中人々御中

就レ令二出馬一祈禱御祓大麻被レ越、祝著ニ候、仍此表幷諸口任二存分一候、隨而正遷宮事、申付間、各滿足由尤ニ候、尙委細上部大夫申付候、恐々謹言、

三月廿九日　　筑前守
內宮十神主中　　秀吉（朱印）

とある是なり、

第四項　徳川氏の奉公

徳川氏の關ヶ原に勝ちて、天下兵馬の權力を收むるや、前代、織田、豊臣の二氏に倣ひ、兩宮御造營の費用を献進し、而して、其代を終るまで、定例となせり、今、其最初の狀況を示すがために、左に二三の舊記を引載すべし、

孝亮宿禰記、慶長十三年七月十六日辛丑の條に、『昨日、自二大炊御門大納言（經頼）一（勝原）依レ有二使者一參レ之、今度神宮傳奏被二仰出一、就レ夫神宮御造營之事、如二上代一可レ有レ之由武命之間、以二書付一可レ進二駿府一（徳川家康）之由、自二板倉伊賀守一申兩傳奏ニ云々、依レ之召二寄諸司一書立レ之』とあり、又、子良館日記、慶長十四年の條に、『己酉九月に、ざうりう、三萬石にて、京も宮も山も、いづれも、兩宮共に、御大將樣家安（即ち家康）より、兩宮御造營なされ候て、內宮は九月廿一日御神入有、外宮は九月廿九日に御神入あり、色々御あらそひ被レ成候へ共、外宮神主御ぬかり候て、內宮繩宜乘、京へ二人、するが へ二人、御上候て、內宮さいかくにて、如レ此候』とある是なり、

此他、朝廷に於ける舊儀の再興に伴ひ、神宮の祭典も、亦漸次に復興せり、例へば、元祿十二年に、祈年祭其他を再興せし類是なり、（守洪御記、元祿十二年二月九日條、御衣祭再興之記、元祿十二年二月十二日の條、）

第五項　内外宮師職の爭

我日本國民の、其大祖先たる天祖に對する熱烈なる信仰は、中古に於ける、私奉幣禁止の法律を以て、之を抑止すべきにあらざるなり、然りと雖も、其法律は、又、之を臣民の眼より觀察する時は、天祖と其威德を同じくし、方に現身の神ざして信仰奉戴する所の天皇の御裁可によりて、成立せしものなれば、日本國民たるもの、誰か敢て之に反き拳るものあらむや、是に於てか、遐近の參詣者は、皆其衷情を申ぶるが爲めに、内外兩宮の神官の私家に就きて、私に祈禱をなさむ事を請ふものあるに至りしものゝ如し、是れ即ち中古に於ける御師の濫觴なり、夫れ然り、祈禱の事已に此の如き有樣となりしが故に、其間、自ら競爭の起る事は、免るべからざる數なり、故に、兩宮師職の軋轢は、其由て來る所一日にあらざる如し、而して、必しも之に關聯すとにはあらざるべけれど、兩宮神官の爭の始は、永仁四年の皇の字の爭なりき、皇の字の爭とは、皇は天皇の皇なれば、外宮の神名に、皇太神と云ふ尊稱の字を用ふべからずと云ふ事なり、（内宮外宮辨略解に詳なり）後兩者の怨恨漸く深くして御師沙汰文によれば、正慶元弘の際、既に其爭の甚だ盛なるを見る、即ち、今、左に内外宮の訴狀各一通を出して、其參照とすべし、

豐受太神宮神主
注進内宮祠官等掠申幣物間事

副進
陳狀

右件事子細載于狀也、抑撿舊記、其二所太神宮者、異于天下之諸社、因茲如延喜式文者、王臣以下、不得輒供太神幣帛、其三后皇太子、若有應供者臨時奏聞云云、其上如永承三年、宣旨者應永停止進於二所太神宮人民百姓幣帛者、始自王臣至于庶民、勅制慥重、雖

聞其法乎、加之延曆式文誰注進哉、奉幣之科、准流罪長德下知誰成敗矣、祭主之職、今何改焉而近代不經上奏推進寶前任自由令奉幣之條當宮禰宜日比成恐怖之基、剩内宮神主等、致此愁豈非神宮之恥辱、祠官之瑕瑾哉、凡於參詣之輩者更無公家禁制之法、至正宿之所者宜任自他旅人之意歟、然則自今以後、固守宣旨幷式文等永被停禁私奉幣者、嗜慾之謀訴、自然令斷絶、違勅之係望、不誡而可靜謐者歟、早可被殿制之古跡、省奸訴誹謗者哉、仍注進如件、

正慶元年五月　日

禰宜度會神主判

内宮祠官等謹言上
欲早停止一宮相兼非儀被相分詔刀師等所捧御幣物抑留當宮分條、神慮有恐子細事
右稱三姓氏人者大中臣、荒木田、度會是也、仍中氏者掌天神地祇祠職爲三氏之上臈、衆二宮之拜趨者也、爰正權禰宜内宮者荒木田、外宮者度會氏、各居二宮奉仕之職至無兩宮兼行之法、然間、王侯卿相、被奉獻幣帛之時、二宮御祈禱師令奉幣者例也、關東將軍家、相州刺史以下、大名又以同前也、而以諸國參詣貴賤幣物外宮祠官職掌人等、一向抑留而令拜領之條、神慮有恐、且離當氏之人、難啓白之故也、因茲彼宮氏人等者、錢帛充滿酒菓堆案、資富雲泥、可謂勿論者歟、自今以後者、分幣帛於内外宮可遂神拜之由、被下御下

勅一者、瑞籬風前彌儼二禮典一、齋屋瑞庭益均二慈惠一矣、凡處所權扉社官等、各憑二諸權之力一、令レ繼二累葉一之何限二于當宮一、不レ申二達理途一哉、然早停二止一宮相兼非例一、分二詔刀師於內宮外宮一、爲レ崇二平均神恩一、言上如レ件

元弘二年三月　日

兩宮師職の爭は、此の如くにして進み、遂に、足利氏の末に至りては、之を干戈に訴ふるの止むを得ざるに及びたるもの、如し、內宮子良館之記の昔に曰く、

長享二年九月御祭日記、　但、依二宇治一亂一如レ形執行、

一、今度、宇治ノ一亂ノ其發ヲ尋ルニ、先年、山田岡本ニ番屋ヲスエテ、諸國ノ道者、內宮ノ宿ヘ通フベカラザル由申テ、堅相トヾメ、只參宮ノ上下計ヲ通間、內宮ヨリ、種々山田ヘ子細ヲ申スト云ヘ𪜈、不二承引一、彌カタクトヾムル間、多氣ノ殿様ヲ賴申御口入有テ可レ給由、目安廳宣ヲ以テ致二訴訟一處ニ、內宮ヨリ申事無二余儀一之由、有二御同心一、山田ヘ、其子細ヲ仰付ラル、ト云ヘ𪜈、不二承引申一、剩榎倉掃部助武則爲二本人一文明十九年十月廿四日（○此年月は誤なり、神部名勝志三に引載する神宮司廳所藏の文書子良館舊記に文明十八年十二月廿日、宇治と國司と一所になりて云々とありて榎倉が御殿に火をかけて自殺せることも見ゆればなり、）ヨリ、內宮ノ通路ヲ、一向ニトヾムル、然間、宇治衆、兵粮已下、萬及二迷惑一、多氣殿ヘ、雜掌ヲノボセ、此子細ヲ注進申處、御成敗ニモシタガハズ、結句如レ此ノタハダテ、言語道斷ノ由、逆鱗アリ、同十二月十九日ニ、御勢揃アル、同廿日ニ、山田三方悉放火アル、榎倉ノ一類ハ、宮中ニ走入、御殿下ニ籠ル、押寄テ、腹ヲ切スベキ處ニ、御殿ヲケガシ奉ン事、天下重事タルベキ由、種々致二計略一處、同廿二日、早天ニ、親類八人切テ出、折節、宇治衆ハセムカフ處ニ、掃部助ハ、イタデヲヲイテ、又御殿下ヘ引カヘス、ノコル七人ハ、山田ノ大路ノホトリ、五城內ヘ切テ入、則彼在所ニテ、悉打死スル、掃部助ハ、御殿ニ火ヲカケ奉リ、腹ヲ切ル、同首ヲバ宇治ヘトル、同廿六日ニ、諸勢悉開陣、然間、翌年正月ヨリ、無爲ニ治リ、山田三方ノ面々、悉還住スル、（但榎倉衆ハ牢人スル、）扨モ、山田ノ破偏、宇治衆ノ所業ト意趣ヲ殘スニヨリ、連々不足不レ止マ、今度ノ一亂ヲコル、

と、其後、兩宮師職の間、猶平ならず、此の如くにして、德川時代に至り、德川幕府は、寛永中、內宮外宮の神官に對し、各條目を賜ひ、以て、互に、其範圍を越ねて、檀家幷に參詣者を爭ふ事なからしむ、即ち、兩宮寛文諍論日記乾卷に載する所によりて、其一斑を示せば、

寛永十二年七月廿八日、外宮御朱印初ヶ條ニ曰、今度、就二內宮外宮之訴論一、令二穿鑿一之處、元和三年九月六日、先判所裁、先規法式、近來、其旨懈二失之一、是外宮中間之法式也、誤而內宮同事混雜而用レ之、押二留內宮參宮之輩一、不屆之至也、向後參宮之族者、可レ爲二檀那次第一事、

○中略　寛永十二年七月廿八日、內宮御朱印第三ヶ條ニ曰、參宮之輩可レ爲二檀那次第一事、

等の如し、然るに、寛文七年、兩宮師職論と云ふ事あり、（內宮外宮辨略解に詳なり）寛文十年に至り、外宮の御師三日市帶刀、上州沼田に於て、天照兩皇太神宮と云ふ銘を記したる御祓を、檀家に配布せし事を、內宮の師職車大膳之を發見して、其以前の、單に太神宮とのみ銘せる舊祓箱と一處に携へ歸りしより、茲に寛文十年五月廿七日、內宮二鄕の年寄より、之を山田奉行に訴へしかば、八月廿二日、三日市大夫は山田奉行に答ふる訴狀に、外宮師職は古來兩宮兼帶なりとの旨を記せしより、事一層重大となり、翌十一年、遂に、江戸評定所に、兩宮の原被人を召喚することゝなり、而して、其結果は、外宮の敗に歸し、（以上兩宮下二册に餘論集上詳なり）帶刀以下處罰せられ、（內宮外宮辨略解に詳なり）寛文十二年九月四日、外宮長官以下、地下權禰宜に至るまで、外宮神官全部連署の誤り證文を幕府に提出して、事漸く解くを得たり、當時山田奉行桑山丹後守、其誤り證文の裏に、奧書して、之を內宮の長官に與へたり、其誤り證文、幷に裏書、今現に舊內宮禰宜の家たる藤波家に傳存せり、即ち其裏書の文左の如し、

去亥之年、（○寛文十一年）兩宮師職就二爭論一、外宮從二禰宜中一、京都ゟ所規之注進解狀、依二差上一、我等方ゟ相尤處、禰宜等誤候旨、傳奏祭主ゟ御願申上、右之注進狀、幷司解（○大宮司の解文）祭主ゟ之書狀返被レ下候、依レ之此裏書之通、外宮正權禰宜連判之致二書物一、彼三通之書物相添、此方に差上候、此上者、何方ゟ、件之寫出候共、至二末代一堅兼行之証據に成間鋪候、此趣御老中ゟ申達、

以二御差圖一、爲二後鑑一加二裏書一、三通之書物差添遣置者也、

寛文拾三癸丑年六月三日　　丹後黒印

內宮禰宜中

千曰く、兩宮師職の爭の原因は、右の如く只當時の師職共の心得違より起りしものにて、兩宮の御上には何等の關係なきことを知るべし。

第六項　吉田兼倶の謀計

吉田兼倶は卜部姓なり、卜部は、もと、王朝時代の神祇官の屬官にして、兼倶の祖先は、伊豆在住の卜部なり、（俗神道大意三）兼倶稱古學に長し、兼て巧才に富む、唯一神道を組織して、朝廷の信任を得、遂に進んで一大謀計を企つるに至れり、始め是より前、既に前章述べし如くに、文明十八年十二月廿二日、內宮外宮の師職爭奪より、干戈に訴ふるの事ありて、外宮の正殿炎上せり、因て、是に至て、兼倶、此機に乘じ、神宮の神體、京都東山なる吉田の齋場に天降せりとの事を捏造して、延德元年十月、之を朝廷に奏上するに至れり、（度會延佳の神祇吉田兼倶謀計記）其密奏の全文は、宣胤卿記延德元年十月十六日條に掲載せり、而して、兼倶の計略其意の如くに行はれ、同年十一月廿日の條）當時、朝臣、一人の之を拒むものなく、獨り、中御門宣胤と、三條西實隆とは、大に之を憤慨せしと雖も、神祇伯民部卿白川忠富王、幷に、當時の祭主秀忠の敵たる基直等、兼倶に左袒するを以て、是等の人々も、遂に沈默を守る事となりしかば、（實隆公記延德元年十一月廿二日條に詳なり、基直の事は謀計記に詳なり、）事將に成らむとせしも、同年十二月に至りて、內外宮の禰宜、一齊に大反對の解文を奉りしかば、其事遂に止み、且爾來、伊勢に於ては、吉田を以て神敵と呼び、奉幣使四姓の內、吉田卜部の人は、神宮より之を受けざる事となすに至れり、（謀計記、幷に神境紀談の附錄の下、）

第七項　伊雜宮神官の謀叛

志摩國志摩郡磯部村に鎭座ます所の內宮別宮に、伊雜宮と云ふあり、天照大神の遙宮と稱す、然るに此地の神職等、足利季世の大亂を經、內宮の神職等、大に衰微するの機を窺ひ、寬文の初め、美濃國黑瀨の僧潮音なるものと謀り、伊雜宮を以て、天祖の本宮と爲し奉らむと欲し、種々の僞書を故作して、豫め證書に備へ、巧に事を具して、之を幕府に訴へたり、

其主旨とする所は、大神宮御鎭座の地は、古書に、五十鈴の河上とあり、然るに、現在の本宮は、五十鈴河の半に當りて、河上と稱するを得ず、其所謂河上は、即ち伊雜宮なりと云ふに在りき、而して、外宮を降して別宮七所の一に充てむとせり、是に於て、內宮外宮の神官、共に大に驚き、各其反駁書を作りて、之を幕府に提出せり、其內宮より呈せしものは左の如し、

（藤波氏公氏所藏文書、幷に伊雜宮騷動外宮引付に載するもの）

乍レ恐申上御目安

夫伊勢　兩太神宮者、日域無双の宗廟として、垂仁雄略の御宇より、今日に至て、御鎭座ましまし、我朝變異もなく、百十二代の今上まで、天津日嗣を受繼たまふも、ひとへに神明の擁護による事に候、しかるに、內宮の別宮志摩國伊雜宮の神民等、近代、內宮の御領、伊雜の神戶、武家領となりたるを歎き、神訴を企といへども、時いたらざるを見て、奇計をめぐらし、伊雜宮は、日本最初の神にて、內宮の本宮也、奧院なりと申、又、外宮は、內宮の別宮にて、伊雜宮よりは、非品ひくき神なりなど申、剩、伊勢三宮の圖と申物を作りて、天下に流布し、濫訴を企て、叡慮をおどろかし奉り、神明をないがしろにし、又、兩宮の　神書の文言を盜、謀書を作りて、伊雜宮の事に取なして、上奏を經るのよし、万一彼伊雜の僞記と申ものを、古代の記文とおぼしめし、かの者共の申す樣に、內宮と外宮と伊雜宮を三宮と立られ候はゝ、內外兩宮の大小神官職掌人以下、十万餘の者共、終には流浪の身となり可レ申事、なげきてもあまりある事に御座候、其ゆへ如何となれば、彼謀書を御糺明なく候はゝ、太神宮御鎭座よりの神書僞記はやぶれ申べく、特に人の心は、あたらしきをこのむ事にて候へば、伊雜宮を崇敬申候て、兩太神宮は、年月にしたがひて衰微可レ仕候事眼前に候、もし彼等の神書僞記眞實の書に候はゝ、たとひ兩宮の神官職掌人、衰薄の身と成り候共、不レ及二是非一候へ共、右申上候樣に、兩宮の神書の內の、文言を盜作申候僞書に候へば、彼謀書相立申候はゝ、日本第一の宗廟、當御代より衰微仕るべき事、悲歎不レ斜候、深淵にのぞんで氷をふみ、虎穴に入て鬼を探（サグル）の恐れありと申せども、愁憤を一紙の御目安にのべて、差上グ申事に御座候、もし御許容なきにおゐては、任二舊例一、大小の祠官職掌人等、御榊（サカキ）を入レたてまつるべく候、當時靜謐の兩太神宮も、今度の濫訴に付、大小祠官職掌人等、寢食をやすん

せす候間、往古よりの記文にまかせ、垂仁雄略の聖代のまゝに、二所宗廟の神事祭禮等も、相違なく、延暦の儀式帳、延喜太神宮式を御立被ㇾ成候樣に、御詫被ㇾ下候は、、難ㇾ有可ㇾ奉ㇾ存候、誠恐誠惶謹言、

寛文二年十月　日

内宮大小神官職掌人等上

外宮は、當時、長官以下人物齊々として、學者亦乏しからず、是を以て、漢文の反駁書を作り、寛文二年十月廿一日を以て提出し、數回の論難を經て、遂に兩宮の上申其理に當れりとの裁斷ありて、伊雜宮の神官幷に潮音等は、嚴罰に處せられて、事落着せり、

潮音の僞書中、齋事大成經と、伊雜宮年中行事とは、尤も著明のものなり、甲は、伊雜宮を、神宮の本宮とせむ爲に三宮二社の說を伏線に布き置き、而して、乙の年中行事にて、公然、伊雜宮の、古來神宮の本宮たる事を示せるものなり、大成經の事は、大成經破文要略に、『大成經に、三宮二社と申事を巧み出して、謀書の肝心と致し候、○中略此書に所出の三宮とは、五十宮荒道宮、豐食宮、是を三宮と申す、二社とは、飯井宮の中、猿田彦大神と、神武天皇とを申候、一に五十宮と申は、伊雜宮の事、即天照皇太神御鎭坐所にておはしますと、大成經に見わ申候云々』とあり、此他の僞書の事は、伊雜宮僞記眞僞三事などに記せり、又、寛文二年伊雜宮の神官の叙位、遷宮の事など、私に京都に奏上せし一件は、伊雜宮沙汰文に詳也、

第七章　古代より維新前に至る神宮官衙の組織

第一項　總說

古代神宮官衙の組織を按するに、第一に、齋宮は、神聖の職にして、大神宮の神事に仕ふるの外、一切俗事に關する事なく、次に祭主は、神祇伯を兼ねて、亦專ら神事に服し、禰宜は、神宮を預りて、下僚を督し、祭主の命に從ひて、神事に服する事は古代の定制なりしが如し、而して、其神宮の領地、幷に神戸の政治に至りては、大化以前は、皇太神宮儀式帳の、『初二神郡度會

多氣飯野三箇郡一本記行事の條に、垂仁以降、孝德以前の事を記して、有爾鳥墓村（○多氣郡にあり）造二神庭一氏爲二雜神政所一（トス）とありて、別に宮司なる云ふ職もなく、國造の政所にて、之を掌りしものゝ如し、井阪太郎右衛門の神封職役類聚に、『神三郡ノ地ハ、伊勢國造ノ支族ナル大若子命分領セラレシニ、皇太神御鎭座以後、神國ト號シテ、神領トシ、大若子命ガ、神國造、幷ニ大神主トナリショリ、有爾鄕鳥墓村ニ神館ヲ造立シ、神政貢調ノ事ヲ沙汰シ、子孫世々、其職掌ヲツケ繼ギテ、神事政事ヲ兼行セリ』とあり、大化の新政を經て、地方制度に一大變化を來し、爾來、神領の政治は、專ら國司と宮司とにて決せしものゝ如し、同儀式帳の前文の續きに、難波朝廷（○孝德天皇を指す）天下立レ評給時仁、以二十鄕一分二度會乃山田原一立二屯倉一氏略○中同朝廷御時仁初二大神宮司所稱一神庭司中臣香積連須氣仕奉支是人時仁度會山田原造二御厨一即號二太神宮司一支とある是なり、度會郡山田原は、即ち同郡沼木鄕高河原にして、今の山田なり、（儀式帳、神名秘書、及び神境紀談に詳なり）延曆十六年、之を同郡湯田鄕宇羽西村に移せり、（神宮雜例集一、圖大曆延文二年十二月九日條による、宇羽西村は、今の小俣村ならむと云ふ、神境紀談による）而して、此太神宮司を一に、又廳院と云ふ、（太神宮司神事供奉記一の延應二年正月元日の條）院の義なり、

斯の如くにして、大化以後は、則ち、宮司專ら神領の政治を所管せるものゝ如し、延喜式神四の伊勢太に、凡三箇神郡○飯野多氣度會なり、幷六處神戸○大和、伊賀、志摩、尾張、參河、遠江の太神宮御遷座奠祭地なり、及諸國神戸調庸田租者、依二國司所レ移調文租帳等一宮司勘納其勘納之狀附二國司一移送主計主稅二寮一凡三箇神郡校班損不堪佃及計帳疫死等政、宮司與國司共行之略○中凡二所太神宮禰宜大內人以下（禰宜職事、大內人以下番上、考文者、宮司勘造）九月廿五日以前進二神祇官一云々などの事ありて、其職掌待遇、幷に任期を定めて、交替する事より、其交替の方法等まで、一に國司に准ずる事も、亦本書幷に其他の書史（類聚國史神祇部弘仁八年十二月廿五日の太政官符、神宮雜例集、宮司系圖沙汰文等に詳なり、式部式に、六年を任期とすとあり）而して、其神郡其他の租稅は、之を離宮院の倉庫に收藏して、宮司の官廳を御厨と稱する所以なり、（太神宮儀式帳、幷に宮司系圖沙汰文、同記、神境紀談一等による）されど、宮司も亦全く神事に關係せざるにあらず、貞享元年十一月廿八日、大司大中臣長春の山田奉行に提出せ

る宮司系圖沙汰文に、『兩宮幷離宮院にて、宮司相勤候神事は、正月元日、晦夜より内宮に參籠云々』と記して、多くの祭典に從事する事を列記せり、其後、祭主の勢力漸く加はりて、天治の比、既に祭主を神宮の檢官と云へり、祭主の條に、祭主補任を引く、かくの如き理由にて、神郡の政治遂に祭主の手に歸したり中古以來、道後政所、安濃政所、道前政所、度會郡司、飯高郡司などあるが中にて、公文所初心抄に、以上の神三郡の政所を道後の政所と云ひ、飯高郡如き名多く列記せり、の神領の政所を飯高政所と云ひ、安濃郡の神領の政所を安濃政所と云へり、神宮雜例集一の伊勢國神郡六郡の本の條に見ゆ、尚ほ神領の條參照すべし、而して、其道後政所は、祭主の直轄する事となりて、政所職を祭主より補任せり、伊勢天照皇太神宮禰宜譜圖帳に、三禰宜荒木田延能、長治中道後政所職に任せし事見ゆ、天永中、三禰宜忠俊之に任じ、又四禰宜荒木田延明の條に、爲二祭主三位清親卿政所一自二文安三年一執二行道後三箇郡雜務一云々とあり、又、寛正造内宮記文安三年十二月廿九日の條に、件神主者○永盛當時道後政所職也、抑道後者、被レ准二祭主家家子一云々と見ゆ、道後政所職事記には、永享十一年十一月十日、條波氏顯、祭主より、道後政所職に任せられ、又、文安元年八月十八日、其孫藤波氏經、亦之に任せられし事を記す、其職掌は、其補任狀に詳なり、道後政所職事、如レ元被二仰付一候、神三郡内諸郷、被二檢斷一、可レ被二執進一候、御節供料以下、如二前々一可レ被二沙汰一候云々とあり、藤波氏經卿記、資德二年八月廿三日の條には、盜人六郎男、於二山田一召捕之一、於二神宮一誅レ之、先例也とあるなど、能く道後政所の性質を知るに足るなり、

後自道後渡守護誅之頭、如此者、於神宮誅事新儀也、自神宮渡道

かくの如く、種々の沿革を經ど雖も、要するに、祭主は遂に神宮の最長官たる事を失はずして、宮司之に次き、兩宮の長官又之に次ぐ、而して、朝廷に於ては、近世神祇官衰頽後は、上に神宮上卿あり、此下に神宮の辨あり、而して、内宮若しくは外宮に事ある時は、上席の禰宜たる長官より、宮司に稟し、宮司之を祭主に稟し、祭主は辨に通じ、辨は上卿に稟し、上卿直に奏上する例なり、

第二項　齋宮、幷に齋宮寮、及び離宮院、

齋宮（サイグウ）は、崇神天皇、其皇女豐鍬入姫（トヨスキイリヒメ）命をして、神宮に仕へしめ給ひし故事によりて、歷代、其皇女中、未だ嫁せざるものをして、之に充つる例なりしが、後醍醐天皇の時までにて廢絶せり、

齋宮寮は、大神、今の宮地に御鎭座の時より、既に之あり、其事は、日本紀六の垂仁紀二十五年三月の條に、其祠立二於伊勢國一因興二齋宮于五十鈴川上一是謂二磯宮一とあるにて知るべし、古事記傳十五に、ここの齋宮を大神の本宮と云へるは誤なるが如し、其後、之を多氣郡竹郷に遷したりしも、大神宮を去ること遠くして、不便なりと云ふを以て、二時、度會郡の離宮院を齋宮と定めし事ありしが、仁明天皇承和六年に、火災ありしかば、更に多氣郡の舊地に復したり、儀式齋宮式、新任辨官、中院は、即ち齋宮寮の政所にして、寮頭以下四等官ありて、寮中の政務を掌る、新任辨官抄、續日本紀大寶元年八月甲辰、神祇令、齋宮寮條、職原抄下、職中抄下、其他内外官記錄、職官志四、延喜齋宮式、大神宮諸雜事記二、此外に主神司ありしも、後、神祇官の所管に歸し、内院の神殿に關する事を掌らしめたり、三代格延曆十九年の格文、

離宮院は、現時の宮川停車場に在りしものにて、齋主の離宮と、大神宮司廳院との二大部より組織せらる、齋宮の離宮は、孝德天皇の御宇に建てしものにして、亦一に之を内院と稱す、皇太神宮儀式帳、延喜式五、而して、離宮院の事は、一切、宮司の支配なり、太神宮儀式解十二又、離宮院内に、驛使院あり、神名秘書、今の勅使齋館に同じきものにて、勅使の止宿所なり、其大神宮司廳院の事は、前既に說きたれば、此に之を略す、

第三項　祭主

祭主は、倭姫命世記、職原抄上卷によるに、垂仁天皇の二十六年、大神宮、今の宮地に鎭座まします時、大中臣の祖大鹿島命、

祭主となり、神皇正統記（皇極帝條）幷に二所太神宮例文（群書類從本）によるに、大鹿島命以來、鎌足の父御食子、幷に其子孫猶ほ連綿世襲し、意美麻の時、（文武天皇の時に當る）祭官の字を祭主に改めたりと云ふ、然るに、其子孫、數家に分れ、互に其内にて任に當りしが、南北朝の比より、一條岩出の二家、互に之に任じ、競爭の結果、吉田兼倶、伊勢神宮の本宮を、吉田に奪はむとせし際の如き、當時の祭主岩出秀忠の敵たる一條有直の如きは、兼倶に左袒せし事あり、（吉田兼倶謀計記）而して、秀忠以後、其子孫世襲して、京都に住し祭典の時のみ、伊勢に參向す、かくの如くにして、以て遂に明治維新に及べり、即ち、今の藤波子爵家是なり、（二所太神宮例文、幷に神宮故事類纂所藏本四姓系による）

されど、此間、亦一の記すべき事あり、即ち、秀忠より數へて七代目の友忠、祭主の時、罪ありて、承應二年閏六月、佐渡に流さる、因て、當時の大宮司大中臣朝臣定長、承應二年九月、祭主に補せり、（祭主職沙汰文上卷の同年七月定長の自賜上之を世に田中祭主と云ふ、而して、定長の後任に至りては、定長の養子兼長、（卜部後臣男）幷に大宮司河邊精長（キヨナガ）競望せしも、遂に許可なく、前々祭主友忠の子景忠、之に任せり、（四姓系、幷に祭主職沙汰文下に詳なり、）而して、景忠英邁、天和四年二月廿一日、昇殿を許され、堂上の列に入れり、是れ、藤波家が地下の官人より堂上に上りたる始なり、（四姓系）

祭主は、神宮の總官、宮司は次官にして、禰宜は宮司の下に屬する事は、古代の定例たりとの說あり、（祭主補任天治二年五月廿四日祭主公長の上書による、）而して、初め、神祇伯を兼ねしが、大寶令の後は、必ずしも神祇伯に任せられず、白川家神祇伯を世襲するに及びては、祭主は神祇大副、權大副を兼ぬるを以て、定例とせしもの、如し、（文、四姓系）

第四項 大宮司、少宮司、

宮司は、初め一人にして、大神宮司と稱し、孝德天皇の朝に、始めて之を置けり、（皇太神宮儀式帳、）其後、貞觀十二年八月十六日、更に一人を加へ、元慶五年八月廿六日、更に之を大宮司少宮司となし、（以上類聚三代格一の各同日の太政官符、）其後權大司、司代など、沿革一にあらず、神境紀談（附錄）下に

> 宮司は、孝德天皇御宇に、中臣（ノカ）香積連須氣（カヅミノムラジスケ）、始テ任シ玉ヘリ、離宮院ニ納ムル處ノ神稅ヲ領シ、諸神事ノ料物ヲ下行シ、

> 宮殿ノ御修理ヲ致スノ職ニシテ、離宮院ノ神政ヲ執務スルコトヲ、山田原ニ御厨ヲ造ラセ給ヒテヨリ、御厨ト號シ、又太神宮司トモ、大司トモ稱スル也、此後、大朽、村山、大家、津島、高良比、（タカラヒ）、摺宜、菅生等ノ諸氏ヲ、大宮司ニ補セラレシカ共、寶龜元年ニ中臣ノ比登（クニナリ）、此職ニ補セラレテヨリ後ハ、他姓（雖ニ他姓一中臣ノ支別也、）ヲ任セズシテ、中臣ノ氏人相續セリ、
>
> 又延曆五年ニ、野守ヲ任ジ、此時、任限ヲ六年ニ定メ玉フ、此後、善能アルハ、重任ナサシメ、雜意（ザフタイ）アルハ、任限ヲ待スシテ改替シ玉フト、例文ニ見エタリ、天安ノ頃迄ハ、大宮司一員ニテアレ共、貞觀十二年ニ、更ニ一員ヲ加ヘ置玉ヒテ、大宮司二人トナレリ、然トモ、二員互ニ爭論ニ及フコトアル故ニ、元慶五年ニ至テ、大少ノ員、幷ニ位階相當ヲ定玉ヒテ、大宮司正六位上ノ官、少宮司ハ正七位上ノ官タルベキ旨、三代實錄ニ載タリ、是ヲ例文ニテ考フレハ、貞觀十二年ニ加員セラレシ二人ノ大宮司ハ、有範ト澤松也、元慶五年ニ大少ノ員ヲ別ケ任セラレシニ、文道ヲ以テ始メラ權大司ニ任セラルト、中臣氏系譜、例文等ニモ見エタリ、然レトモ、延喜式ニ、大宮司一員、少宮司一員ト載テ、權大司ノ員アルコトヲ載ストイヘトモ、次ノ章ノ註ニ、若權司ヲ任ゼバト云フヲ以テ見レハ、任スルト任セサルト、時宜ニ仍（ヨ）ルニヤ

と云へり、河邊氏も、亦大中臣姓にして、安元二年、河邊通能なるものあり、少司に任じ、其子孫、往々、大司、權大司に任ずるものあり、足利時代に至りて、漸く勢力あり、氏長、則長の如き、數回重任し、遂に精長（キヨナガ）に至りて、其子孫世襲する事となれり、精長、諱は喜右衛門、承應二年九月十日、始めて大司に任じ、爾來山田松木に居住せし人なり、（太神宮二所例文、幷に四姓系、及び松木時雄氏所藏河邊系圖による、）是より前、權司、少司等は、皆既に絕ゆ、而して、祭主、神祇大副を兼ぬるに至り、大宮司は、大抵神祇少副を兼ぬるを以て例とせしもの、如し、內外神宮大法例（內宮神宮法例）に、『宮司、常に神宮（○禰宜を指す）の上に着といへども、職分格別也、神宮あへて宮司の支配に不預、宮中、宮山、幷（ヘイ）殿舍、末社等、宮司の支配下知にあらず』と云ひ、而して、祭主も、宮司も、正殿の階上に登るを得ず、其階上に登りて、神體に恐尽し奉るを得るは、獨り禰宜のみなりしと云ふ、

古代、神宮にては、特に宮司の政印と云ふものを重んじたるが如し、此印は、神宮雜事記に、天平十一年十二月廿三日、大神宮政印一面被ニ始置一也ト云々とありて、神宮の公文に押捺する印なり、詳なる事は、宮司印判沙汰文にあり、

第五項 大神主

大神主（オホカムヌシ）は、大神、今の宮地に御鎮座の時、大若子命を以て之に補せし以來、世襲せしが、其後、豐受大神奉祀の際、其御使を勤めし大佐佐命、兩宮の大神主となり、爾來、又之を世襲せしが、天武天皇の時、之を改めて、禰宜と爲せりと云ふ、（御鎮沙汰文、神鏡記中、禰宜補任、）

第六項 禰宜幷に權禰宜

禰宜の起原に關しては、內外宮の神官間に異說あり、先づ、內宮の說は、皇太神宮儀式帳、幷に二所太神宮例文によれば、皇太神宮、今の宮地に御鎮座の時、荒木田神主等の遠祖大鹿島命の孫天見通命、之に任せし以來、世襲すと稱す、而して、外宮所傳の說に至りては、度會一姓のもの、古代兩宮禰宜を勤めし由を說く、卽ち、御鎭沙汰文に載する所の外宮洞官等謹辨申（中略）の文の中に、天武天皇卽位元年壬申改ニ大神主一於禰宜一雖レ被レ始レ置執行職於兩宮一共以當氏○度會氏之遠祖也、持統天皇御宇卽位元年、丁亥、以ニ荒木田野守一被レ任ニ內宮禰宜一以降兩相並爲ニ禰宜一と見ゆ、又、神鏡紀談附錄下に、

兩宮ノ禰宜ハ、度會氏ノ遠祖大若子命ヲ始トメ、今ニ至テ、連綿セリ、大若子命ハ、天村雲命八世ノ孫也、大若子命六世ノ祖、天日別命、神武天皇ノ詔ヲ受テ、伊勢國ノ惡神ヲ討平ケ玉ヒシ功ニヨリ、伊勢國ヲ日別命ノ領地ニ下玉ヒテ、子孫世々國造トナリ玉フト、國造本紀、風土記等ニ見ヘタリ、垂仁天皇ノ御宇ニ、天照太神、伊勢ノ國ニ遷幸ナラセ玉フ時、大若子命、國造ナルニヨッテ、桑名ノ野代ノ宮ヨリ仕ヘ玉ヒテ、或ハ五十鈴川ノ宮處ヲ覓メ、或ハ安佐賀山ノ荒振神ヲ祭リ夷テ、今ノ五十鈴宮ニ鎭座ナラセ玉フ時、國造ハ元トノ如クニノ、大神主ヲ兼玉フト、世記ニ見ヘタリ、其後、雄略天皇御宇ニ、豐受太神ヲ、丹波、與佐宮ヨリ迎ヘ奉ル時、大若子命弟乙若子命五世ノ孫大佐々命ニ詔アッテ、今ノ外宮ニ

遷鎭奉レリ、是ヨリ、大佐々命、二宮ノ大神主職ヲ兼行ヒ玉フ、ソレヨリ、天智天皇ノ御宇迄、大佐々命ノ子孫、大神主ト稱ス、二宮ニ一人兼置レシニ、天武天皇ノ御宇ニ、大神主ヲ止メテ、始テ、二宮ニ二人ノ禰宜職ヲ置玉ヘリ、內宮ノ禰宜ヲ志已夫（コフ）ト云ヒ、乙若子命十世ノ孫也、外宮ノ禰宜ヲ兄虫（エシ）ト云ヒ、同十一世ノ孫也、共ニ度會氏ノ祖ニノ、禰宜ノ始是也、然ルニ、志已夫、子ナキニ仍テ度會郡ノ大領荒木田野守ヲ內宮ノ禰宜ニ補セラレシヨリ、二宮ノ禰宜、荒木田、度會ノ兩氏ニ相分レリト、永仁五年ノ注進狀ニ見ヘタリ、野守ハ、天見通命十八世ノ裔也、天見通命ノ十八世ノ孫伊己呂比（イコロヒ）命ノ女、宇多乃（ウタノ）大宇禰奈（ウヂナ）、天照太神、大和、宇多、秋、宮ニ遷幸ナラセ玉フ時、始テ仕奉リテ、大物忌トナレリ、大宇禰奈ノ弟大荒命モ、物忌トノ、同ク仕ヘ奉レリト、世記ニ見ヘタリ、是ヨリ、此子孫、或ハ物忌、或ハ內人ニ補セラレシニ、野守ニ至テ、始テ禰宜ニ任セリト、是モ永仁注進狀ニ載タリ、其後、禰宜職、御代々ニ加補セラレテ、後二條院ノ御宇ニ至テ、二宮各十員トナレリ、其次第、禰宜補任、重要集、例文等ニ見ヘタリ、（群言類從の二所太神宮例文に詳なり）

と見ゆる者是なり、而して、兩宮の正權禰宜の由緒は、德川幕府に、兩宮より提出せる、神宮法例（內宮神宮法例）に詳なり、今之を左に揭示すべし、內宮の事は、內外神宮大法例に云く

一禰宜十人、荒木田姓也、中川、薗田、井面（サヅラ）、藤波、澤田、世木、佐八を稱號とす、十員の禰宜に轉補せられ、御內昇殿して、神座に奉仕す、御鎭座の時、天見通命を、禰宜に定められてより、系統連綿し、當時の禰宜に至るまで、異姓を交へず、相承して、大小の祠官、數百人を統領す、昇進の次第は、初め權禰宜に補し、次に五位に叙し、次に禰宜闕あるとき、十禰宜に任し、次第に轉上して、一禰宜に昇る、呼て何神主、何禰宜と稱す、（一神主、二神主、一禰宜、二禰宜の類也、）一禰宜に轉昇する時、先、當宮の御政印と、正殿の御鍵（カギ）とを請（ウケ）預る、但し、御政印は、常に調御倉（シギノクラ）に納（當時調御會、是轉々間納二御機殿一）御鍵は忌館に納、一禰宜、當宮の廳務を管するを以、宮廳と號し、又祠官の長なる故に、官長と稱し、長官と呼、

一重代權官、井面、薗田、澤田、藤波、中川、世木、佐八の七號、凡三十家、（此餘、稱號、古名、荒木田姓にして、則十員禰宜に轉補の代數多有、）家也、天見通命の正統連綿し來るを以、重代家と云、又當宮の御事をさして、古來神宮と稱し、禰宜是を衛護し奉て、祭禮、

廳務、宮中の諸雜事、管掌（ツカサドル）る故に、神宮家と名く、六位權禰宜を經て、從下の五位より、正上の四位にいたる、

一地下權任、林、榎倉、堤、松尾、岡田、坂、孫福、中西、櫻、横地、二見、村山、尾崎、原、岩井田、下津、馬瀬、宇治、太田、河井、高田、山本、凡五十餘家、共に荒木田の姓也、六位權禰宜より、四位迄昇進の次第、重代權官に同じ、

と、又、外宮の事は、內外神宮大法例外宮神宮法例に云く、

一禰宜十人、

度會姓にて、檜垣、松木、宮後（ノチ）、河崎、久志本、佐久目の稱號有、天御中主尊の後、神皇產尊の六世天牟羅雲（アメノムラクモ）命の後胤正統なり、御鎭座の時、天牟羅雲命の後裔、大佐佐命、奉仕す、此時、大神主と云、天武天皇の御時、大神主を禰宜と改め稱せらる、此後運綿して、今に禰宜十人村上天皇の御時、二員を補せられ、其後御代代加補有て、後二條院の御宇、十員を補せらる、此後運綿して、今に禰宜十人有、大佐々命より當一禰宜に到り、百十六代なり、一禰宜は、大小の祠官數百人の統領故、官長とも、長官共云、○中略御鎭座以來、千二百六十二年、宮中、宮御山、神宮掌（アヅカ）りにて、一禰宜支配す、又地下、神人、物忌以上、諸神役人に下知し、職位、裝束等も、古法を守、新規無（ナ）之樣に下知し、惣而、御宮の事、一禰宜支配にあらずと云事なし、

一重代權官

檜垣、松木、宮後、河崎、久志本、佐久目の稱號、凡三十家にて、神宮とも、重代家共、譜第とも云、又、權官共云、正員の禰宜には、此重代家より轉（ウツ）する也、天牟羅雲命の子孫、度會姓にて、初、六位の權禰宜に補し、叙爵を申、正四位上まで昇進し年中（ノ）神事、禰宜に隨ひて相勤、又、權官の上首を權（ノ）一座、權（ノ）二座と云、遷宮の時、東西相殿の奉戴とす、自餘の權官にも、內昇殿の職役有、凡、權禰宜に二等有て、正員の禰宜に轉補するを權官と云、正員に不（ズ）補家を地下權任（アヒヅ）と云、

一地下權任

橋村、中山、廣田、中西、村山、松尾、上部、福島、福井、龜田、世木、二見、市場、森、粟野、藤原、藤本、藤波、矢野、高田、河井、出口、一志、原、黒瀨、橋爪、春木、有汪、足代の稱號、凡八十餘家、度會姓にて權禰宜に補し、叙爵申（ノ）、正四位上迄昇進す、若（シ）次

男有て、父の家を者つ者は、子孫に到迄、任叙子細なし、又、異姓の家の養子と成る者、實父の稱號を用る時は、解任に不（ズ）及、是を一代權任と云、子孫有といへども、任叙の限に非ず、此權任は、正員禰宜に補する事不（ズ）成と、故に、所謂權官權禰宜の如きは、一時に數百人ありし事あり、權禰宜孝証、宮川日記、

第七項　廳舍

兩宮の廳舍は、兩宮の行政事務所にして、一の禰宜家の政所、公文所と、相對するものなり、神境紀談三に外宮の廳舍は、儀式帳に、御酒殿一院ノ內に務所（ツカサドノ）廳一間と載せし事ナル、ノ執（ト）行ヒヲナシ、其餘、年中ノ諸祭禮々（ノ）務ヲ皆執（ト）行フ所ナリ、凡神宮に衆議裁判スルコト有ルヲ廳裁ト云と、又は神領郡縣祠官職掌人等へ下知スルノ下文ヲ廳宣ト云フナリ、此舍に就テ、衆議決定スルノ例故に然（カ）云フナリとあり、又神境紀談四に內宮の廳舍は、儀式帳に、酒殿一院ノ內、務所（ツカサドノ）廳一間と書セルモノ是ナリ、大略外宮ノ廳舍ノ下に云所ノ如し、中頃斷絶に及ヒケルヲ、慶安年中公儀ヨリ再興シタマヘリとある是なり、

文書に廳宣の實例あり、

而して、其神宮の事に關する衆議の結果を裁否するは、長官の權にして、廳宣は、長官の名を以て之を宣布するなり、伊勢宮沙汰文參古

第八項　政所、公文所、家司、

兩宮の長官は、各、政所（マンドコロ）、公文所（クモン）、家司（ケイシ）の三職を設きて、其職掌に關する一切の事務を處辨せしむ、其起原は、明ならざれど、公文職一件に、覺書として、

一公文所之儀、上代、何れの時分より、相定り申候哉、其最初之子細者、記文に見當り不（ズ）申候、公文所務方之行事者、年中行事記に載申候通に御座候、此年中行事記者、從二上古一相勤（ツトメ）來候神事、次第を、建久三年に、書留申候記文に而御座候、建久三年より、當正德四年迄者、五百二十三年に罷成申候御事、

とあるにて、略ぼ其一班を知るべく、而して、此三職の職務は內外神宮大法例內宮神宮法例に記する所の如くなり、即ち、

一政所一人、神宮の廳務を承り、又、本宮の大御田を預、且、御園、御厨等の調貢を檢知す、叙爵に闕りて、權禰宜を帶し、大内人を兼、（准二神宮家一）

一公文所三人、注進狀、廳宣、補任等の類、すべて文書を認め、本宮の御政印を行ふ事を勤ごす、叙爵、權禰宜に任ず、（准二神宮家一）

一家司一人、宮廳の雜事を掌る、叙爵權禰宜也、（准二神宮家一）

外宮も亦同一なり、

第九項　内人、宮掌、

神境紀談附錄下に

内宮内人ノ始ヲ考ルニ、（中略）天照大神、伊勢ニ御遷幸有シ時ニ、猿田彦大神ノ裔、宇治土公（ウヂトコ）祖、大田命、倭姫命ニ逢玉ヒヲ、猿田彦大神ヨリ、敬ヒ祭リ玉フ靈物ヲ献シ玉ヘリ、其後裔、宇治大内人ノ職ニ補シ來ルナルベシ、儀式帳ニ、大内人三人、宇治大内人無位宇治土公、磯部小継、内人外八位上荒木田神主家守、内人無位神主廣川ト載タリ、今モ、玉串大内人、宇治土公、昔代連綿ノ玉串大内人職、勤仕ノ、猿田彦大神ノ後孫也ト云傳フ、是大内人三人ノ上首、宇治大内人ナルベシ、其餘ノ大内人ト云者、今ハ絶タリ、（中略）一說ニ、同儀式帳ニ、御馬飼内人外從七位上磯部清人、右二人アルヲ以テミレハ、元御厩飼二人アルヲ、今一人ノ姓名ヲ脫セルナラン、然レハ、小内人總テ八人也、別宮ノ内人（加二月讀宮御巫一）五人ヲ加ヘテ、十三人ニ都合セリト云ヘリ、延喜式ニハ、大内人四人、小内人九人、別宮内人各二人ト載タリ、

とありて、神宮の古昔たる両宮の儀式帳を始め、二所太神宮例文、皇太神宮年中行事、其他内宮外宮の記錄に徵するに、外宮玉串大内人、番檢大内人、内宮宮掌（クジヤウ）玉串大内人、荒祭宮宮掌内人、櫛宮掌内人、玉串内人、（玉串の事を掌る）祇承宮掌大内人、御巫（ミカンナギ）内人、忌鍛冶（イカヅチ）内人などありて、大宮掌、小内人等の名稱も散見して、其職掌沿革、古代のことは、十分に明ならず、之に就きては、古く、宮掌大内人考と云ふ寫本ありて、此書に、『右儀式帳に所載之大内人之職分を見候はゝ、三句の御番を勤候事、專要に見え申候』と見え、次に、又、『異姓の大内人は、神役も無之樣に、百四五十年來は成來候へ共、根本、宮掌大内人之

勤役は、儀式帳の大内人の神役を勤むる事と被存候事』とあり、分明なり、而して、内人の名義に就きては、玉勝間四の卷に、内臣、内兵、内物部等の内の意義の如く、大神宮に、特に親しく仕へ奉る義ならむとあり、御巫系は、歸正抄に、奈久佐濱にて、紀伊國造舍人紀麿良云々の舍人と云ふことが、後世の内人の起原ならむと云へり、即ち、内人は、内舍人の略稱にて、宮内に近侍する刀禰（トヂ）なりと云へり、

第十項　大物忌、物忌父、館母、副姫

内宮の大物忌（オホモノイミ）は、延暦奏上の皇太神宮儀式帳に、大神、今の宮地に御鎭座の時、天見通命の孫川姫命を以て、大物忌に任せしを始めとすとあり、但し、是には、異說あれど、儀式帳の說を正しとすべし、寶殿の開閉、御饌の供進等に、仕へ奉るものにて、其後、外宮（外宮物忌の事、御鎭座傳記にあり、）別宮等、皆之あり、何れも、少女又は未婚のものを擇みし如し、（神境紀談附錄下、）延暦の儀式帳には、内宮及び其別宮に、大物忌以下、物忌すべて十三人ありて、御酒を燒き、神酒を醸し、御土器を造る等の事を掌りしものゝ如し、延喜大神宮式も、大同小異にて、物忌九人、父九人なりとの事を記せり、物忌、父と云ふは、少女の助役にして、年長の男子なり、而して、外宮物忌職考証には、昔は、内宮の御饌も、外宮にて、物忌之を調へて、内宮に運ひしに、神龜六年、途中に穢ありしより、外宮に、御饌殿（ミケデン）を設け、此處に於て、両大神の、朝夕の御饌を奉る事と爲れりとの旨を記せり、外宮の物忌は、延喜式度會の條には、物忌六人、父六人とあり、德川時代の事は、内外宮大法例に詳にして、内宮には、物忌の童女一人、母良（モラ）一人、物忌、父九人、副、物忌、父三人、外宮には、子良（コラ）一人、物忌父九人、副七人あり、子良とは、即ち童女の義にして、此名稱は、古くよりありしものと見ゆ、既に足利時代に成りたるものに、子良、館の記など云ふものあり、又、男子の物忌を内宮にては、三色物忌、子良役人などと云へり、（公文職一件、）

又、母良は、子良を監督するものにて、一に、舘母、又は副、嫗と稱し、舘母は之をオモラと訓し、副嫗は之をソヒノウバと訓す、共に老女なり、而して、すべて、大物忌以下、此等のものゝ參集する所を、子良の館（タチ）と稱したり、（神境紀談附錄下、内外宮大法例内宮の條、現時の神樂殿に奉仕する巫女は、實に、此制度に本づけるものなり、

第十一項　詔刀師、并に御師、大夫、

詔刀師、及び、御師の事は、内外宮師職の爭、并に本論第一章に詳なれば、今之を略す、而して、御師を大夫と云ふ事は、松の落葉の一の巻によれば、公式令を引きて、大夫とは、朝廷にて、重き官位の人をいふ稱なるが故に、神官を尊びし號ならむとある、

第十二項　雜人

内宮に宮人あり、掃除其他の雜務に服す、宮引あり、旅人の案内を爲す、外宮に、宮人五十餘家あり、其職内宮の宮人に同し、

第十三項　神宮御領に於ける古代地方制度

神領の政治は、既に前章略述する所の如し、而して、大化以後、國司の時代に至りては、宮司、專ら政治の事に任じ、後、更に種々の沿革を經て、其官衙、官吏の種類、員數、一々枚擧に遑あらず、今神封職役類聚によりて、其官衙官吏の種類所屬等を示す事、左の如し、

神封職役類聚（井坂太郎左衛門著）

宮司	大司	權大司
	少司	主典 政所 日代兄部
		權主典 政所 日代 詔刀師
		卜部 詔刀師
		案主
		司掌 人五
郡司	大領 郡務使	權大領
		擬大領
	少領	主政
		主帳
	檢校	政所 專當
鄉司	惣刀禰	大刀禰
		中刀禰
		小刀禰
	鄉司	鄉長 專當 預
		公文
村司	惣刀禰	刀禰
	村司	
	惣追捕使	預
		公文

神戸	神戸司 神戸納所司	鎰取
		厨女
		行事
	神戸預	判官代
	御神酒預	總頭
	御神酒鎰取	雜掌
	政所	奉行
	公文	
	刀禰	
	惣檢校	
	檢校	
	鄉長	
	庤禰宜	
	四度使	
	惣追捕使	
	山預	
	目代	
御杣		
御牧		
兵士	物部	
	兵杖	
	兵士	
三方山田	坂方 神役人 年寄 長	
	須原方 老方 宿老 名長	
	岩淵方	
六鄉宇治	楠部 神役人 地下年寄 地下長	
	一宇田	
	鹿海	
	岩井田	
	岡田	
	中村	

神戸司	權專當	
	奉行人長	
	鎰取 職事	
	驛專當	
	檢非違使	
	擬檢非違使	
	惣追捕使	
	官符追捕使	
	追捕使	
	權追捕使	
御厨司	御厨司 御厨下司	
	御厨預	
	惣檢校 檢校	
	案主	
	惣追捕使	
	刀禰	
	雜掌	
	代官	
御薗司	御薗別當	
	御薗司	
	御薗預	
	檢校	
	雜掌	
保司	拒捍使	
	雜掌	
奉仕兵士		
明德以來山田神役人		
明德以來宇治神役人		
御厨		
御薗		
保	保司	
	公文	

第十四項　山田奉行

武家系圖、奉行職傳系に、豐臣時代の山田奉行は、織田信雄、町野秀滿、羽柴雄勝、木村重成、古田吉勝とあり、德川時代の始は、長野內藏允友長、日向半兵衛、水谷九右衛門、山岡圖書、中川半左衛門等にして、山田奉行代數記には、長野內藏は、慶長八年就任せり、宇治昔語に、山田奉行の始を、寛永八年花房志摩守とし、而して、又、諸雜例非近例三の巻山田御奉行發端之事の條には

一御神領之義は、元來御奉行無之、御朱印之御趣を以、三方、公事裁許仕、諸法度申附候 古格ニ有之候處、長袖之我許、難及力義共有之、元和九年、御上洛之砌、京都へ、三方共罷出、山田御奉行之儀奉願上、翌寛永元年、江戸御表へ、參面を以御伺申上候處、頓而可被仰出旨、酒井雅樂頭樣、土井大炊頭樣、非上主計頭樣、永井信濃守樣、御連判之御奉書被成下候、同八年、花房志摩守樣、初而御下向、已後連綿仕候、仍而奉稱山田御奉行と御事ニ候、右之由緒を以、御奉行所、御交代御初入之度々、御祝詞申上候砌、最初、三方老分三人罷出、御太刀馬代拾貫文差上御禮申上、其後、一統御祝詞申上候節も、席順ニ相勤候事、

とあるは、恐くは、一定の制度として、山田奉行の名の定りし時を云ふならむ、而して山田奉行設置の目的は一には神宮神官監視の爲なりしが如し、

第十五項　宇治山田の年寄

王朝の時は、則ち、當時の鄕司たる刀禰職のもの宇治山田の自治機關に當りしが、近世は、宇治は之を六鄕に分ち、山田は之を三方に分ち、會合所と稱する自治機關の公署ありて、年寄と稱する世襲の議員合議制を以て、町務を處辨する規定なりしが如し、其狀況、大約左の如し、

明和以前の著に係る、姓不詳延經の宇治昔語に、『年寄家と言は、五十人餘、二鄕町々散在居住なり、此內より出勤有て、宇治二鄕、下四鄕之預り成敗を被申家々也、尤會合年寄と云は此家にて、宇治六坊有之、所謂法樂舍、明王院、淸水寺、地藏院、成願寺、大日坊なり、一坊に八人づゝ肝煎有之、六八四十八人の年寄家肝煎なり、外宮略中廿四家に極り居由』とあり、又、神境雜例一に、『刀禰ノ稱號ハ、延曆儀式帳ニモ見エテ、至テ古シ、今ノ世ノ三方年寄等ノ勤ハ、往昔ノ刀禰職ノナゴリナリ、明德應永ノ比ノ忩劇ヨリ、刀禰職ニ補任スルコモ絕エキテ、永享ノ頃ヨリハ、神役人ト稱シテ、補任モカケズ、其勤ムベキ家格ノ者、鄕務ヲ私ニ勤シコ、流例トナリテ、須原方、阪方、岩淵方神役人、或長宿老、三方年寄ナドト、次第々々ニ稱號モ移リ來ル也、補任ノ案ノ如ク、惣刀禰ハ、捧ニ款狀ニ其職ニ任シ、小刀禰ニ至テハ、款狀ノコトハナク、祭主ノ補任ヲ請ヒ、神役公役ヲ勤シナリ、此刀禰職ハ、權任、異姓、共ニ任シテ、大宮司禰宜ニ隨ヒ、神事ニモアヅカリ、又鄕務ヲ知ルコモ、今ノ三方年寄ナドノ勤ト見エタリ、沽券文等ニ、加ニ証署一コモ、時代ノ沿革ニテ、今ハ、只、所、屋敷、田畑等、賣買ノ時ハ、双方町表へ屆出、其町年寄相調、子細聞屆ノ上、賣主買主ノ印形ヲトルコトニナリシナリ、略中延元時代マテ、祠官一統無ニ差別一神人ト稱セシヲ、其後權任家ノ三神人ト唱ヘ、異姓家ヲ神役人ト稱セリ、故ニ、三方年寄家ハ、悉異姓也、權任家ノ三方年寄ニ加リタルハ、永祿天正ノ頃ナリ、慶長ヨリハ、神役人モ、三方、年寄ト、二段ニ別レタリ、』とあり、又、諸例綱目集成一の三方會合所と唱候事の條に、『發端之儀、年久敷事故、委細に難ニ相分一候、往古は人家も至て少分之事にて、當時之市中、須原方、坂方、岩淵方と、三ケ所に相分り、須原方、坂方、岩淵方、北端所は市中十二鄕に相分候得共、上中下と三組に相分、町火消の壯も三本有之候、全往古三ケ所に相分候餘風相殘り、當時も三組に相成候事に候得ば、上組は須原方、中組は坂方、下組は岩淵方と相心得候て可レ然歟右三方の長共寄合、公事裁許場を、三方會合所と唱來候、御朱印に御書記被ニ成下一候外宮年寄共と有之候は、則三方年寄と稱し候儀を、何の頃より歟、年寄と申儀唱失ひ、三方と而已稱し來候、御朱印 御改に付、參府の節、於ニ彼御表一差上候手目錄ゐは、今以山田三方年寄と相認候事』とあり、尙ほ之に關する事は多少調査してあれど此には之を略す、

第八章　現時に於ける神宮諸官衙

第一一項　神宮司廳

維新の後、兩宮に屬する舊來の諸官廳を廢し、離宮院の大神宮司廳院の名稱を繼承して、本廳を設置せしものにして、初め、

其官舍は、明治五年四月以來は、宮橋家即ち今の祭主官舍にありしが、二十二年九月、本宮一の鳥居口に移し、三十一年五月燒失後、再び祭主官舍に移轉せしが、三十六年一月、現時の浦田町に新築、工成りて移轉せり、

明治二十九年、勅令第三百七十一號を以て、神宮司廳官制の公布あり、其後、三十三年、勅令第三百七十六號を以て、從前、宮司とありしを、大宮司に改め、權宮司とありしを、少宮司と改め、禰宜三人を十人と改め、權禰宜七人を二十人と改め、從前の主典を全廢せり、而して、其現時の制は、陛下の大御手代（オホミテシロ）として、祭主（サイシュ）一人を置き、神宮に奉齋し、祭事を管理するものとなし、皇族を以て之に任じ、其待遇は親任官となす、但し、公爵を以て之に任する事あり、次に、大宮司一人、勅任又は奏任とし、祭主の命を受けて、祭祀に奉仕し諫辭（ノリト）を奏讀し、內務大臣の指揮監督を受けて、所部の職員を統督し、廳中の事務を管理す、少宮司は之を奏任とし、大宮司を佐けて、祭祀に奉仕し、廳中の事務を整理す、且、大宮司事故あるときは、其事務を代理す、禰宜は之を奏任とし、大宮司又は少宮司の命を受けて、神前に祇候し、神膳（シンゼン）を供撤（クサゲ）し、殿內一切の事を辨じ、廳中の庶務に從事するものとす、而して、內外宮共に如何なる變事に會するも、其殿上に昇るを得るものは、禰宜以上たらざるを得ざるを以て、其任甚だ輕からず、權禰宜は、之を判任とし、上官の指揮を受けて、御饌（ミケ）を調理し、其他、祭事、及び庶務に從事す、宮掌（クジョウ）は之を判任とし、上官の指揮を受けて、祭事及び庶務に從事するものとす、此他に、雇員を出仕（シュツシ）と稱し、其數現時三十五人あり、而して、廳中を、宮司官房、及び、儀式、齋宿、庶務、會計の一房四課に分ち、以て事務を分掌す、宮司官房は、秘密に關する事項、御眞影に關する事項、職員の任命、進退、官印廳印の管守等に任す、主事一人之に長たり（目下主事熊谷小太郎）儀式課は、祭事幷に祭典儀式に關する考証等の事に任じ、課長一人之に長たり（目下課長野月謙陸）齋宿課は、兩宮の御綸（ミクシ）、御匙（ミクシ）、宮中の宿衛、御饌、正式參拜等の事を掌る、（目下課長木村眞吉）庶務課は寶物、曆、統計、術生、宮域內及び廳中の取締、神宮文庫、其他文書、圖書、土木に關する事を掌る（課長熊谷小太郎）會計課は收支用度の事を掌る（課長山田岩次郎）

第二二項　祭主及び大少宮司

祭主

近衛忠房　明治四年正月廿九日任　明治六年七月十六日薨

三條西季知　明治七年一月十三日任　明治八年七月十二日免

朝彥親王　明治八年七月十二日宣下　明治二十四年十月廿九日薨去

有栖川熾仁親王　明治二十四年十二月三十日宣下　明治二十八年一月廿四日薨去

邦憲王　明治二十八年二月宣下

大宮司

北小路隨光　明治四年　月　日任　明治六年一月九日免

本莊宗秀　明治六年一月九日任　明治六年十一月廿九日卒

田中賴庸　明治七年一月十三日任　明治十五年一月廿三日免

鹿島則文　明治十七年四月二日任　明治三十一年六月廿七日免

冷泉爲紀　明治三十一年六月廿七日任　明治三十八年十一月廿四日薨

三室戶和光　明治三十八年十二月九日任

少宮司

藤堂高泰　明治四年八月　任　明治五年七月十八日免

浦田長民　明治五年七月　日任　明治十年十二月八日官制改革により禰宜補任

藤岡好古　明治十五年二月十五日任　明治十八年八月廿六日免

福原公亮　明治廿一年十一月三十日任　明治廿六年十月廿八日免

岡部讓　明治廿七年四月五日任　明治三十一年六月廿七日免

桑原芳樹　明治三十一年十二月二十日任

第一項三　現祭主宮參向の狀況

現祭主宮は、平素は京都の本邸に渡らせ給ひ、神宮大祭の時のみ參向ありて、宇治浦田町なる祭主官舍に入らせ給ふ、此官舍は、即ち慶光院の舊蹟にして、天正年間の建築に係り、維新後一時之を神宮司廳とせしが、明治廿三年、司廳新築の後、祭主官舍に充つる事となれり、

祭主參向の時は、神宮司廳、神部署、神宮皇學館を主として、宇治山田市内に在住する各官衙の官吏、幷に神宮皇學館學生悉く之が奉送迎をなす、而して、參向の翌日、特に古例により、神宮司廳、神部署、神宮皇學館の職員を、官舍に召して、酒肴を下賜せられ、殿下、御手づから杯を諸員に賜はる、其式甚だ古風にして、神宮所在地ならざれば、今日殆ど見るを得ざる事に屬す、

第一項四　衛士

衛士は、兩宮の域内を守衛するものにて、明治三十一年、勅令第百八十九號を以て、衛士長、衛士副長、幷に衛士に關する件を公布せらる、同三十三年、勅令第三百七十七號によりて修正せられ現時は、衛士長一人、衛士副長二人、衛士四十人あり、大宮司の所轄に屬す、而して、其服裝、略ぼ皇宮警視に似たり、而して、現時の神宮衛士の濫觴は、古代に於ける、神領の檢非違使の類にて、德川時代にありては、祭典の時のみ、山田奉行より、與力、同心等、出張して、警衛の任に當れり、維新後、別に著しき制度なかりしが、二十七八年の戰役後、議ありて、遂に、現時の制度を生み出すに至れるなり、

第二項　神部署

第一款　本署の起原、幷に組織、

本署は、明治三十三年、勅令第三百七十四號を以て置かれたるものにして、神宮大宮司の監督に屬し、大麻曆の製造頒布、及び臣民の奉賽に關する事を掌り、署長一人、奏任待遇、神部二人、奏任待遇、神部補十四人、判任待遇、外に雇員數十人あり

而して、創始以來の署長は、高山昇、益頭藤四郎の二氏を經て、今木村春太郎氏之に任ず、

神部署には、第一課と第二課とありて、第一課は宇治町の入口なる牛谷坂上の本署にありて、種々の大麻、守札類の調製、曆の製造、其他神宮奉賽に係る諸事項の往復事務等を取扱ひ、第二課は、皇大神宮の神樂殿に在りて、兩宮の神樂、及び守札授與に係る事務を取扱ふ、是等の事務は、從前神宮司廳にて取扱ひたるものなるも、司廳は、國家に關する禮典を專務するものなるが故に、大麻及び曆を製造して、人民に頒布するとか、神樂、御饌、其他の金品を、神宮に献ずる者あるとか、守札を請けむとする者あるなど、人民に關する一切の奉賽事項をば、混合せざるを可とすべしとの議ありて、別に、神部署を設立して、之を掌理せしむるとせられたる者なり、

第二款　御神樂及び御饌

御神樂は、蓋し、古く、足利時代の頃より始り、維新前は、師職の自邸にて奏行せしが、維新後に至りては、舊師職廢せられ、神宮御域内へ、祈禱所即ち今の神樂殿を建て、茲にて行はるゝことゝなり、嚴肅優雅のものとなれり、樂人、樂を奏し、倭舞を演奏す、舞は、十三歳以下の月經未通の女兒より成る所の巫女數名出でゝ之を勤む、

御饌を供するとも、是れ亦維新前は、内玉垣御門の下にて奠供を取扱ひしも、是は、通常人の進入すべからざる筈の處にて、畏多きとなれば、明治以後は、御神樂と共に神樂殿にて取扱はるゝことなれり、

第三款　宇治山田市に於ける教會及び講社

御神樂、御饌等の奉奏奠は、自ら神宮神樂殿に請ふ時は、たとひ遠國より郵便にて出願するも、同樣に取扱ひ、其授與すべき物は、神樂殿より、直に小包にて送附せらるべし、然るに、宇治山田市に、神宮何々教會、何々講社など稱して、會員を募集し御神樂を勸め、御饌奉納を强ふるものあり、是等は神宮司廳幷に、神部署には、何等の關係を有せざるものなれば注意すべし、

第三項　兩宮參集所

是れ、即ち、祭典の際、神官の參籠して、潔齋する所にして、兩宮共に神域内に在り、

第四項 兩宮神樂殿

是れ、即ち、臣民の御神樂又は御饌を奉進する所にして、共に神域内に在り、

第五項 撤下御物陳列所

撤下御物陳列所は、初め、内宮の說敎所なりし時雅館内に、兩宮の御神寶の撤下せられたる御物を陳列せしを、其濫觴とす、其後、神苑會の請によりて、二見浦資日館に御物を陳列せしが、三十六年、古市町の東方、倉田山なる徵古館の東隣に新築して、之を移轉せり、而して、其拜觀の規定は、明治三十四年達第二十五號にて規定せられ、現時は、相等の身分を有するもの、若くは學校職員、若くは學校生徒の團体、赤十字社、愛國婦人會、神苑會等、公益團体の會員は、其拜觀を許可する例なり、

第六項 神宮に於ける敎育事業、幷に其諸官衙、

第一款 神宮皇學館

本館は、明治十五年四月、神宮祭主朝彦親王殿下の令旨によりて、神宮祠官をして、皇學を研究せしめむが爲に、林崎文庫内に設置せられたるを以て、創始とす、明治十六年五月、神宮權宮司藤岡好古等、令旨を奉じて、之を擴張し、内務省の認可を受け、學科を、下等、中等、上等の三級に分ち、將來神宮祠官に充つべき人材を養成せむことを計る、明治十八年一月、宮司鹿島則文、規則を改正し、尋て、又、同二十年四月、更に規則を改正し、尋常科は、專ら普通學を修めしめ、之を卒業したるものを以て、高等科に入學せしむることとなし、尋常科の修學年限を四ケ年とす、仝十月、宇治浦田町に校舍を新築し、此に移轉す、明治二十三年の改正を以て、尋常科を豫科と改め、修業年限を一ケ年とし、高等科を本科と改め、其修業年限を四ケ年とし、同二十六年に至りて、別に又專科を置き、二十九年に至りて專科の修業年限を二ケ年となせり、其後數回の改正あり、明治三十三年二月十八日、祭主賀陽宮殿下參臨、令旨を賜はる、同五月、御眞影幷に敎育に關する勅語謄本を下賜せらる、明治三十五年二月、勅令第二十八號神職任用令を發布せられ、本

科卒業生は、奏任待遇の神職に、專科卒業生は判任待遇の神職に、試驗を要せずして、任用せらるゝ事を得べき旨、規定せらる、同三十六年八月、勅令第百三十號を以て、神宮皇學館官制を發布せられ、始めて内務省所管の官立專門學校と爲り、學館の性質、是に於て定まる、而して、本館卒業生は、明治三十六年十二月十日、文部大臣の指定により、師範學校、中學校、高等女學校の國語漢文科、及び歷史科に就き、無試驗檢定を受くる事を得ることとなれり、現時、館長は少宮司の兼任にして、敎授奏任十人、助敎授判任十人あり、而して本科は、全國に於ける尋常中學の卒業生を、撰拔試驗を以て入學せしむる例なり、

第二款 神宮文庫、附、豐宮崎文庫、

神宮文庫は、即ち舊林崎文庫を改稱せしものなり、林崎文庫は、宇治の南端鼓ヶ岳の山麓にありて、其創立は詳ならずと雖も、貞享三年、幕府金を賜ひて修繕せしめし事あり、天明中、荒木田神主、蓬萊尙賢等、書庫の外に、講堂塾舍等を建築せし事あり、藏書は、大抵、京阪其他の學者豪富等の寄附に係り、珍籍奇書尠なからず、域内に、本居宣長、柴邦彥等の撰に成れる文庫の碑文あり、明治四十年の春、神宮司廳、此文庫を、五十鈴川の東岸館町に移して、公開し、汎く公衆の閱覽を許せり、豐宮崎文庫は、外宮の東、岡本町に在り、慶安元年、度會神主出口延佳等、衆庶に寄附金を募りて、創建せし所にして、外宮神官子弟の修學の校舍たりき、時に、此事、朝廷に聞ゆ、延佳等、榮爵に叙せられたりしは、我朝廷、文學を重んずるの旨趣に出づと雖も、抑も、亦、神官子弟をして、修學せしむる事は、我國體に稗補する所少なからざるを以ての故に出づるに出らずんばあらざるなり、萬治三年、幕府、修繕費として、米二十石の采知を寄附し、隨て、縉紳の家、亦皆競うて珍籍奇書を贈致せしかば、世間稀有の珍書古器、集るもの亦少なからず、此時、書庫の傍に、講堂、學舍、數宇を設け、室直清、貝原篤信、伊藤長胤、非澤長秀、谷重遠、大塩平八郎、藤森大雅等、此に來りて講演せし事あり、明治十一年火災に罹りしも、幸にして、書籍は其災を免れたり、

今、神宮文庫の所藏は、圖書合計大約五萬一千冊にして、豐宮崎文庫の所藏は、圖書大約二萬六七千冊なりと云ふ、其内、神宮文庫にて著名なるものは、大凡左の如し、

玉篇巻第二十二、顧野王著、奥書に、延喜四年正月十五日收爲典藥頭宅書とありて、捺印あり、淺紙表裝大形卷物なり、背面に種宜譜圖帳を寫し込めり。 一巻

兩宮御鎭座古曆、貞享元年、保井算哲源春海、自書奉納、大形卷物、 一冊

歷代帝王編年互見之圖、寛永版、貞享二年、安田春泉奉納、同人自筆の奥書あり、內宮文庫の捺印あり、 一冊

日本書紀曆考、貞享二年、保井算哲源春海自書、內宮文殿に奉納、 一冊

日本書紀曆考、臨二經筵之間一寄進焉、于レ時元祿五年正月日、保井順源春海自二筆之一、謹奉二內宮文庫一（林崎文庫の將名）の捺印あり、古今交蝕考附、 一冊

天文瓊統、元祿十一年歲次戊寅春正月日、保井算哲源春海自筆、 八冊

吉見宅地書庫記、寶曆八年寫、大形本、此記によるに、幸和は、垂加翁の弟子正親町公通公の弟子なり、 一冊

文選、六臣註、慶長十二年活版、 三十一冊

年中行事繪卷 五巻

源氏物語繪卷 一巻

色紙形手鑑 一帖

法曹至要抄 古寫、永仁寫歟 一冊

蘇氏印畧 原版支那、帙入、 四冊

管絃音義 乾元寫、高孟彪奉納、 一冊

商標帖 德川時代の分 一帖

豐宮崎文庫にて著名なるものは、第一古文尙書古寫本十三卷なり、此書は、袁古止点、反点、送り假名ありて、每卷の末に、奥書あり、貞享元年、島原城主の寄進せし所にして、天下著名の珍書なり、今左に若干の奥書を示すべし、

本奥云、正應二年、鴻臚三日、蒙二顧問之仰一、課二頑愚之拙一、早終二校點之功一、忝レ授二秘諱之說一而已、

書博士 淸原敦有、

正和第一曆大呂二十五日、以二家祕說一授二申生德少人一既畢、

明經得業生花押、

○二の卷の奥書に淸原長隆とあり、

本奥云

仁平元年六月廿五日、申剋、以二少納言入道摺本之釋文一見合了、池州之御時、以二古本幷唐本釋文一所レ被レ付二音義一也、然而依レ有二不審事一、惣所レ校二合古本勘物一、雖レ有二委細事付一、今委二之摺本一合レ点畢、不レ載二摺本勘物付レ綸一、

應保二年四月廿六日見二合或古本一了、

仲書江家之證本也、披合之處、其可レ取之事有レ數、仍一部所二校合一也、

建保六年七月九日、授二仲光一了、在二御印一、

建長第八曆晚春十一日書點了、至二此書一者、以二摺本一書二寫之一、以二古本一校二點之一、凡虞夏商周書者、壁中書本、淼古之遺字也、雖レ然改二古字一爲二今字一、

唐本又如レ此、北上

高倉上皇御讀之本、又如レ此歟、當家尤可レ用レ之哉、但古字之体一向不レ可レ失レ之、仍本用二今字一、傍附二古字一者也、

一部十三卷、五十八ヶ篇、雖レ爲二一字半字一、不レ借二他人之手一、偏至二墨點朱點一、皆用二自身之功一、子々孫々、深藏二匱內一兮、不レ出二閫外一也、淸原

正和第三曆孟夏初五日、以二家之秘說一授二申生德才子一、以二十一代之學業一絲二十三卷之點訓一、當時希有者也、

明經得業生 淸原長隆

古文尙書、合部十三卷、花園帝正和年中、明經得業生淸原長隆、以二家之秘說一所レ加二訓點一也、手書曰、以二十一代之學業一絲二十三卷之點訓一、當時希有者也、且宋書所レ謂少納言入道者、藤原信西也、所レ謂魏州者助教直講定康乎、淸原世々傳二授祕本一、明々昭々、余偶得レ之、珍藏有レ年、於今以レ爲二希代之物一、奉レ納二勢州

大神宮文庫一、而貽二萬世洪寶一、表二方寸微忱一也、唯冀

神之鑒永垂二鑑照一、護敗二一諾一、以爲二後證一、

貞享元年甲子夏四月上旬

島原城主從四位下主殿頭源忠房

右の外、大塩平八郎の自署ある朱子文集、陸子全集等より、藤原秀鄕の太刀と稱するものなど、尙ほ多し、

第三款　古事類苑

古事類苑は、明治十二年、文部省內に於て、泰西百科全書の例に倣ひて、編纂を始めし所にして、明治二十八年、文部內務兩大臣の許可により、神宮司廳、其業を繼承し、明治四十年十月を以て、大略其編纂を完成し、目下其印刷中なり、其成る所の書、もとより、猶ほ不完全を免かれずと雖も、我國古來の類書中に於て、最も大なるものにして亦學界を稗益するものなる

を信ず。

第四款　神宮故事編纂所

神宮故事編纂所は、明治三十二年設置せし所にして、編纂委員長一人の外に、編纂委員數人を置き、大宮司の命を承けて、神宮の歴史故實等に關係する事件を、調査する所となせり。

第七項　造神宮使廳

造神宮使廳の起原は、其初を詳にせずと雖も、延喜式四の卷の規定によれば、式年正遷宮の際には、其二三年前より、神祇官造宮使を申任する事見えて、一種の臨時官たりき、延暦奏上の　皇太神宮儀式帳によれば、長官、次官、判官、主典の四等官を具へ、此他に木工長上等の技術官あり、而して、朝廷に於ては、又別に伊勢遷宮の行事といふものありて、上卿辨等、造宮使の上にありて、造宮の事を管理す。（中右記寛治八年六月二十三日の條。）

現時の制度は、明治三十一年、勅令第百二號により、使、副使、主事、技師、屬、技手ありて、造神宮使廳は、內務大臣の監督に屬し、神宮造營、及び神寶裝束調進の事を掌り、使は一人、神宮祭主を以て之に充つ、內務大臣の　指揮監督を承け、廳中の事務を管理す。

第八項　神宮奉齋會

明治五年、神宮司廳に於て、大敎を宣布し、國典を講明し、神宮の尊嚴を欽仰せしむるため、神宮敎院を創立し、全國に敎區を置き、本部敎會を設け、講社を結成せり、明治十五年、神官と敎導職と分離の際、獨立をなし、內務省の指令に據り、神宮敎と稱す、明治十七年、敎導職廢止の時、宗敎に編入せられたりと雖も、天照皇大神、豐受大神を祭祀し、皇祖の遺訓、皇上の聖勅を奉戴し、國典を攻究し、彝倫を講明し、國禮を修行し、神宮の大麻及び曆頒布の事に從ふを目的とせり、依て、明治三十一年、民法施行に際し、宗敎以外に立たむことを期し、即ち、神宮崇敬の團體となし、明治三十二年九月四日、右團體の成立及び法人資格の認可を得、之と同時に、神宮敎を解散し、從來神宮敎に屬せる　財產を擧けて、前記の目的を　有する財團法人

と爲し、神宮奉齋會と改稱せるものなりと云ふ、而して、神宮大麻及び曆は、從來神宮敎院をして頒布せしめ來りしに、今回神宮敎解散、神宮奉齋會設立に付、三十二年九月四日、內務省訓令第八二三號に基き、自今、同會をして頒布せしむることゝなれり、因て、奉齋會は、神部署に、曆及び大麻製造の實費を上納し、其曆本及び大麻を受けて、之を全國人民に配布する事を當るに至れり、是に於て、內務省は、社第二三號通牒（明治三十三年十月二十五日）を以て、其弊害を防がむが爲め、道廳府縣に向て、大麻及曆の製造頒布は、本年九月、勅令第三百七十四號を以て、神部署に於て行ふ儀に有之候得共、神部署は、直接各地方に出張して、其頒布を取扱はず、一定の契約幷に制規に依り、神宮奉齋會をして之を取扱はしむる儀に有之候に付、同會寄附行爲、添付賃義添申書、該契約幷に制規寫は、同會より貴廳へ　届出づべき旨、同會に達し置候條、御管下に於ける同會の行爲にして、右寄附行爲、同賃義添申書、契約書制規等に違背する等、不都合無之樣、相當御監督有之度、依命此段及三通牒候也と達せられたり、奉齋會は、東京に本院を置き、伊勢に大本部、各府縣に本部を置きて、其事務を分掌せしむと云ふ。

第九項　神苑會、徵古館、農業館、

中世、天下衰亂の頃より、宇治橋の內、神宮域內に營りて、宇治の町民等、店舖を殘築し、諸國參詣者の求めに應じて、土產物を鬻ぎ、神聖の地、化して市井の巷となり、其神威を汚すこと少からず、志あるもの、之を見て、齎歎せざるなし、神苑會は實に、此民家を撤除清掃し、其舊地に神苑を設くる事を目的として、創立せられし所なり、而して、其創立は明治十九年にして、廿二年に至り、熾仁親王殿下を總裁に戴き、廣く會員を募りて、資金を徵集し、遂に、豫期の如く、內宮外宮の宮域（イリタチ）入口に、美麗なる神苑を開き、且つ徵古館と農業館とを設置する事を得たり、

徵古館は、もと、二見にありしが、其後、倉田山に移轉せり、一種の博物館にして、古來の工藝美術品、幷に武器、敎育等に關する、參考品を陳列し、些少の入館料を徵して、公衆に觀覽せしむ、

農業館は、明治二十四年、外宮神苑前に建築せしが、三十八年、倉田山に移し、凡そ、我國各地の農具、漁具、養蠶具等より、五穀、百果の種物、苗物等を陳列して、廣く農業上の參考に資す、而して、神苑會が、特に、農業館を開きしは、豐受大神宮が、